総合福祉部会 第6回

H22. 8. 31 資料1-3

しょうがいしゃそうごうふくしほう かしょう ろんてん 「障 害 者 総合福祉法」(仮称)の論点についての意見 ぶんやでぃー しえん さーびす たいけい (分野 D 支援 (サービス) 体系) その3

ぶんやでぃー しえん さーびす たいけい (**分野 D 支援 (サービス) 体 系**)

こうもくでぃー せいかつじったい そく かいじょしえん さーびす とう く項目 D -2 生活実態に即した介助支援(サービス)等>

ろんてんでぃー すいしんかいぎ しーむれす さーびす かくほ ひつようせい してき 論 点 D -2-1) 推進会議では、シームレスなサービスの確保の必要性が指摘された。 さーびす ていき ちいきしえんさーびす かた サービスも提起されている。これらをふまえ、地域支援サービスのあり方についてどう 考 えるか? . . . 2

^{5んてんでぃー} げんざい ほーむへるぷ がいどへるぷ しく なん へんこう **論 点 D -2-2) 現 在のホームヘルプ、ガイドヘルプの仕組みについては、何らかの変 更** ________________________がいどへるぷ かん こべつきゅうふか ひつようが必要か?また、ガイドヘルプに関しての個別給付化は必要か?

ろんてんでぃー しょうがいとくせい ひつよう みまも あんしんかくほ そうだん 論 点 D -2-3) 障 害 特性ゆえに必要とされる見守りや安心確保の相談といった しんたいかいご か じぇんじょ じんてきさ ぽ ー と い ち 身 体介護・家事 援 助 ではない 人 的 サポートの位置づけをどうするべきか?

. . . 2 7

ろんてんでぃー いりょうてきけぁ ひつよう しょうがいしゃ ちいき さぽーとたいせい かくりつ 論点 D -2-4) 医療的ケアが必要な障害者の地域でのサポート体制を確立する しょーとすていとう きのう のぞ こえ かくほ できるショートステイ 等の機能を 望む 声 があるが、確保していくためにどのような課題 があるか? • • • 4 0

こうもくでぃー しゃかいさんかしえん さーびす **く項目 D -3 社会参加支援(サービス)>**

ろんてんでいー しょうがいしゃ しゃかいさんか てん しゅうろう しゅうがく さい かいご論点 D -3-1) 障害者の社会参加の点から就労・就学に際しての介護、 かばー かんが さい ろうどうぎょうせい きょういくぎょうせい やくわりぶんたん でカバーすると 考 えるか、その際、労働行政や教育行政との役割分担や _{ざいげん かんが} 財源をどう 考 えるか? . . . 58

ろんてんでぃー いばしょきのう ひろ なかま こうりゅう ぶんかげいじゅつかつどう 論 点 D -3-2) 居場所機能など広く仲間との 交 流 や文化 芸 術 活 動などについてど • • • 7 2

ぶんやでぃー しえん (さ ー び す) たいけい **(分野 D 支援(サービス)体系)**

こうもくでぃー せいかつじったい そく かいじょしえん さーびす とう く項目 D -2 生活実態に即した介助支援(サービス)等>

3んてんでいー すいしんかいぎ しーむれす さーびす かくほ ひつようせい してき 論 点 D -2-1) 推 進会議では、シームレスなサービスの確保の必 要 性が指摘された。 しょうがいしゃけんりじょうやく ぱーそなる あしすたんす さーびす ふく しえん また、障 害 者権利条 約では「パーソナル・アシスタンス・サービス」を含む支援 さーびす ていき サービスも提起されている。これらをふまえ、地域支援サービスのあり方についてどう かんが 考えるか?

あらいいいん 【荒井委員】

けつろん **〇結論**

ようじき こ おとな したが じんせい つう しえん なに ひつよう 幼児期から子ども、大人となるに従い、人生を通じて支援するためには何が必要な せいり きゅうふ さーびす かんが である。その際、その人のか整理して、給付されるべきサービスをしっかり考えるべきである。その際、その人 じんせい つう いっかん しえん まねじめんと しょうがいしゃけあまねじゃせいどの人生を通じて一貫した支援をマネジメントする障害者ケアマネジャー制度が ひつよう かんが 必要と考える。

いざわいいん 【伊澤委員】

〇結論

けいぞく さーびす えられるしくみ じょうきょう へんか たいおう そうだんたいせい 継続してサービスが得られる仕組みと 状 況 の変化に対応できる相談体制はひつよう ほんにん よりそいながら 必要。(本人に寄り添いながら)

〇理由

つねにじょうきょう へんか あり てきせつ たいおう こと ちいきせいかつ いじ 常に 状 況 の変化も有り、それに 適 切 に 対 応 する 事 により、地域 生 活 を維持できる!!

いしばしいいん【石橋委員】

けつろん **〇結論**

たてわ あく ざいたく せいかつ ささ きほん かんけいきかん きょうどう 縦割りイコール 悪 としないが 在 宅 の 生 活 を 支 えることを基本に 関 係 機関が 協 同ちいきしえん ひつようして地域支援サービスを 調整 することが 必要。

がくしゅう せいかつ しゅうろう せいかつばめん こべつしえん ひつよう こじん 学習、生活、就労あらゆる生活場面において個別支援が必要。また、個人のせいしんてきふたんとう そうだんしえん じゅうよう しえん 精神的負担等の相談支援も重要である。このような、支援のネットワークをつなげ たんとうしゃ ひつようる担当者も必要。

りゅう **〇**理由

がたく せいかつ かた けいい なか しえん 在宅で生活している方の経緯の中での支援サービスの担い手も継続性が ひっょう 必要 。

うじたいいん 【氏田委員】

けつろん **〇結論**

ちいきしえん さーびす 地域 支援 サービス については、生活 実態に即し、自己選択と自己決定、 けぁ まねじめんと きーゎーど ほんにんしゅたい ちいきしえんさーびす こうちく ひっょう ケアマネジメントをキーワードとする本人主体の地域支援サービスを構築する必要 さーびす しえんひせいど じだい つか かって よ おもがある。これらのサービスは支援費制度の時代のほうが使い勝手が良かったように思う。 りゅう

りゅう **〇**理由

_{おおくぼいいん} 【大久保委員】

けつろん **〇結論**

「パーソナル・アシスタンス・サービス」が具体的にどのような仕組みを指すものかはんぜん 判然としないが、ダイレクトペイメント(介助者との直接契約)とセルフマネジメントによる介助制度というものであるなら、知的障害のある人たちにとっては、そのしょうがいとくせい しえん ふきゅう しく かんが ちてきしょうがい しまん 第 皮 する仕組みとは考えられない。また、知的障害の

ひと かいじょしゃ けいやく とくてい かんけいせい おお よそん ある人と介助者の契約という特定の関係性に多くを依存することは、本人のけんりしんがい きけんせい たんが 権利侵害の危険性もはらむものと考える。

まてきしょうがい ひと く ぜんぱん ひつよう じ そうだん 知的障害のある人たちにとっては、暮らし全般にわたって、必要な時に相談やしえん う そうだんしえんたいせい ま じゅうよう かんが 支援を受けることができる相談支援体制が先ずは重要と考える。

^{おおはまいいん} 【大濱委員】

けつろん **〇結論**

とく まいにち じかん じゅうどほうもんかいご りょうしゃ ばあい けんりじょうやく か特に毎日16時間や24時間の重度訪問介護の利用者の場合は、権利条約に書かれているように、他の者(健常者)と同様の生活をするには、朝出勤前の介助、通勤介助、しょくば かいじょ とつぜん ざんぎょう ゆうがた か もの よ か がいしゅつ どうりょう の かい きゅう 職場での介助 (突然の残業もある)、夕方の買い物や余暇の外出(同僚との飲み会は急き じたく よる かいじょ なが たいおう たと じかん こうたいに決まる)、自宅での夜の介助といった流れに対応できるように例えば16時間を2交代などで、長時間同じヘルパーによる介助が必要。制度切り分けは不便。介護計画という概念もなくすべき。

0埋由

けんじょうしゃ おな しゃかいさんか よてい き げんこうせいど 健常者と同じ社会参加をするには、予定が決まっていなければいけない現行制度はふてき 不適。

しょくば かいご せんたくせい げんこう しょうがいしゃこようじょせいせいど じゅうどほうもんかいご せんたく 職場での介護も、選択性で、現行の障害者雇用助成制度か重度訪問介護を選択でき じゅうどほうもんかいご せんたく ばあい しょうがいしゃこようかいけい ぶん じぎょうひるようにして、重度訪問介護を選択した場合は障害者雇用会計からその分の事業費をくい せいど 繰り入れる制度にすべき。

けつろん **〇結論**

じかんかいごせいど じつげん しちょうそん だな パーソナルアシスタンスは 24時間介護制度が実 現していない市町村でこれを行うとやすあ ふくし じつげん にち じかん つき じかん かいご 「安上がり福祉」を実 現するツールになってしまうので、1 日 24時間 (月 744時間)の介護 しきゅうけってい ひつよう しょうがいしゃ じっし しちょうそん かぎ じぎょう ひっと く必要な障害者すべてに)実施している市町村に限って、モデル事業として行うべき。モデル事業の選 定には障害者団体の全国団体の意見を聞くべき。

りゅう **〇**理由

じゅうどほうもんかいご にち じかん ねな しちょうそん せいど ねにな たとえば、重度訪問介護を1日12時間しか行っていない市町村で、この制度を行う じゅうどほうもんかいご はんぶん たんか やと じかん あんい かんが と重度訪問介護の半分の単価でヘルパーを雇って24時間にできると安易に考え、ヘルパー制度を改善しない。

せいど かいし し じかんかいご ひつよう じゅうど ぜんしんせいしょうがいしゃ すでにこの制度を開始したある市では、24時間介護が必要な重度の全身性障害者

にち じかん じゅうどぼうもんかいご しきゅうけってい にんこうこきゅうきりょうしゃ に 1 日 1 日 1 時間しか重度 訪問介護を支給決定していない(人工呼吸器利用者のみ 2 4 じかんみと 時間認めている)。この市はホームページでのパーソナルアシスタント制度の説明で(200 じかん れい じかん えん かりたんか まんえんぶん かいじょひ しきゅう う 時間の例で)「200時間×2200円(仮単価)=44万円分の介助費の支給を受ける」「費用のがく げんざい どうすいじゅん じかん えんみまん かいじょしゃ み ばあい なは現在と同水準」「1時間あたり2200円未満で介助者を見つけることができた場合は、ときまかず いま ぞうか きさい 時間数が今より増加」と記載している。

_{おかべいいん} 【岡部委員】

けつろん **〇結論**

しょうがいしゃ せいかつ わぎ 障害者の生活を輪切りにしないシームレスなサービスとして重度訪問介護のような長時間見守り型介護がある。しかし、重度訪問介護の対象者の範囲は四肢麻痺したいふじゆうしゃ げんてい ちょうじかん りょう こっこふたんきじゅん せいやく の肢体不自由者に限定されており、長時間の利用には国庫負担基準の制約もある。 たいしょうしゃ ひろむだいおよ ひつよう きゅうふ かくほ ざいせいせいど こうちく はか 対象者の拡大及び必要な給付を確保できる財政制度の構築を図るとともに、かのう がいしょう こべつほうかつしえん であればその名称も「個別包括支援(パーソナル・アシスタンス・サービス)」等へんこう じゅうらい にちじょうせいかつしえん もど変更するか、従来の「日常生活支援」に戻すべき。

おざわいいん 【**小澤委員**】

けつろん **〇結論**

にっちゅうかつどう しゃかいさんか きょじゅう いどう こみゅにけーしょん かくしえんじぎょう さいへん・日中活動、社会参加、居住、移動、コミュニケーションの各支援事業に再編し、とうじしゃしゅたい さーびす りょうしすてむ ぱーそなる あしすたんす さーびす 当事者主体のサービスの利用システムとして、パーソナル・アシスタンス・サービスをどうにゅう 導入する。

りゆう

つうじょう さーびす しきゅう しすてむ くわ とうじしゃ しゅたい せんたく
・ 通 常 の サービス の 支 給 システム に 加 え て 、 当事者 主 体 の 選 択 に よ る
さーびすしすてむ どうにゅう
サービスシステムを導 入する。

ぉ の いいん 【小野委員】

けつろん **〇結論**

ぱーそなる あしすたんす さーびす かくりつ さんせい パーソナル・アシスタンス・サービスとして確立することに賛成である。

りゅう

ほうもんけいじぎょう いどうしえんとう こべつ きゅうふたいけい しょうがいていどくぶん じょうげん 訪 問 系 事 業 や移動支援等を個別の給 付 体 系とし、かつ障 害程度区分で上限をもう ざいせいよくせい かのう けっか ちいきかん しょうがいかん設 けることによって財政 抑制は可能になっただろうが、その結果、地域間・障害間

はおいかくされたにまれた。そのため、他のものとの平等の観点から、たちな格差と谷間をつくってしまった。そのため、他のものとの平等の観点から、いかなる重い障害があっても地域で暮らすを前提とした支援体制の総合化と本人の生活実態と必要にもとづく支援とすることが望まれているため。

かどやいいん 【門屋委員】

けつろん **〇結論**

ちいきしえんさーびす あんてい せいかつ けいぞくしえん たよう しえん ほんにん つ め 地域支援サービスは安定した生活の継続支援として、多様な支援を本人に継ぎ目な とうごうしえん りそう しえん ほうこう せいどりょう かんが 無く統合支援することが理想であり、この支援の方向を制度利用においても考える ひっょう 必要がある。

さーびすないよう げんてい かぞくどうよう とーたる しえん さーびす ひつよう サービス内容を限定せずに家族同様にトータルに支援するサービスが必要です。 いみ ぱーそなるあしすたんと ほうかつてきしえん ゆうこう かんが その意味でパーソナルアシスタントのような包括的支援は有効と考えています。 ほうかつしえん かんけつてき じぎょうたい こじん まか かか こ くふう ひつよう包括支援を完結的に事業体ないし個人に任せて抱え込まない工夫が必要です。 りゅう

〇理由

現状の障がい者支援は、制度が複雑であったり、複数の法律による支援であったり、支援する担当が官民共に専門分化していたり、ライフサイクルによって制度が 意力など本人に継続統合することが困難な実情にあります。継続相談支援も まうまう ようそ おも います。相談支援には直接具体的生活支援サービスが含まれてい ます。書類作成や、移動や、ちょっとした生活で必要な手伝いは現場では必要です。 べつ ぱーそなるあしすたんと ひつよう です。両者のかかわりから、公平性を たんほ サーバルとう してはどうでしょうか。

かわさき よう いいん 【川崎(洋)委員】

〇結論

ちいきしえん こべつせいかつしえん けんまね じめんと さーびすていきょう 地域支援は個別生活支援であるから、ケアマネジメントによるサービス提供がいっよう ぱーそなる あしすたんす さーびす せいどか じっし必要である。そのためには「パーソナル・アシスタンス・サービス」が制度化され実施されることが望ましい。

〇理由

げんこう こじん にーず もとづいたさーびす かならず ていきょう 現 行では個人のニーズに基づいたサービスが必ずしも提供されていない。

しみずいいん 【**清水委員**】

〇結論

ひとり しゅたい ひび そうだんしえん ぱーそなるしえん えんぱわーめんと 一人ひとりの主体に響きあう相談支援 → パーソナル支援→エンパワーメントしえん けんりょうごしえん つら れんぞくせい なか ちいきしえんさーびす えが 支援 → 権利擁護支援と連なった連続性の中で、地域支援サービスを描いていくことができるか。

〇理由

しんたいかいご かじえんじょ いどうしえんなど ぶんるい ひつぜんせい かん そもそも身体介護、家事援助、移動支援等に分類することに必然性を感じない。 ひと ひと ひと こおう ひと こまら ひと その人のことを思い、その人がその人らしく生きていこうとすることと呼応して、共にた かい しえん てんかい こったいか なずか 立ち上がっていく支援を展開 していくことを実態化することは、難しいのか。

たけばたいいん 【**竹 端 委員**】

けつろん **〇結論**

ひとりひとりの状たいにあった支えや介じょである「パーソナルアシスタント」もふ^{5んてん}くめて、論 点 D-1-2 でのべた5つの支えん体けいが必よう。

りゆう

ひとりひとりの状たいにあった介じょ、というのは、権り条やくをまもる上で欠か すことができない部ぶんであるから。

たなか まさ いいん 【田中(正)委員】

けつろん **〇結論**

せいかつじったい そく じこせんたく じこけってい 地域支援環境を整えるうえでは、生活実態に即し、自己選択と自己決定、けあまねじめんと きーゎーど ほんにんしゅたい さーびすていきょうたいせい こうちく ケアマネジメントをキーワードとする本人主体のサービス提供体制を構築する ひつよう ぱーそなる あしすたんと さーびす ふく しえんさーびす ていあん さんどう必要がある。「パーソナル・アシスタント・サービス」を含む支援サービスの提案に賛同の まらいぜーしょん してん つらぬ うえ ひつよう じかん こすと かだいするが、ノーマライゼーションの視点を貫く上でも、必要な時間とかかるコストの課題 ぐたいてき けんとう ひつようについて、具体的に検討が必要である。

りゅう 〇理由

ぱーそなる あしすたんと さーびす こうかてき かつよう ぎろん じゅうぶん 「パーソナル・アシスタント・サービス」の効果的な活用についての議論が十分につくさていないため、コストを無視すればすべての人に必要なものであると言う結論 t_0 となり、結果としては制度としては機能しなくなる事を懸念する。

なかにしいいん

けつろん **〇結論**

りゅう **〇**理由

かいじょしゃ がいじょはしょ か か 助 者 をその場所、場所で変えられるわけではなく、介 助 内 容が変わったからといって、変えるべき 性質 のものではない。 職場での介助を企業に義務づけるとしょうがいしゃこよう がっこう かいじょ ぎむ がっこう かいじょ がっこう かいじょ がっこう かいじょ がっこう かいじょ がくゆう ふたん に負担がかか たいとう かんけい ゆうじん むす こべつ かいじょ い ほんにん じんけん ほしょうる。対等な関係を友人と結ぶためには個別の介助を入れて本人の人権を保障することが必要であるから。

なかはらいいん 【中原委員】

けつろん **〇結論**

ふくしさ - びすじぎょうしょ とうじしゃ つな やくわり は こーでぃねーと 福祉サービス事業所と当事者とを繋ぐ役割を果たす、コーディネートあるいはけあまねじめんと じんざい そんざい じゅうよう やくわり は じんざい ようせいケアマネジメントする人材の存在が重要な役割を果たす。よって、人材の養成およ こうへいせい ちゅうりつせい たんぽ かだい及びその公平性・中立性をいかに担保していくかが課題。

りゆう

けんぽう じょう じょう じょう ちいきしえん ぜんてい ひつよう 憲法 13条、14条、25条による地域支援が前提として必要となる。

にしたきいいん 【**西 滝 委員】**

けつろん **〇結論**

ちいきしえんさ - び す ほんにん のぞ せんたく けってい さ - び す 地域支援サービスは、本 人 が望み、選 択 し決 定 できるサービスでなければならない。 ぱ - そ な る あし す た ん と さ - び す じんざい かくほ ふたん こ - で ぃ ね - と「パーソナル・アシスタント・サービス」については、人 材 の確保、負担、コーディネート

たいせい しんちょう けんとう ひつよう 体制など慎重に検討する必要がある。

まょうかくしょうがいしゃ ちいきせいかつ こみゅにけーしょん じょうほう にちじょうてき しえん か 聴 覚 障 害 者の地域生 活には、コミュニケーションや情 報の日 常的な支援が欠かせない。制度としての手話通 訳 や要 約筆記支援だけでなく、地域資源としての手話のできる住 民の拡 大が大 切である。地域に手話サークルと要 約筆記サークルが活動してとうるくしゅわつうやくしゃ いちていすう さら りょうてき かくだい かつどうしえん おり、登録手話通訳者が一定数いる。これらの更なる量的な拡大と活動支援、ちいき たんい こうかてき かつよう ねっとわーくか こーでィネートきのう せいび ひつよう機能の整備も必要である。

のはらいいん 【野原委員】

けつろん **〇結論**

じかんかんご かいご ひつよう かんじゃ ちいき う い きばん ざいたく いこう (1) 24時間看護、介護が必要な患者が、地域の受け入れ基盤がないまま、在宅に移行とく じゅうとくなんびょうかんじゃ ざいたくい ほうもんしんりょう そうだん ふく されている…特に重篤難病患者への在宅医の訪問診療・相談を含めたたいせいこうちく ひつよう 体制構築が必要。

いりょうかたりょうようびょうしょう さくげん ちょく きんきゅう ぞうしょう かくじゅう 医療型療養病床施設の削減を直ちにやめ、その緊急な増床・拡充をすること。

なんびょう まんせいしっかん こ ほうもんかんご あら せいどか りょう (2) 難病・慢性疾患をもつ子どもへの訪問看護サービスを新たに制度化し、利用 ばしょ きょたく げんてい りょうしゃ せいかつかんきょう する場所を居宅に限定せず、利用者の生活環境やライフステージにあわせ、とくれい がっこう がいしゅっじ りょう かのう ちゅうなん たいおう 特例として学校や外出時の利用も可能とするなど柔軟に対応できるようにすること。

りゆう

ばんざい ほうもんかんご いりょうほけんせいど じっし しんりょう (2)について、現在、訪問看護は医療保険制度のなかで実施されているが、診療 ほうしゅうじょう せいやく おお ちょうじかん ひんかい りょう むずか こ じりつ じりつ しえん報酬 上の制約が多く、長時間や頻回の利用は難しく、子どもの自立(自律)支援 てき こ なくし あら せいど に適していない。福祉サービスとして新たな制度をつくり、医療依存度の高い子ども たちの自律支援の確保が必要である。

【橋本委員】

けつろん **〇結論**

> ぱーそなるあしすたんと だいれくとぺいめんと じつげん ひつよう パーソナルアシスタントをダイレクトペイメントによって 実 現 する 必 要 がある。

りゅう 〇理由

とうじしゃ じこけってい そんちょう じぎょうしゃ とお かいごほしょう あ 当事者の自己決定をより尊重するためには、事業者を通さない介護保障の在り

かた けんとう **方も検討すべきである**。

ひがしがわいいん 【東川委員】

けつろん **〇結論**

パーソナル・アシスタンス・サービスを福祉サービスに 加 える。

りゆう

とく こうじのうきのうしょうがい ばあい ていけいてき しんたいかいご か じえんじょ いどうしえん 特に高次 脳 機能 障 害 の場合は、定 型 的 な 身 体 介護や家事 援 助 、移動支援ではな ひ び へんか しんたいじょうきょう かんきょう たいじんかんけい えいきょう こうどう く、日々変化する 身 体 状 況 、あるいは 環 境 な 対 人 関 係 によって 影 響 される 行 動しょうがい にんちきのう かだい ばあい ひとり でき や認知機能の課題がある場合があり、それには、一人ひとりのニーズに合わせてじゅうなん たいおう ひつよう 柔 軟 な 対 応 ができるパーソナル・アシスタンス・サービスが 必 要 であるため。

また しょうがい こうれいにんちしょうしゃ ス、すべての障害、高齢認知症者などにも、それぞれのニーズに合わせた個別支援 そうごうてき はこな たいせい あんしん せいかつ じつげんが総合的に行われる体制があれば安心した生活が実現できる。

ひろたいいん 【広田委員】

けつろん **〇結論**

ホームヘルパーは重要

りゆう

しゃかいてきにゅういんしゃ ちいき ばあい ふく 社会的入院者が地域でくらす場合などを含めて

ふくいいいん 【福井委員】

けつろん **〇 結 論**

しょうがいしゃ ちいき じりつ く ふくしさーびす だんぞく 障害者が地域で自立して暮らすためにも福祉サービスは、断続のないものであることは当然であり、権利条約で特記されている「パーソナル・アシスタント」と呼ばれるかいごしょく こじんは つ えんじょしゃ じかんしえんせいど そうせつ ひっょう さい 介護職、個人張り付け援助者による 24時間支援制度の創設も必要である。その際、かいごしょく こうてきほしょうせいど かくりつ とうぜんひつよう ちいきしえんさーびす 介護職への公的保障制度を確立することは、当然必要である。地域支援サービスは、たほうもんかいご しゅーとすてい じゅうしょうじしゃしせつ ざいたくしゃしえん けぁ ほーむ その他訪問介護、シュートスティ、重症児者施設での在宅者支援、ケアホームなど たりょうてきける れんけい かんが 医療的ケアとの連携のもとに考えていくべきである。

りゆう

ばんじょう もんだいてん かいけっ だれ しっかん じこふたん おな現状での問題点を解決しつつ、どこでも誰でもどんな疾患でも自己負担なく、同こうてきしえん うじ公的支援が受けられるようにすべきである。

ふじいいいん 【藤井委員】

けつろん **〇結論**

ちいきしえん はんにん しゅたいてき ちいきせいかっ おく せんな 地域支援サービスは、本人が主体的に地域生活を送ることを支援するサービスで ほんにん しえん ないよう かた けってい せんたく うなければならない。すなわち本人が支援の内容やあり方を決定し、選択し、受けるものでなければならない。

りゅう **〇**理由

ちいきしえん じょうゃく きてい もと しょうがいしゃ ほか もの びょうどう 地域支援サービスは、条約の規定に基づき、障害者が、他の者と 平 等に、きょじゅうち せんたく およ だれ せいかつ せんたく 居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択するためになされるべきであるため。

ふじおかいいん 【藤 岡委員】

けつろん **〇結論**

せいど つぎめ しえん 制度の継ぎ目のない支援ということでは、場所的空間としては居宅でも学校でもきぎょう びょういん こうつう かいぎ れんぞくてき つか せいど じょう 企業でも病院でも交通でも会議でも連続的 に使える制度、ライフステージ上はにゅうようじ がくれいき せいねんき せいじんき こうれいき 乳幼児 、学齢期、青年期、成人期、高齢期のいずれでも使える制度にするということ。 おそらくパーソナル・アシスタンス制度の肝は、障害者個人の自律の確保でしょう。 じぶん せいかつ いきかた じぶん き自分の生活、生き方は自分で決めるということを大切にするための提起だろうと思い

ます。

りゆう 〇理由

にんげん とら しえん じゅうょう **人間 をトータルに捉えた支援が重要** 。

プレーソナルアシスタントを雇用する障害者 に直接 (ダイレクト)費用を支払う(ペイメント)イギリスやカナダの一部などの実践 が念頭 にある提起と思われる。日本でもしょうがいしゃ きじゅんがいとうじぎょうしょ た あ じせん かくほ げんざい 障害者 が基準 該当 事業所 を立ち上げて自薦ヘルパーを確保するなど、現在 でも ぶぶんてき じっせん めん じゅうどほうかつしえん ちか そくめん 部分的に実践 されている面はある。重度包括支援もやや近い側面があるか。

わたし くわ おかべこうすけいいん はしもとみさおいいんなど いけん さんしょう 私 も詳しいことはわかりません。岡部耕 典 委員、橋本 操 委員等 の意見が参照 されるべきでしょう。

ますだいいん 【増田委員】

〇結論

ほか もの びょうどう きほん すえたちいきせいかつしえん じつげん 1にん にーず他の者との平 等を基本に据えた地域生活支援を実現する. 1 人1 人のニーズにありせたしえん おこなう合わせた支援を行う.

_{みうらいいん} 【三浦委員】

けつろん **〇結論**

〇理由

きそんせいど せいごう はか わ くに ぱーそ なる あしす たんす せいどか 既存制度との 整 合 を図りつつ、我が国におけるパーソナル・アシスタンスの制度化をはか かんが 図 る べきと 考 え る ため。

^{みつますいいん} 【光増委員】

けつろん **〇結論**

シームレスなサービスとは何か、「パーソナル・アシスタンス・サービス」はどのようなものであるか、 周 知した上で論議する必要がある。

りゅう **〇**理 由

シームレスなサービスを複数のサービスを違和感なく統合して利用できることとかいしゃく げんざい かいごきゅうふ たと せいかつかいご たんきにゆう解釈 するならば、現在、介護給付(例えばホームヘルプ、生活介護、短期入しよ ちいきせいかつしえんじぎょう いどうしえん につちゆういちじしえん とう所など)と地域生活支援事業(移動支援—ガイドヘルプ、日中一時支援)等をく あ じゃく あ しいかと りょう はから はあい かと制限される場合がある。

「パーソナル・アシスタンス・サービス」も必要だが、用語と内容を共通理解し $_{j\bar{\lambda}}$ $_{j\bar$

もりいいん 【森委員】

〇結論

これまでは、教育、医療、福祉などのサービスが、それぞれの法制度による制限、たてわ せいど しゃかいせいかつ もくひょう じつげん しょかつどう いわゆる縦割りの制度のために、社会生活の目標を実現するための諸活動をえんかつ かつよう 円滑に活用できないだけでなく、また、障害者の主体性も発揮できない状況 しょうがいしゃ じりつしえん しゅたいてき せいかつもくひょう と く じつげん があった。障害者の自立支援、主体的な生活目標への取り組みを実現し、そのかてい なか かだいかいけつのうりょく こうじょう えんぱわめんと こうじょう 過程の中から課題解決能力の向上、すなわちエンパワメントの向上をはかるためには、「パーソナル・アシスタンス・サービス」の導入が求められる。

〇理由

ちいきしえんさーびす しょうがいしゃけんりじょうやく きてい もと しょうがいしゃ た もの 地域支援サービスは、障害者権利条約の規定に基づき、障害者が他の者とびょうどう きょじゅうち せんたく およ だれ せいかつ せんたく ア 等に、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択するためになされるべきである。

ゃまもといいん 【山 本委員】

けつろん **〇結論**

き め ぱーそなるあしすたんとせいど ひつよう 切れ目のないパーソナルアシスタント制度が必要

せいしんしょうがいしゃ ねっこう じかん にち たいき おんこーる か 精神障害者にとって必要な24時間365日の待機(オンコールで駆けつけてくれるあん な はしょ なん つう ひつようど へんか せいしんしょうがいしゃ るいは駆け込める場所)、また年を通じて必要度が変化する精神障害者にとっては そうじかん ねんたんい しきゅうけってい なかみ なに つか 使いやすい制度として、総時間を年単位で支給決定し、その中身は何に使おうが じゅう しく ひつよう 自由という仕組みが必要である

りゆう 〇理由

しょうがい しょうがい しょうどう せいぞんけん こうふくついきゅうけん きほんてき 障害があっても他のものと平等に生存権および幸福追求権などの基本的 しんけん ほしょう 人権が保障されるために必要

あら しゃかいてきにゅういん つく ちいきいこう じょうき とりわけ新たな社会的入院を作らないため、そして地域移行のためには上記のたいせい ひっす体制が必須

5んてんでぃー 論 点 D -2-2) 現 在のホームヘルプ、ガイドヘルプの仕組みについては、何らかの変 更 ^{ひつよう}がいどへるぷかん こべつきゅうふか ひつよう が必 要か?また、ガイドヘルプに関しての個別給付化は必 要か?

あさひないいん 【朝比奈委員】

〇結論

がいどへるぷ こべつきゅうふか ひつよう こうどうえんご ふくんでたんかせってい だんかいていど ガイドヘルプの個別給付化は必要。行動援護も含んで単価設定を2段階程度とし、ほーむへるぷ がいどへるぷ べつべつ しきゅうけってい けい じかんすう ホームヘルプ・ガイドヘルプを別々に支給決定するのではなく、合計した時間数としきゅうけってい じょうきょう おうじてつかいわけたほう こうりつてきして支給決定し、状況に応じて使い分けた方が効率的。

いざわいいん 【伊澤委員】

〇結論

ほうしゅうたんか さいけんとう ひつよう しえんたいしょうしゃ じょうきょう そくして ちょうじかん 報 酬 単価の 再 検 討 は 必 要 。 また支援 対 象 者 の 状 況 に即して、長 時 間へる ぷ かのう こえがけ めくばり はいりょ きちょう たんしゅくぱ たーん ヘルプも可能とするとともに、「声掛け/目配り/配 慮」を基 調 とした 短 縮 パターン ぷ ちへる ぷ せいどか きかくか ひつよう たとえば こべつ すうにん (プチヘルプ) などの制度化、規格化も 必 要 である。また例えば、個別だけでなく、数 人どうじたいおう がい どへる ぷ ふくめかんがえられる への同時 対 応 もガイドヘルプも含め考えられるのではないか。

〇理由

さーびす きょうきゅうたいせい ととのえるうえ ほうしゅうたんかみなおし じゅうよう たんじかん サービスの 供 給 体制を整える上で報酬単価見直しは重要。また短時間のへるぷ かかわり ちかつせん たーあうとりーち せいかつさ ぽーとじぎょう ヘルプや関わり (たとえば地活センターアウトリーチや生活サポート事業により)でせいかつ あんてい かくほ れい おおい しょうがいとくせい こじんこじん しえん ないよう生活の安定を確保している例は多い。障害特性や、個人個人によって、支援の内容にとなる じゅうなん たいおう よいが異なる。それに柔軟に対応できると良い。

いしばしいいん 【石 橋委員】

けつろん **〇 結 論**

世組み

こうきん しょう こうへい しく ひつよう りょうしゃ じぎょうしょ しえんしゃ 公金の使用であるから公平な仕組みが必要。利用者⇔事業所⇔支援者 ないよう せいさ ひつよう かんまた、ホームヘルプ、ガイドヘルプの内容を精査する必要も感じる。

こべつきゅうふか ひつよう 個別給付化は必要か?

しかくしょうがいしゃ しんたいしょうがいじしゃ いどうしえん こべつきゅうふ 視覚障害者と身体障害児者の移動支援は個別給付にする。

だんたいかつどう てきょう いどうしえん ひつよう だんたいかつどう かんけい ただし、団体活動への適用は、移動支援を必要としない団体活動との関係で べっとぎろん ひつよう かんが 別途議論が必要と考える。

りゆう

きそん しんたいしょうがいしゃふくしほう しえんひせいどおよ かいごほけん 既存の身体障害者福祉法、支援費制度及び介護保険のシステムからの移行で手続しちょうそん じぎょうしょ こと りょうしゃ じりつしえんほう りかい きが市町村、事業所によって異なり、また利用者が自立支援法のシステムを理解されていないため、ヘルパーが困惑している。

うじたいいん 【氏田委員】

けつろん **〇結論**

こべつきゅうふか ひつよう しょうがいしゅべつ しえん しかた ちが 個別給付化は必要である。障害種別によって支援の仕方が違っており、それぞれ の支援について専門性を要する。そのため、ホームヘルプ、ガイドヘルプなど家事支援をするヘルパーあるいは同行するヘルパーともに定期的な研修による専門化が必要である。研修を通して専門化していくことで重度の障害のある人への支援も可能と なると考える。また当然のことながらホームヘルプやガイドヘルプを職業として成りた たせるための位置づけと財源が必要である。

りゆう

現行制度では、介護等給付としての「行動援護」、地域生活支援事業としての「行動援護」、地域生活支援事業としての「行動援護」、地域生活支援事業としての「ホームへルプ・ガイドへルプ」となっているが、発達障害児者が地域生活を営むためには、もっときめ細やかな多段階の「生活支援事業の枠組みで実施するものにも2段階は、ガイドへルプでも地域生活支援事業の枠組みで実施するものにも2段階は、ガイドへルプでも地域生活支援事業の枠組みで実施するものにも2段階は、ガイドへルプでも地域生活支援事業の枠組みで実施するものにも2段階は、ガイドへルプでも地域生活支援事業の枠組みで実施するものなどを用したり、「行動援護」までではないが、介護等給付の中で実施するものなどを用したり、「行動援護」までではないが、介護等給付の中で実施するものなどを用したりまるなどして、その時々の子どもの状態像や移動場面や生活方がいじと者を選択できるとよいと考える。何故なら、同じたりの発達によりますがいりますが、のうみってを選択できるとよいと考える。何故なら、同じたがのとり、はよりであるかもしれないるが、かがの行き慣れた場所であれば「声かけ・見守り」の支援で十分であるかもしれないが、かがあの行き慣れた場所であれば「声かけ・見守り」の支援で十分であるかもしれないが、かがまりますとはより、初めての場所では濃密な支援が必要な場合もあるからである。これないがは、一方、初めての場所では。密な支援が必要な場合もあるからである。これないがは、といるでは、一方、初めての場所では、である。またが必要な場合もあるからである。これないがは、といるではである。またが必要な場合もあるからである。これないがは、といるでは、おいきで、これないきがは、とくるるが、のでである。でで、ことが望ましい。

_{おおくぼいいん} 【大久保委員】

けつろん **〇結論**

かんけいせい しょうがい たい せんもんせい じゅうよう かんが からの関係性と障害に対する専門性が重要と考える。また、ガイドヘルプについ

こべつきゅうふか ひつよう かんが ては個別給付化が必要と考える。

りゆう 〇理由

おてきしょうがい かと 知的障害のある人たちにとっては、ホームヘルプ、ガイドヘルプは、本人の精神的 あんてい おも はいりょ えんじょ えんかっ すす ひつよう ひごろな安定や思いなどに配慮し、その援助を円滑に進める必要がある。そのため、日頃かんけいせい しょうがい たい せんもんせい じゅうよう かんが からの関係性や障害に対する専門性が重要と考える。また、ガイドヘルプは地域せいかつ すす こべつきゅうふか ぜんこくてき 生活を進めていくうえでの重要なサービスであり、個別給付化により、全国的にいっていすいじゅん かくほ ひつよう かんが 一定水準を確保する必要があると考える。

^{おおはまいいん} 【大 濱委員】

けつろん **〇結論**

こべつきゅうふか ひつよう しょうがいしゃ がいしゅつ ひつよう こべつきゅうふか じゅうよう 個別給付化が必要。障害者にとって外出は必要であり、個別給付化は重要である。

_{おかべいいん} 【岡部委員】

けつろん **〇結論**

しんたいかいご か じぇんじょ いどうかいご こうどうえんご 現 在のホームヘルプ・ガイドヘルプは、身体介護・家事援助・移動介護・行動援護 きのうべつ じゅんかいがた ほうもんかいご じゅうどほうもんかいごとう ちょうじかんみまも かたなどの機能別・巡回型の訪問介護と重度訪問介護等による長時間見守り型のこべつほうかつしえん さいへん 個別包括支援(パーソナルアシスタンス)の二つのカテゴリーに再編されたほうがよい。

りゆう 〇理由

りょうしゃ えんじょ かんが かた じぎょうしょ けんしゅう あ かた こと 面 者では援助の考え方、事業所やヘルパー研修の在り方などが異なるため、 どういっ お そご しょう 同一のカテゴリーに置くことでは齟齬が生じる。

おだじまいいん

けつろん **分結論**

ほっむへるぷ がいどへるぷ くべつ なく じゅうどほうもんかいご いっぽんか ホームヘルプ、ガイドヘルプという区別を無くして、重度訪問介護のような一本化させいど ちてきしょうがいしゃ つかえるれた制度を知的障害者も使えるようにする。

りゆう

はっしゃ はっしゃ へるぷ がいどへるぷ いっぽんか せいど つかいやすい 利用者にとってはホームヘルプとガイドヘルプが一本化されている制度が使いやすいから。

ぉ のいいん 【小野委員】

けつろん **〇結論**

へんこう かいかく ひつよう こっこふたんきんせいど いちづ変 更というより改革が必要であり、国庫負担金制度に位置付けるべきである。

りゆう

ろんてん 論 点 D-1-5) と論 点 D-2-1) と同じ理由である。

かどやいいん 【門屋委員】

けつろん **〇結論**

ほーむへるぱ ぱーそなるあしすたんときのう ついか けんとう ひつよう ホームヘルパー の パーソナルアシスタント 機能 の 追加 の 検 討 が 必 要 で す 。 ぱーそなるあしすたんときのう がいどへるぷ ふくむこと おも げんじょうパーソナルアシスタント機能にはガイドヘルプも含媚とでもよろしいと思います。現 状がいどへるぷ こべつきゅうふか ひつよう でもガイドヘルプの個別給付化は必要です。

りゆう 〇理由

> ゅんてい せいかつ ぱーそなるあしすたんとしえん めざ 安定した生活のためには、パーソナルアシスタント支援を目指すべきです。 しーむれす しえん じつげん うえ ひつよう シームレスな支援を実現する上でも必要です。

かわさき よう いいん 【川崎(洋)委員】

〇結論

しゃ たいしてほーむへるぷ せっきょくてき ひと ようせい 精神障がい者に対してホームヘルプを積極的にする人を養成すべきである。

〇理由

げんざい しゃ ほーむへるぷさーびす けいえん げんしょう しょうがい 現 在精神障がい者へのホームヘルプサービスが敬遠される 現 象 がある。障 害 がわからないので携われないという事業所もあると聞く。行 政 の責任で養成講座がせっきょくてき ひらかれるひつよう いりょう れんけい ひつようせい おおきい 積 極 的に開かれる必要がある。また医療との連携の必要性も大きい。

_{きみづかいいん} 【君 塚委員】

o 結論

しょうがいじ こそだ しえん さぽーと じゅうじつ ほ障 害児の子育て支援のサポートを充実して欲しい。

りゆう

みしゅうがくじ へるぱ りょう きび かんが しょうがい じゅょう せいかつふあんとくに、未就学児へのヘルパー利用が厳しいように考える。障害の受容、生活不安かか けいけん すく わか かてい しえん じゅうじつ ほなどを抱えた経験の少ない若い家庭への支援を充実して欲しい。

くらたいいん 【**倉田委員**】

けつろん **〇結論**

ホームへルプ、ガイドへルプは、共に障害者の基本的な生活を保障するためのせいど しえん たいしょう きょたくない がいしゅつとき くべつ せいかつぜんぱん いちげんてき 制度であるから、支援の対象を居宅内、外出時に区別せず、生活全般を一元的しえん こべつきゅうふじぎょう いったいか じぎょう じっせきがく に支援するための個別給付事業として一体化するとともに、事業の実績額は全て こっこふたんきじゅんがく 国庫負担基準額とすべきである。

りゆう

りょうじょうきょう ちいきかくさ けんちょ ちいきかくさ ぜせい ガイドヘルプは、サービス利用 状 況 の地域格差が 顕 著 なため、地域格差を是正す かんてん こべつきゅうふか ていきょうる 観 点 から 個別 給付化するとともに、ホームヘルプと一体化してサービス 提 供じぎょうしょ じゅうじつ こべつきゅうふ てきせいか はか かんが 事 業 所の 充 実 、個別 給 付の適正化を図 るべきと考 え る。

こんどういいん 【近藤委員】

けつろん **〇結論**

はうしゅうたんか ひく じんざいかくほ こんなん じょうきょう がい どへるぷ つういんじ 報酬 単価の低さにより人材確保が困難な状況や、ガイドへルプによる通院時 しえん さい ほうしゅうさんてい たいきじ と あっか とう りょうじょう 支援の際の報酬算定されない待機時の取り扱い等といった利用上のさまざまな むじゅん かいぜん さいいじょう もの かいごほけんいこうご りょうしゃふたん ふせいごう 矛盾の改善、また、65歳以上の者について介護保険移行後の利用者負担の不整合に かかる調整対応課題等を解決し、必要に応じた利用を可能とする制度にするべきである。

こべつきゅうふか ひつよう 個別給付化は必要である。

りゆう 〇理由

せいかつ しゃかいさんか ほーむへるぷ がいどへるぷ きわ じゅうよう 生活や社会参加にとって、ホームヘルプ、ガイドヘルプは極めて重要である。 げんこう しちょうそん ざいげん しきゅうりょう さゆう こべつきゅうふ ひつよう現行では、市町村の財源に支給量が左右されているため、個別給付とし、必要なりょう かくほ を確保するべきである。

さいとういいん 【 齋 藤 委員】

けつろん **〇結論**

こべつきゅうふか ひつよう とうぜん ガイドヘルプの個別給付化が必要なのは当然である。

りゅう 〇理由

しえん ちいきせいかつしえんじぎょう いちづガイドヘルプはホームヘルプと切り離し、移動支援として地域生活支援事業に位置付

かいごほけんせいど いどうしえん かいごほけん いったいか かんが おこな けたのも介護保険制度には移動支援がないことやら介護保険との一体化を考えて行ったことであり、一から見直すべきである。

たけばたいいん 【竹端委員】

けつろん **〇結論**

ほーむへるぷ がいどへるぷ ポーチなるあしすたんと うえ ホームヘルプやガイドヘルプはげんそくパーソナルアシスタントとした上で、それをもと ひと にーど おう し こべつきゅうふか ひつ 求める人のニードに応じた支えんがなされる仕くみ(個別給付化)は必よう。

りゆう

それがないと 権 り条 やくがいう「ほかのひとと 同 じようなくらし(他の者 との ない。 本等)」がまもれないから。

たなか のぶ いいん 【田中(伸)委員】

けつろん **〇結論**

しょうがいしゃ にーず おう しえん じゅうなん おこな う こうちく 障害者のニーズに応じた支援を柔軟に行い得るものとして構築すべきである。 がいどへる ぷ ちほう つよ しゃりょういそう いどうしえん カイドヘルプについては、地方において要望の強い車両移送による移動支援や、2 にちかん いどうしえん たい じゅうなん たいおう がいどへる ぷ 日間にわたる移動支援などに対して柔軟に対応すべきである。そして、ガイドヘルプかん こべつきゅうふか ひつようふかけつ に関しての個別給付化は必要不可欠である。

りゆう

ほーむへるぷ しょうがいしゃ にちじょうせいかつ ささ しえん ちいき せいかつ けんり ホームヘルプは障害者の日常生活を支える支援として、「地域で生活する権利」 じっしつか だいどへるぷ けんぽう じょう さだ を実質化するものとして重要である。また、ガイドヘルプは、憲法 22条で定められている居住・移転の自由を障害者が行使するために必要不可欠な支援である。 きょじゅう いてん じゆう しょうがいしゃ こうし ひつようふかけつ しえん でいる居住・移転の自由を障害者が行使するために必要不可欠な支援である。 きょじゅう いてん じゆう せいしんてきじゆう そくめん ゆう じゅうよう きほんてきじんけん 居住・移転の自由は精神的自由の側面をも有する重要な基本的人権であるから、 にほしょう しえん ひょう こべつきゅうふか これを保障するための支援にかかる費用は個別給付化すべきである。

たなか まさ いいん 【田中 (正)委員】

けつろん **〇結論**

しょうがいじ ほーむへるぷ しきゅう いくじしえん しゃ けんとう ひつよう 障害児のホームヘルプの支給は育児支援も視野にいれ検討をすることが必要である。また発達障害などの障害特性を見立てて、特性に応じた個別支援計画をりつあん しえんしゃ のうりょく こうじょう もと 立案する支援者の能力の向上が求められている。ガイドヘルプに関しての個別きゅうふか ひつよう かん たいしょう かん こすと もんだい 給付化は必要と考えるが、対象に関しては、かかる時間とコストの問題だけではな

りょうもくてき じかん く、利用目的と時間などについても検討が必要である。

りゅう 〇理由

しょうがいじ しょうがいじ ばあい いくじ かいご わ こんなん ちいき 障害 児については、障害 児の場合、育児と介護を分けることは困難であり、地域のほいくさーびす こそだ しえんさーびす りょう ばあい ほーむへる ぷさーびす りょう保育サービスや子育て支援サービスが利用できない場合は、ホームヘルプサービスを利用できるよう 調整 や検討をしていくべきであると考える。障害ゆえに移動や食事のかいじょ はいせつ にゅうよく しえん よう しょうがいじ おんれい 介助、排泄や入浴に支援を要することは障害児であっても同様であるが、年齢でくぎ にょうきょう はあく ぜんてい ひつよう しえん ねんとう おき 区切りにくい状況があり、個別の把握を前提に必要な支援であることを念頭に置き、しきゅう けんとう たきである。

ばんこうせいど かいごとうきゅうふ きょたくかいご こうどうえんご じゅうどほうもんかいご また現 行制度の介護等給付として「居宅介護」「行動援護」、「重度訪問介護」、 ちいきせいかつしえんじぎょう いどうしえん 地域生活支援事業として「移動支援」となっているが、訓練等給付に受け皿が無い ふく げんじょう りょう ぜんこくいちりつ しょうきょう しくことも含めて現状の利用が全国一律とはいえない状況があり、仕組みについてのけんとう な た ざいげん むし ひつよう ひと ひつよう さーびす とど 付んとう な た ざいげん むし ひつよう ひと ひっよう さーびす とど 付んしょう な だいげん むし ひっよう ひと ひっよう さー びま とどは記ましいが、財源を無視すれば必要な人に必要なサービスが届けられることは望ましいが、財源上の制約において必要さの基準を見極めねばならない時、個 へつ じじょう きじゅん もう 別な事情で基準を設けるのは難しい。

なかにしいいん 【中 西委員】

けつろん **〇結論**

は - も \wedge る $\stackrel{\circ}{\circ}$ は $\stackrel{\circ}{\circ}$ に $\stackrel{\circ}{\circ}$ は $\stackrel{\circ}{\circ}$ は $\stackrel{\circ}{\circ}$ な $\stackrel{\circ}{\circ}$ に $\stackrel{\circ}{\circ}$ は $\stackrel{\circ}{\circ}$ に $\stackrel{\circ}{\circ}$ も $\stackrel{\circ}{\circ}$ に $\stackrel{\circ}{\circ}$ は $\stackrel{\circ}{\circ}$ に $\stackrel{\circ}{\circ}$ に $\stackrel{\circ}{\circ}$ は $\stackrel{\circ}{\circ}$ に $\stackrel{\circ}{\circ}$ に

りゆう

ホームヘルプサービス の し く み は 支 給 決 定 の プロセス と 判 定 方法 に か でいかるもでるてき かんが はい メディカルモデル的な 考 えが入っており、使い勝手がよくない。 命 の危険がなけれ かいじょさーびす で しすてむ しゃかいさんか みまも にーーズを が い じょさーびす しきゅう ふ がいじょさー ビスが出ないというシステムになっており、社 会参加や見守りのニーズを うった ましせー ビス 支 給 は増えないしくみになっている。ガイドヘルプについては移動 かいご えてもサービス支 給 は増えないしくみになっている。ガイドヘルプについては移動 がいご さいさいじょう ちいきせいかっしえんじぎょう たいきがいしょう ないとしていたものが 財 政 的 事 情 で 地域生 活 支援事 業 に落とし込 じじょう がい どへる ぷ ひつようせい しんたいしょうがいしゃ じゅうどほうもんかいご まれた 事情があり、ガイドヘルプの必要性は身体障害者の重度訪問介護で移動かいご かと かいる中では不当な扱いといわざるを得ない。早急に個別給付にもど すべきである。

なかはらいいん 【中原委員】

けつろん **〇結論**

ちいきせいかつしえんじぎょう たいしょう いどうしえん がい どへるぷ こべつきゅうふ 地域 生 活 支援 事 業 の 対 象 となっている移動支援(ガイドヘルプ)は個別 給 付 のたいしょう しく あらた 対 象 とするとともに、利用しやすい仕組みに 改 めるべきである。

りゆう

しょうがいしゃじりつしえんぼう しこう いどうしえん ちいきせいかつしえんじぎょう たいしょうじぎょう 障害者自立支援法の施行により移動支援は地域生活支援事業の対象事業と とうごうほじょきん ざいせい きび しちょうそん りょうせいげん きゅうふなったが、統合補助金であることから財政の厳しい市町村では利用制限や給付よくせい こべつきゅうふ じぎょう きょたくかいご じぎょうかん 抑制するなどの問題がある。また、個別給付の事業である居宅介護との事業間のかくさ しょう 格差も生じている。

お動支援は障害のある人たちの社会参加に最も重要な支援であるが、例えばげんざいつういんとうかいじょでいきてきっつういんとうかいじょでいきてきっつういんとうかいじょでいきなりは定期的な通院にしか支給が認められていないなど利用にかんせいやくがおおさいないがんしゃかいせいかついとなりまする制約も大きく、最低限の社会生活を営むことが出来るだけの十分ないきゅうりょうかくほかずかいとようまないでもまるだけの十分ないきゅうりょうかくほかずかいとようますが、こうきょうこうつうもうの多量については車両によるものが主であるが、運転者1名がたいおうはあいいどうはあいる。また、過疎地域など公共交通網の発達していない地域での移動については車両によるものが主であるが、運転者1名がたいおうはあいいどうさんていないなど多くの問題がある。

にしたきいいん 【**西 滝 委員】**

けつろん **〇結論**

けるほ か にゅうきょしゃ りょう ケアホームの 入 居 者が利用できるよう、ガイドヘルプの要 件の緩和が必要である。 しょくほうこうい にゅうきょしゃ がいしゅつしえん つういんとき どうこうとう りょう たいしょう 触 法行為のある入 居 者の外 出支援、通院 時の同 行 等も利用の対象とすること。 こうどうえんご りょうようけん かんわ たいしょうしゃ かくだい けるほ むにゅうきょしゃ じゅうどう で 動援護の利用要件の緩和、対象者を拡大すること。ケアホーム入居者の重度・こうれいか いりょうてきしえん ひつようせい すす こべつ たいおう 高齢化、医療的支援の必要性が進むなかで、個別に対応できるホームヘルプの利用ようけん かんわ へるぱ りょう ばあい うんえいひ だいりじゅりょう ほうしゅう で その緩和をおこなうこと。ヘルパー利用した場合も運営費(代理受領している報酬) ほうしゅう げんがく おこと こみゅにけーしょんしゅだん ていきょう たいせい ひつようまた、利用者が望むコミュニケーション手段が提供できる体制が必要。

のはらいいん

けつろん **〇結論**

しんたいしょうがいしゃきょたくせいかつしえんじぎょう しゃかいさんかしえん たいしょう (1)かつての身体障害者居宅生活支援事業のような社会参加支援の対象に、じゅうとくなんびょうかんじゃ こた めいき いりょうかんけい 重篤難病患者のニーズに応えることを明記すべきである。医療関係ケアが

ふかけつ しゃかいさんかしえん げんじょう ふかのう 不可欠の社会参加支援は、現状では不可能。

じゅうとくなんびょうかんじゃ がいしゅつしえん ようぼう せつじつ いりょうかんけいしゃ 重 篤 難 病 患 者の外 出 支援への要 望 は 切 実 である。しかし、医 療 関 係 者のしえん こんなん がいしゅつ げんじつ えぬぴーおー ささ 支援なくては 困 難 な 外 出 は、現 実 にはボランティアや N P 0 によって 支 えられ、制度的 保 障 がない。

げんこうせいど きょたくかいご ばっぽんてき みなお なんびょう まんせいしっかん 現 行制度のホームヘルプ(居 宅介護)を抜本的に見直して、難病や慢性疾患 しえんないよう いどうかいじょ しゅうなんをもつ人たちも利用しやすい制度とし、支援内容も移動介助などにも柔軟にたいおう 対応できるようにすること。

いどうしえん つうじょ こ しゃかいせいかつ ひつよう (2) ガイドヘルプ (移動支援) は、通 学 や通 所 など子どもの社 会 生 活 にとって 必 要 ば さんか ほしょう な場への参加を 保 障 するための制度として、ヘルパーの付き添いだけでなく、自動車 による移送サービスも含めた活 用ができるよう見直すこと。

りゆう **〇**理由

せいにつかんかんじゃ にちじょうせいかつ じぶん 慢性疾患患者は、日常生活を自分のペースでならある程度は「できる」人が多く、それゆえに現在でも心臓疾患患者でホームヘルプを受けられる人は限られています。しかし、日常生活上で必要な家事でも身体に負担になり病状を悪化させることもしばしばあり、そのことも理解した家事や日常生活の支援が必要です。また、なが、きょり さかみち ながの徒歩での移動は困難であり、また負担になりセーブすることが必要です。通院、通学、通勤などの時に、車による移動などの支援が必要。現行のガイドヘルプの個別給付は当然ですが、ホームヘルプと合わせてのばっぽんてき。みなお ひつよう が必要。現行のガイドヘルプの個別給付は当然ですが、ホームヘルプと合わせてのばっぽんてき。みなお ひつよう が必要。

ひがしがわいいん 【東川委員】

けつろん **〇結論**

ぎょうむないよう りんきおうへん たいおう ひつよう しえん たようか ホームヘルプの業務内容を臨機応変な対応も必要な支援とし、多様化すべきである。

こべつきゅうふか ひつよう ガイドヘルプは個別給付化が必要である。

の理由

せいかつこうい しえん えんじょしゃ ほそき せいかつ なが そ いちれん 生活行為を支援する援助者は、細切れではなく、生活の流れに沿った一連の まんじょ ひつよう すべ こべつきゅうふ 援助をする必要がある。その意味では、全てを個別給付とすべきである。

ふくいいいん 【福井委員】

けつろん **〇結論**

ほー t_0 へる s_0 ひつよう じかんすう かくほ こうへい さーびす ていきょう ホームヘルプなど 必要な時間数が確保され、かつ公平にサービスが提供されるよ がいどらいん かいはつ のぞ けいぞくてきしえん ひつょうせい つか うガイドラインの 開 発 が望 まれる。 継 続 的 支援の必 要 性から、もっと 使 いやすい せいど かいぜん ふくしろうどうしゃ ろうどうじょうけん ばっぽんてきかいぜん しょうび制度に改善すべきであり、福祉労働者としての労働条件の抜本的改善も焦眉の かだい がいどへるぷ こべつきゅうふか ひつよう かんが 課題である。ガイドヘルプの個別給付化も必要と考える。

りゆう 〇理由

かぞくかいご しんこく げんじょう げんかいじょうきょう たんしんしゃ しゃかいさんか そくしん み家族介護の深刻な現状と限界状況、単身者の社会参加の促進などから見て、 いっそう せいどかくじゅう のぞ ふくしげんば ひとでぶそく まんせいか りしょくしゃ おお 一層の制度拡充が望まれる。福祉現場では、人手不足が慢性化し、離職者が多く、 みぶんほしょう ばっぽんてきかいぜん せつぼう 身分保障の抜本的改善が切望される。

ふじいいいん 【藤井委員】

けつろん **〇結論**

がん こべつきゅうふか ひつよう ガイドヘルプに関しての個別給付化は必要である。

りゆう 〇理由

が まいきせいかつ か しゅべつ と ひと ガイドヘルプは地域 生 活 における欠かせないサービスであり、 種 別 を問わず 等 しく りょう ひつよう 利用できる必要があるため。

^{ふじおかいいん} 【藤 岡委員】

けつろん **〇結論**

せいど たんじゅん つか むだ きせい と にゅういんちゅう きょたくかいごなど 制度はもっと単純 で使いやすく。無駄な規制は止める。入院 中でも居宅 介護等 は 利用できるようにする。

いどうしえん こべつきゅうふ ふかけつ 移動支援の個別給付は不可欠。

りゆう 〇理由

りょうしゃ じぎょうしゃ ふくざつす むだ じむ おお けいざいこうりつ わる 利用者にも事業者 にも複雑過ぎて、無駄な事務が多すぎて、経済 効率 も悪い。 かいご しょうがいしゃ にゅういん じたい にちじょう かいご みと じんけんきせい 障害者 は入院 する事態は日常 であり、介護が認められないことは人権 規制に ほか 他 ならない。

いどうしえん しょうがいしゃ しゃかいさんか ぜんていじょうけん けんぽう 13 じょうこじん 移動支援は障害者 が社会 参加するための前提条件として、憲法13条個人の そんげんほしょう 22じょうきょじゅういてん じゆう ほしょう いみ も きかんてき きほんてきじんけん 尊 厳 保 障、22条 居 住 移転の自由の保障の意味を持つ基幹的な基本的人権であ こべつきゅうふほしょう ふかけつり、個別給付保障は不可欠。

ますだいいん 【増田委員】

〇結論

へんこう ひつょう しょうがい ひと じったい あわせた ほーむへるぷ がいどへるぷ 変 更 は必 要. 障 害 のある人の実 態に合わせた,ホームへルプやガイドへルプのしくみ ひつよう 仕組みが必 要.

たとえば いりょうきかん がいどへるぷ おこなう いりょうきかんない しえん おこなえない 例えば、医療機関までのガイドヘルプは行うが、医療機関内の支援は行えないとい しょうがい ひと ふりえき しくみ あらためて にゅういんちゅう しえん ひっようった 障害 のある人の不利益になる仕組みは改めていく. 入院中にも支援が必要 ばあい じったい そくしたしくみ ひょうふたん くに せきにん おこなう しんたい な場合も多く、実態に即した仕組みとしていく、費用負担は国の責任で行う、身体かいご かじしえん たんか さ じゅうじ ひと せいかつ ほうしゅうたいけい 介護・家事支援の単価の差をなくし、従事する人が生活できる報酬体系とする.

_{みうらいいん} 【三浦委員】

けつろん **〇結論**

- がいどへるぷ こべつきゅうふか じったい ふ そうき けんとう・ガイドヘルプの個別給付化については、実態を踏まえ早期に検討されるべきである。 ほーむへるぷ ぱーそなる あしすたんす かんけいせい せいり おこない しく けんとう・ホームヘルプはパーソナル・アシスタンスとの関係性の整理を行い、仕組みを検討する必要がある。
- りゆう
 - しゃかいさんか そくしん かんてん かくじつ ほしょう しえん かんが 社会参加の促進という観点から、確実に保障されるべき支援であると考える ため。
 - さんしょう • D-2-1 参 照

^{みつますいいん} 【光増委員】

けつろん **〇結論**

こべつきゆうふか きんきゆう かだい ガイドヘルプの個別 給付化は緊急 な課題である。

りゅう **〇**理 由

しちょうそんじぎょう こべつきゆうふ か た しちょうそん つかガイドヘルプは市 町 村事 業 なので、個別 給 付化しないと、他の市 町 村では使ふべん しょうえない不便さが 生 じているため

もりいいん 【森委員】

〇結論

しょうがいしゃじしん しゅたいてき しゃかいさんか しゃかい こうせいいん やくわり 障 害 者 自身による主体的な社会参加と社会における構成員としての役割をにな がいどへるぷ いどうしえん ひっす がいどへるぷ かん こべつ担うためには、ガイドヘルプによる移動支援が必須であり、ガイドヘルプに関しては個別きゅうふ 給付とすべきである。

〇理由

ちいきしえんさーびす しょうがいしゃけんりじょうやく きてい もと しょうがいしゃ た もの 地域支援サービスは、障害者権利条約の規定に基づき、障害者が他の者とびょうどう きょじゅうち せんたく およ だれ せいかつ せんたく ア 等に、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択するためになされるべきである。

ゃまもといいん 【山 本委員】

けつろん **〇結論**

き め ぱーそなるあしすたんとせいど ひつよう 切れ目のないパーソナルアシスタント制度が必要

せいしんしょうがいしゃ ひつよう じかん にち たいき おんこーる か精神障害者にとって必要な24時間365日の待機(オンコールで駆けつけてくれるあるいは駆け込める場所)、また年を通じて必要度が変化する精神障害者にとっては使いやすい制度として、総時間を年単位で支給決定し、その中身は何に使おうが自由として、000よう

いどうかいご せいじかつどうしゅうきょうかつどう のぞ けんぽういはん 移動介護について、政治活動宗教活動は除くというのは憲法違反である りゅう

〇理由

しゅう なんにちなんようび か じ えんじょ き く びょうじょうあっか ふせ 週 に 何 日 何 曜日、という家事 援 助 では、気ままに暮らすことで 病 状 悪化を 防 ぐせいしん しょうがいしゃ まてきせつ そもそも 計 画 的 に暮らせるのであれば 精 神 しょうがいしゃ 障害者ではない

また、屋外の移動のみというガイドへルパーでは精神障害者は社会参加できない。 ひと あ はな こんなん みまも あんぜんほしょうかんかくほ しゅうかい 人と会うこと話すことに困難があるものは見守りと安全保障感確保のため集会やかいぎちゅう かいご ひっす たてもの なか みち まよ かいぎちゅう 会議中に介護は必須であり、また建物の中で道に迷うこともあり、会議中やしゅうかいちゅう かいご ひつよう 集会中も介護は必要である

ないかくふ 添付 資 料 1 のように 私 の 社 会 参加であるこの会議への 出 席 について内閣府 はかいじょ ひつようせい みと ねんかんこうせいしょう こうせいろうどうしょう かたし ねんかんこうせいしょう こうせいろうどうしょう かたし かんが この 30 年 間 厚 生 省 および 厚 生 労 働 省 が 私 に たい かんが して 行ってきたことを 考えるとこの 建 物 に入ること自体が 命 がけであり、またせいしんほけんふくしほうじょう めいょきそん ぶじょく そちょうけん はつげん いのち みまも 精 神保健福 祉 法 上、名誉毀損も 侮 辱も措置 要 件であり、発言 は命がけであり、見守

りの介 助は必須であるが、認められていない

おうふく く ちいきしえんじぎょう かば かいぎじかんちゅう かいじょ 往復は区の地域支援事業でカバーされているが、会議時間中の介助についてはじこふたん 100%自己負担している

なにとう せんきょかつどう なにしゅうは ふきょうかつどう けんじょうしゃ せいじ 何 党 の 選 挙 活 動 であれ、あるいは何 宗 派の布 教 活 動 であれ、健 常 者 は政治 かつどうしゅうきょうかつどう とくべつ つうこうぜい はら しょうがいしゃ 活 動 宗 教 活 動 であるからといって、特 別 に 通 行 税 は 払っていない、障 害 者 にの しゅうきょうかつどうせいじかつどう かん いどうかいじょ じ こ ふたん けんぽういはん み、宗 教 活 動 政治活 動 に 関 して、移動 介 助 を自己負担せよというのは 憲 法 違反である

ろんてんでぃー しょうがいとくせい ひつよう みまも あんしんかくほ そうだん 論 点 D -2-3) 障 害 特性ゆえに必要とされる見守りや安心確保の相談といった しんたいかいご か じえんじょ

あさひないいん 【朝比奈委員】

○結論

じゅうよう ぐたいてき がいどへるぷ どうこうしえん くわえ げんこう ちいきかつどうとても 重 要。具体的には、ガイドヘルプによる同行支援に加え、現行の地域活動 しえんせん たー ば せってい たちょってこまり そうだん 支援センターのような「場」を設 定 し、立ち寄って困りごとを 相 談 したり、セルフヘル プ活動をサポートしたりすることが 有 効 。

あらいいいん 【荒井委員】

けつろん **〇結論**

げんざい さーびすないよう かいごほけんさーびす じゅんきょ かいごきゅうふ くんれんきゅうふ現在のサービス内容が介護保険サービスに準拠する「介護給付」と「訓練給付」 たいけい しょうがいしゃ とくせい みまも そうだん という体系となっているため、障害者の特性にあった「見守り」や「相談」などの さーびするいけい と い ひつようサービス 類 型 を取り入れていくことが 必 要

いざわいいん 【伊澤委員】

〇結論

せいしん ほーむへるぷしえん ないよう みまもり めくばせ はいりょ じく たいきかた精神のホームヘルプ支援の内容として、見守りや目配せ、配慮を軸とした「待機型」 いちづけ あらた ひつよう おもう しえん にないて ぴぁさぽーたー はいちの位置づけは新たに必要と思う。またその支援の担い手としてピアサポーターの配置 ゆうしょうぼらんてぃぁ (有償ボランティアとしてではなくきちんとした雇用による起用)も実施に向けて すすめる ささえる24じかんたいせい きょてん せいび こーでぃねーときのう ひつよう 進める。それらを支える24時間体 制の拠点の整備やコーディネート機能も必要であ る。

〇理由

じたい はっせい そくじたいおう へいそ たいき ひつよう おうじてかいにゅうなにか事態が発生すれば即時対応し、平素は待機、必要に応じて介入するという しえん かたち じこせんたく じこけってい きほん りすく まねーじめんとたいおう 支援の 形 は、自己選 択 /自己決 定を基本とし、リスクへのマネージメント対 応とい ちいきせいかつしえん してん たいせつ しえん にないて ぴぁかつどう う、地域 生 活 支援の視点として 大 切 ではないか。支援の担い手としてのピア 活 動 を いちづける おおきないみ もっ 位置づけることも大きな意味を持つ。

いしばしいいん 【石 橋委員】

けつろん **〇結論**

じんてき 人 的サポートの位置づけは、ボランティアを基本とする。

ばんざい ばんざいじゅうよう やくわり は あんしんせいかつ しかし、現在、ボランティアが現在重要な役割を果たしているが、安心生活に じゅうぶん ぱぁい はボランティアでは十分でない場合もある。

そうだんしえん $\stackrel{\circ}{\sim}$ こじんしえん $\stackrel{\circ}{\sim}$ しゃ はい 相談支援も含め個人支援には欠かせない職務であり、公的サービスも視野に入れ、ほうてきうらづ いっこう ひつよう 法的裏付けについて一考する必要がある。

りゆう **〇**理由

けんつねじ もの とも ちいき い きょうせい うえ ひつよう ほうほう ちいき 健常児・者と共に地域で生きる(共生)上で必要です。方法については、地域にこと しゃかい こくみん りかい え きほん よって異なるが社会(国民)の理解を得ることが基本。

うじたいいん 【氏田委員】

けつろん **〇結論**

かまも あんしんかくほ そうだん しんたいかいご かじえんじょ じんてきさぽーと見守りや安心確保の相談といった身体介護・家事援助ではない人的サポートはたいへんじゅうよう いち ひつよう かんが こうれいしゃ ちいき 大変重要であり、位置づけをきちんとする必要があると考える。高齢者の地域生いかつ ささ しく ちいきほうかつしえんせんた けあまね ほけんし生活を支える仕組みとして作られている地域包括支援センター(ケアマネ、保健師、しゃかいふくしし ちーむ ちゅうがくこうく ひと わりあい みまも あんしん社会福祉士のチーム)のように、中学校区に一つくらいの割合で、見守りと安心かくほ そうだんしえんせんた ひつよう なてきしょうがい はったつしょうがい 確保のための相談支援センターが必要ではないか。また、知的障害、発達障害のあひと こんたくとぱーそん せいど ひつようる人にはコンタクトパーソンの制度が必要ではないか。

りゅう 〇理由

の D-2-2 で述べたように、きめ細 やかなホームヘルプ・ガイドヘルプの制度 設 計 の 中 で Tuber in たか ちいきしえん い ちも提 供 しニーズの高 い地域支援として位置づけるべきである。

_{おおくぼいいん} 【大久保委員】

けつろん **〇結論**

がいき く ちてきしょうがい ひと そうだんしえん じんてき 地域で暮らす知的障害のある人たちにとって、相談支援という人的サポートは欠く ことができないものと考える。その相談支援は、生活全般にわたるものであり、必要 ことができないものと考える。その相談支援は、生活全般にわたるものであり、必要 こことができないものと考える。その相談支援は、生活全般にわたるものであり、必要 たいがして他のサービスや機関につなげたり、それらと連携するなど、その役割は重要 と考える。特に求められるのは、訪問型の相談を含めた生活支援であり、いち早く本人のニーズを把握し、速やかな対応が可能となるが、これらの人的サポートの

しく ぜひ つく かんが 仕組みを是非とも作るべきと考える。

_{おおはまいいん} 【大 濱委員】

けつろん **〇結論**

かまも たいき ふく ちょうじかんたいざいがた ほうもんけい ぜんしょうがいしゅべつ せってい 見守り・待機を含んだ長時間滞在型の訪問系サービスを全障害種別に設定し、ここじん しょうがい かぞく じかん しょうきょう おう ひつようせい しちょうそん しきゅう 個々人の障害や家族のいない時間などの状況に応じて必要性があれば市町村が支給けってい たんか しょうがい さ てきとう 決定できるようにすべき。単価については、障害によって差をつけるのが適当。

りゅう 〇理由

につちゅうどっきょ じゅうどちてきしょうがいしゃ とく ちょうじかんたいざい みまも たいき ひつよう 1 人ぐらしや日中独居の重度知的障害者などに特に長時間滞在の見守り待機が必要。 じゅうどほうもんかいごせいど かいごしゃ かくほ むずか じんこうこきゅうきりょうしゃ たんか あ 重度訪問介護制度でも介護者の確保が難しい人工呼吸器利用者は単価を上げるなどのたんか さ ひつよう 単価の差があるので、単価の差をつけるのは必要。

_{おかべいいん} 【岡部委員】

けつろん **〇結論**

ちいき じりつせいかつ いとな ちてきしょうがいしゃ こべつ じんてき かまも 地域で自立生活を営む知的障害者にとっては、個別の人的サポートは見守りや あんしんかくほ そうだん しんたいかいご かじえんじょ いったいか じゅうどほうもんかいごとう せいど安心確保の相談を身体介護・家事援助と一体化され、重度訪問介護等の制度を かつよう こべつほうかつしえん いち こうかてき 活用した個別包括支援(パーソナルアシスタンス)として位置づけられるのが効果的で げんじつてき あり現実的である。

りゆう

かまも あんしんかくほ とうじしゃ おかおそいまと ずいじてきせつ おこな 見守りや安心確保が当事者にとって侵襲的ではなく随時適切に行われるために じょうじせいかつ とも およ かんけいせい いっていきかんいじょうけいぞく は、常時生活を共にしていること、及びその関係性が一定期間以上継続してい たが りかい しんらいかんけい ひつよう ることによって醸成される互いの理解と信頼関係が必要であるため。

_{おざわいいん} 【小澤委員】

けつろん **〇結論**

ぱーそなる あしすたんす さーびす けんりょうごしえん さーびす なか いち・パーソナル・アシスタンス・サービス、権利擁護支援、といったサービスの中に位置づ げんこう きょじゅうさ ぽーと いち けんとう ける。現 行の居 住サポートにおいても、位置づけを検討する。

りゆう

こべつせい つょ さぽーと こべつせい たいおう さーびすしすてむ ひつよう 個別性が強いサポートなので、個別性に対応できるサービスシステムにする必要がある。

おだじまいいん 【小田島委員】

けつろん **〇結論**

しんたいかいご かじえんじょ いどうしえん あわせて みまもり こみゅにけーしょんしえん そうだん 身体介護、家事援助、移動支援と合わせて、見守り、コミュニケーション支援、相談など ちてきしょうがいしゃ つかえる 等をまとめてできる介助制度(重度訪問介護のような)を知的障害者も使えるようにすべき。

りゅう 〇理由

ちてきしょうがいしゃ ひび みまもり こみゅに けーしょんしえん かいぎ しえん 知的 障害者にとっては、日々の見守り、コミュニケーション支援、(会議の支援をふくむ そうだんなど おかね つかいかた ふくむ じゅうよう かいじょ いちぶ 含む)相談等(お金の使い方を含む)は、とても重要な介助の一部であるため。

ぉ のいいん 【小野委員】

けつろん **〇結論**

みまも きゅうふたいけい いちづ そうだん そうだんしえんじぎょう かくじゅう はか見守りも給付体系に位置付け、相談は相談支援事業の拡充を図る。

〇理由

^{みまも ひつよう しえん} **見守りも必 要 な支援であるため**。

そうだんしえんじぎょう ぱっぽんてき かくじゅう ひつよう また相談支援事業は、抜本的に拡充する必要がある。とくに介護保険の包括しえんせんた そうてい せいどか せいかつしえんぶんや そうだん 支援センターを想定したような制度化ではなく、生活支援分野では、相談だけでなく、そうだんないよう けーすまねーじめんと かいごほけん けぁまね じゅんかい 相談内容にもとづくケースマネージメント(介護保険のケアマネではない)、巡回ほうもん こうてきけーすわーか れんけい ぎょうせいけいかく ていあん ぎょうむ いちづ訪問、公的ケースワーカーとの連携、行政計画への提案などを業務に位置付ける。

しゅうろう しゅうぎょう せいかつしえんせん た ばっぽんてき かくじゅう しゅうろうそうだん さらに就 労については、就 業・生 活支援センターを抜 本 的に拡 充し、就 労 相 談、すきるとれーにんぐおよ いこうしえん しょくばほうもん れんけい ていちゃくしえん ぎょうむスキルトレーニング及び移行支援、職 場 訪 問 や 連 携 などの 定 着 支援などを 業 務 といち づして位置付ける。

かどやいいん 【門屋委員】

けつろん **〇結論**

こべったんとう そうだんしえんたいせい ひつよう ぱーそなるあしすたんときのう も しえんしゃ 個別担当の相談支援体制が必要。パーソナルアシスタント機能を持つ支援者がいひと こべつしえんそうだんきのう あわ も かのう ばあい そうだんしえん ればその人が個別支援相談機能も併せ持つことで可能です。この場合には、相談支援せんもんいん けあまねじめんとしえん ひつよう 専門員によるケアマネジメント支援が必要です。

りゅう 〇理由 せいかつぜんたい しえん ひつよう ひと ぶぶんてき しんたいかいご か じえんじょ こうどう 生活全体の支援が必要な人たちがいます。部分的に身体介護・家事援助、行動 えんご いどうしえん たよう しえん ひつよう ばあい とくせい たいおう こべつしえん 援護、移動支援などなど、多様な支援が必要な場合に特性に対応できる個別支援があるといい。

せ わきのう せいかつしゃしてん た いぞんかんけい ふか せいちょう はったつ 世話機能だけでなく、生活者視点に立ち、依存関係を深めることなく、成長・発達 こべつしえん きほん せいしんしょうがい しえん けいけん など個別支援の基本をわきまえての支援です。精神障害の支援をしてきた経験からすれば、むしろ、この支援が中心だったと考えています。

かわさき たつ いいん 【河崎(建)委員】

けつろん **〇結論**

じゅうょう しえん いちづ 重要な支援として位置付けるべきである。

りゆう **〇**理由

みまも あんしんかくほ そうだん とう じんてきさ ぽーと じゅうじつ とく せいしん 「見守り」や「安心確保の相談」等の人的サポートを充実させることが、特に精神しょうがいしゃ じゅうよう 障害者には重要である。

かわさき よう いいん 【川崎(洋)委員】

〇結論

せいしんしょうがいしゃ にんてきさ ぽーと かかせないしえん そうだんしゃ 精神障害者にとっては、人的サポートは欠かせない支援である。よき相談者にであい ほんにん にーず そった さーびす ていきょう しょうがいしゃ 出会い、本人のニーズに沿ったサービスが提供されることにより、障害者は みまもられ あんしん ちいきせいかつ おくる 見守られ、安心して地域生活を送ることができる。

〇理由

せいしんしょうがいしゃ じぶん かんがえ めいかく ひょうげん ひと おおく りょうしつ 精神障害者は自分の考えなどを明確に表現できない人が多く、良質なじんてきさ ぽーと ふかけつ 人的サポートは不可欠。

きみづかいいん 【君 塚 委員】

けつろん **〇結論**

しんたいかいご かじえんじょ どうとう いち さーびす たいせい つく かんけいきかん 身体介護・家事援助と同等の位置づけでサービスできる体制を作る。関係機関のれんけい みつ そうだん じょうほうこうかん すす しく連携を密にして、相談でたらいまわしとならないような情報交換を進める仕組みをつく 作る。

まも 見守りについてもサポートできるよう法的に整備すべきである。

りゆう

しんたいかいご かいごぎじゅつ か じえんじょ か じ いっぱんぎじゅつ みまも えんじょ しどうじょげん 身 体 介護:介護 技 術 家事 援 助 :家事 一 般 技 術 見守り 援 助 :指導 助 言ぎじゅつ もと せんもんてきぎじゅつ 技 術 それぞれに 求 められる 専 門 的 技 術 がある

こうどうよくせい じぶん しょうがい ほごしゃ がいしゅつ 行動 抑制が自分でできないことも障害であり、そのために保護者は外出もできない。見守りサービスは、保護者の精神負担を軽減する意味でも必要性は高い。また、ほごしゃしえん してん い しょうがいじがくどうほいく せいび つうがくそうげい しえん じゅうじつ保護者支援の視点で言えば、障害児学童保育の整備や、通学送迎の支援などの充実も同様に必要と考える。

くらたいいん 【**倉田委員**】

けつろん **〇結論**

じゅうどほうもんかいご ほうしゅうみなお おこな 「重度訪問介護」の報酬見直しを行う。

りゆう 〇理由

じゅうどしょうがいしゃ じかんしえん しんたいかいご かじえんじょいがい みまも 重度障害者の24時間支援については、身体介護・家事援助以外に「見守り」 もくてき っ そ ふかけつ じゅうどほうもんかいご しんたいかいご かじ 目的の付き添いが不可欠であることから、重度訪問介護において身体介護・家事えんじょぶぶん みまも ぶぶん ほうしゅう さべつか ほうしゅうたんか じぎょうひししゅつ 援助部分と見守り部分の報酬を差別化することで報酬単価、事業費支出の できせいか はか かんが 適正化を図るべきと考える。

こんどういいん 【近藤委員】

けつろん **〇結論**

> いち 制度として、位置づけるべきである。

りゆう

みまも しえんとう ちいき あんしん く かくほ ぐたいてき さーび すないよう 見守り支援等により、地域で安心した暮らしが確保できる。具体的なサービス内容 こんご けんしょう ひつよう については、今後、検証が必要である。

さいとういいん 【 齋 藤 委員】

けつろん **〇結論**

はんこう しんたいかいご かじえんじょ ふく しえん あらた いちづ おにな 現 行の身 体介護・家事援 助には含みきれない支援については改めて位置付けを行 てきせつ しえん おこな い、適 切な支援を行うべきである。しかし、いたずらに支援の量を増やすことにはなら さま はいりょ に様に配 慮 すべきである。

さのいん 【佐野委員】

けつろん **〇結論**

りゆう 〇理由

ちゅうとしつちょう なんちょうしゃ みずか ロャウとく しゃかい 中途失聴・難聴者が自らのコミュニケーション方法を習得し、社会とのかんけいせい つく とう えんじょ ひつよう 関係性を作ることができるようになるまで、ピアサポート等の援助が必要である。

たけばたいいん 【**竹 端 委員**】

けつろん **〇結論**

> ぱーそなるあしすたんと ささ なか パーソナルアシスタントの支えの中にいれる。

〇理由

みまも じょう とき そう しょうがい せいかつ 見守りや情ほうのていきょう、不あんな時の相だんなども、障害ゆえの生活のしづたいせつ しちさに対おうする大切な支えんであるから。

^{たなか} まさ いいん 【田中(正)委員】

けつろん **〇結論**

ぱーそなるあしすたんと たいおう どうよう かんが パーソナルアシスタントの対応と同様に考えるべきである。相談事業とサービス ていきょう ちが やくわりぶんたん きょうつうりかい ひつよう しえんど 提供についての違いと役割分担についての共通理解が必要である。また支援度の ちが とう こうりょ うえ こべつしえんけいかく さくせい ともな しきゅうけってい 違い等を考慮した上での個別支援計画の作成と、それに伴う支給決定と さーびすていきょう かん しんこうかんり もとサービス提供に関する進行管理が求められる。

0埋由

そうだんじぎょう く ひつよう しんじょうかんご しえんけいかくか さーびす相談事業として暮らしに必要な身上観護までをまとめて支援計画化しサービス ちょうせい ぶぶん じっさいしんじょうかんご なか しょう そうだん くわ むずかを調整する部分と、実際身上観護の中で生じる相談についての区分けが難しいた どくりつ さーびす くわ むずかめ、独立したサービスとしての区分けが難しいとされる。

なかにしいいん 【中 西委員】

けつろん **〇結論**

> せいど なか みまも っ そ く こ 制度の中に見守り付き添いを組み込むべきである。

りゆう

かんけつてき さーびす ひつよう ばあい かいじょしゃ 間 欠 的にサービスが必 要 な場合、介 助 者 がいったりもどったりをくりかえすこと は給 与 保 障 の 面 からも無理があり、また利 用 者 側 からいえば必 要 な時にいてくれな いみ かいじょしゃ いか ひっぱっ さー びすじかん てサービス時間として位置づける以外に制度的な 構 築 方 法 はないので、その合理的 理由から制度の中に見守り付き添いを組み込むべきである。

なかはらいいん 【中原委員】

けつろん **〇結論**

みまもりしえん しょうがい とくせい こうりょ しえんないよう めいしょう けんとう 見守り支援など、 障 害 の特 性を考慮した支援内容や名 称を検討するべき。 りゆう

〇理由

かいごほけん しんたいかいご か じえんじょ くわ いみ ぎもん そもそも介護保険にならった 身 体 介護・家事 援 助 の区分けに意味があるのか疑問があしょうがいしゃ しえんないようる。 障 害者にあった支援内容とするべき。

「てんかん」発作のある人にとって、入浴の際や移動時の見守りは重要である。

にしたきいいん 【西 滝 委員】

けつろん **〇結論**

みまも たいき け あ ひつよう おう しきゅうけってい ちょうふくしょうがいしゃ ちょうかく 見守り待機(ケア)を必要に応じて支給決定する。また、ろう重複障害者(聴覚しょうがいしゃ ばあい そうだんしえん たいおう しきゅうけってい ひつよう 障害者)の場合、相談支援・対応についても支給決定する必要がある。

 $b_{s,j}$ がいしょうがいしゃ ちいきせいかつ しゅわさーくる ようやくひっきさーくる かつどう 聴 覚 障 害 者の地域 生 活には、手話サークルと 要 約 筆記サークルが 活 動 しており、 とうろくしゅわつうやくしゃ いちていすう じんざいさ ぽーと かつよう きら 登 録 手話 通 訳 者も一 定 数 いる。これらを 人 材 サポートとして 活 用 できるよう、更りょうてき かくだい かつどうしえん ちいき たんい こうかてき かつようなる 量 的な 拡 大 と 活 動 支援、地域を単位としてこれらを効果的に 活 用 するためのねっと カーくか こーでいねーときのう せいび ひつよう ネットワーク化、コーディネート機能の整備も必要である。

のはらいいん 【野原委員】

けつろん **〇結論**

いりょういぞんど たか なんびょうかんじゃ (1) 医療依存度の高い難病患者には、ショートステイやレスパイト入院などのせいどてきほしょう ひつよう もんだい せいど つく じっさい とうがいじぎょうしょ 制度的保障が必要である。問題は、制度を作っても実際は当該事業所が「医療ケア」ができないことを理由に、利用が拒否されるという現状を解決しない。 ない まいき いりょうたいせい じゅうじつ よゆう けんぱ意味がない。そのためにも地域の医療体制の充実、余裕をもったベッド数

かくほ かくほ ちいき しせつ そうだんきかん れんけい ひつよう の確保やマンパワーの確保、地域での施設や相談機関との連携などが必要。

こべつ るいけいか ていどひつよう しょうがいとくせい こじん (2) 個別ニーズの類型化はある程度必要だが、すべての障害特性と個人ニーズを きじゅんか ふかのう 基準化することは不可能である。そういう観点から、患者のニーズを基本に対応 こじん そんげん じりつ きじゅん ひと よ そ しえんたいけい こうちく する「個人の尊厳」と「自立」を基準とした「人が寄り添う」支援体系を構築 する。

たいけい ぎょうせい せんもんか えぬぴーおー かんじゃかい ふく きょうどう この体系は、行政と専門家、NPOやボランティア、患者会を含めた協働 ふく ちいき じっさいしえん ていきょう そうだんしえん を含めて地域で実際支援が提供できるような「相談支援センター」を各地にたいりょう せっち 大量に設置するものにすべきである。

りゆう

ちょうきまんせいかんしっかん びょうき せいしつじょう げんいん はいじょ ばあい 長期慢性肝疾患は、その病気の性質上、原因ウイルスが排除されない場合に びょうき しんこう かんはつ く かえ びょうき たい ふあん きょうふ やわ は病気の進行したり、肝発がんなどを繰り返すなど病気に対する不安や恐怖を和 そうだん ちりょうほう そうだん ひつよう らげるための相談、治療法の相談などが必要です。

_{はしもといいん} 【橋 本委員】

けつろん **〇結論**

じゅうどしんたいしょうがいしゃ みまも ぜったい ひつよう 重度身体障害者の「見守り」は絶対に必要である。 じゅうらいとお じゅうどほうもんかいご さーびす いち 従来通りの「重度訪問介護」のサービスとして位置づける。

りゅう **〇**理由

こきゅうきそうちゃくしゃ こきゅうしっかん しゃ じかん みまも きけん 呼吸器装着者や呼吸疾患のある者には、24時間の見守りがなければ危険である。

ひがしがわいいん 【東川委員】

けつろん **〇結論**

パーソナル・アシスタンス・サービスに組み込む。時間をかけて、障害のある人の希望 おが そ しえん ひつよう しんらい ひと ちから はっき しょうがいしゃ や願いに沿った支援が必用。信頼できる人がいることで、力を発揮できる障害者は おお 多い。

たら じんてきしげん はいち かんが きそん じぎょうしょ じんてきしげん 新しく人 的資源の配置を考えることと、既存の事業所サービスにおける人的資源 じゅうじっ じゅうらい ほうしゅうひょうかとう みまも あんしんかくほ そうだんを充実させて、むしろ従来の報酬評価等にはなかった見守りや安心確保の相談も

ひょうかたいしょう 評価対象にしていくということを検討するこことも必要。

りゆう

しょうがい でと しゃかいさんか 障害のある人にとっての社会参加やエンパワメントやセルフエスティームの向上 とう じりっそくしん はか じかん たいけん きかい じゅうょう しえん 等により自立促進が図られるためには、時間や体験(機会)が重要であり、その支援において、見守りや安心確保が有用であることの認識を種々の支援事業において みと 認めてほしい。

ひろたいいん 【広田委員】

けつろん **〇結論**

ちいきふくし **地域福祉**

りゆう 〇理由

> かんとうだいしんさい あんしん ちいきづく さっきゅう のぞ 関東大震災があすきても安心してくらせるような地域作りが早急に望まれる

ふくいいいん 【福井委員】

けつろん **〇結論**

しょうがいはんい ひろ しょうがいとくせい けんしゅう じっせん へ 障 害 範囲の広がりに従って、障 害 特性についての研修や実践などを経て、 じんてきさ ぽーとたいせい きょうか せいど かくりつ はか 人的サポート体制を強化していくことは緊急の課題であり、制度の確立を図るべきである。

りゆう

ぶんや たいせい けつじょ しゃかいもんだいか この分野の体制の欠如が、社会問題化しているため。

ふじいいいん 【藤井委員】

けつろん **〇結論**

しょうがいとくせい ひつよう みまも とう しゃかいてきかつどう さんか 障 害 特 性ゆえに必 要 とされる見守り等については、社 会 的 活 動 に参加するうえ ふかけつ がいしゅつじ いどう しんたいかいご えんじょ どうとう で不可欠であり、外 出 時の移動や 身 体 介護・援 助 などと 同 等 のサービスとして位置づけるべきである。

りゆう 〇理由

がいしゅっじ いどう しんたいかいご えんじょ しょうがいとくせい しゃかいかつどうとう 外 出時の移動や身体介護・援助だけでは、障害特性によっては社会活動等に さんか あんしん あんぜん かくほ じんてき か 参加できず、安心・安全を確保するための人的サポートが欠かせないため。

^{ふじおかいいん} 【藤 岡委員】

けつろん **〇結論**

じゅうよう じんけんしえん めいき ほうき **重 要 な人 権 支援であることが明記される法規に**。

りゆう

やかん じゅくそうぼうし たいいこうかん すいぶんぼきゅう はいにょう かくにん た 夜間の褥 瘡 防止のための体位交換 、水分 補給 、排尿 カテーテルの確認 その他 みまも はなしあいて あんしん しえん あんぜんかくほ しえん ひりつ させる支援、安全 確保のための支援など、見守り介護は じゅうょう ふくしぎょうせい ししゅつ よくせい かと げんじつ 重要 であるが、福祉行政 は支出 の抑制 のためにそれをなかなか認めない現実 がある。

ますだいいん【増田委員】

〇結論

しょうがい ひと にーず そくしたせいかつしえん ひつよう みずから いし ひょうめい 障 害 のある人のニーズに即した生 活支援が必要、自らの意思を表明しにくいひと たいして じかん しょうがい ひと きぼう ねがい そったしえん ひつよう人 たちに対しても、時間をかけて障害のある人の希望や願いに沿った支援が必要. あんしん じぶん ちから はっき ひと おおい信頼できる人がそばにいるだけで、安心して自分の力を発揮できる人は多い.

^{みつますいいん} 【光 増委員】

けつろん **〇結論**

りゅう 〇理 由

つと かぞく しえん ちいき しえん きはく じょうたい しゃ こうした人たちは、家族による支援や地域における支援が希薄な 状態にあり、社かいまとこりつ なか しゃかいかんけいせい うしな せいしんてき つよ う ひと会的孤立の中で、社会関係性が失われ、精神的に強いダメージを受けている人いがく まと しょうがいにんてい しく ふくしてき いりょうてきしえん ひつようせいであり、医学モデル的な障害認定の仕組みでは、福祉的、医療的支援の必要性しゃかい あら してん しえん ひつよう から遠ざかつてしまう。社会モデルとしての新たな視点からの支援が必要である。

みうらいいん 【三浦委員】

けつろん **〇結論**

そうだんしえんじぎょう じゅうじつ ほーむへるぷ こうどうえんごとう しえん ないよう 相談 支援事業の充実とともに、ホームヘルプ(行動援護等)の支援や内容の あ かた ぎろん こうてき しくみ 在り方の議論とあわせて公的な仕組みとしてどのように位置付けるのか、また、いんふぉーまる しえん ぼらんてい あとう れんけい そくしん しくインフォーマルな支援(ボランティア等)との連携を促進する仕組みをどのようにかんが けんとう よう 者 えるのかについて検討を要する。

りゆう 〇理由

にちじょうてき そうだん みまも こうてきせいど たいおうかのう 日 常 的 な相 談 や見守りについては、公 的制度のみでどこまで対 応 可能であるのいっていめいかくか た ぶぶん いん ふょーまる しえん ふく ちいきベー すかー 定 明確化するとともに、足りない部分をインフォーマルな支援を含 め、地域ベース きず ひつよう かんが で築いていく必 要があると考 え る ため。

もりいいん 【森委員】

〇結論

きょうどはったつしょうがい はったつしょうがい たい しゃかい なりかい しょうがいしゃほんにん かぞく 強度 発達 障害が、発達障害に対する社会の無理解や障害者本人、家族の理解不足に基づく二次障害によってもたらされてという指摘もある。そのようなこ次障害を防ぐためにも安心して社会とかかわるための支援システム、すなわち、みまも あんしんかくほ そうだん 見守りや安心確保のための相談などという人的サポートをしっかりと位置づけるひつよう くわ いっぱんしみん しょうがいりかい そくしん ひつよう くわ いっぱんしみん しょうがいりかい そくしん じゅうじつ 必要がある。加えて、一般市民による障害理解の促進のための仕組みの充実をはかることなどが求められる。

〇理由

ゃまもといいん 【山 本委員】

けつろん **〇結論**

たいき かいじょ ひつようせい みと じかん にちおん こーる たいおう かいじょ 待機という介助の必要性を認め、24時間365日オンコールで対応できる介助しすてむ か こ ばしょ しょーとすてい ひつようシステムと駆け込める場所としてのショートステイが必要

か たいきみまも ひつよう 駆けつけてくれる介 助 としてじっと待機見守りしてくれることが必 要 しょーとすてい むかんけい ば きょうせいいりょう むすショートステイはあくまで 医 療 とは無関係な場でなければならず、強 制 医 療 に結

^ば びつける場であってはならない

まうべい とうじしゃうんえい ききせんた じっけんぷろじぇくと 欧米では当事者運営による危機センターがあり、これを実験プロジェクトとして Lこう 試行すべき

りゆう

しゃかいてきにゅういん あら つく しゃかいてきにゅういん ちいきいこう 社会的入院を新たに作らないため、さらに社会的入院からの地域移行にはじょうき ひっす 上記は必須である

せいしんしょうがいしゃ おそ ちか 白衣や医療のにおいがするところには精神障害者は恐ろしくて近づけない

ぁらいいいん 【荒井委員】

けつろん **〇結論**

しょうがいふくし とく じゅうしょうしんしんしょうがい じ しゃ せいしんしょうがいしゃ したいふじゅう じ しゃとう 障 害 福祉、特に重症 心 身障 害 (児)者、精神障害者、肢体不自由(児)・者等については、医療との連携は不可欠であり、そのあり方について議論するとともに、しょうがいしゃ せんもん いりょう かくりつ ひつよう 障害者を専門とする医療を確立していく必要がある。

しょうがいしゃ たい しえんのうはう も いりょうせんもんしょく ようせい そのためには、障害者に対する支援ノウハウを持った医療専門職を養成するとと こょう けいぞく たいせいせいび じゅうぶん ほうしゅう きゃり ああっぷ けんしゅうとう こうちくもに、雇用を継続できる体制整備(十分な報酬・キャリアアップの研修等)を構築 こういしゃ はんい かいじょしゃとう ひろ ひつよう するとともに、その行為者の範囲を介助者等にも広げていく必要がある。

じゅうしょう しんしんしょうがいしゃ とういりょうてき け あ ひつよう しょうがいしゃ ちいき せいかつ 重症 心身障害者等 医療的ケアが必要な障害者が地域で生活できるよう、いりょうてき け あ かのう にっちゅうかつどう ば しょーとすてい くわ ほうもんかんごとう じゅうじつ 医療的ケアが可能な日中活動の場・ショートステイに加え、訪問看護等の充実がひつよう 必要である。

じぎょうしゃ いりょうがた ふくしがた しょーとすてい せっきょくてき さんにゅう また、事業者が医療型や福祉型のショートステイにおいて積極的に参入できる ほうしゅうかいてい いりょうれんけいたいせいかさん ぞうがく そち こう ひつようよう、報酬改定や医療連携体制加算の増額などの措置を講じる必要があるとと ぐるーぷほーむ けあほーむ いりょうてきける ひつようせい けんとうもに、グループホーム・ケアホームにおける医療的ケアの必要性について検討がひつよう 必要である。

しえん じゅうじつ かんごしとういりょうせんもんしょく かくほ ふかけつ なお、これらの支援を充実するためには、看護師等医療専門職の確保が不可欠である。

りゆう 〇理由

じゅうしょうがいしゃとういりょうてき け あ ひつよう しょうがいしゃ ちいきせいかつ けいぞく 重 症 心 身 障 害 者 等 医 療 的 ケアが 必 要 な 障 害 者 が地域 生 活 を 継 続 するため ひつよう にっちゅうかつどう ば しょーとすていとう さーびす じゅうじっ に 必 要となる 日 中 活 動 の場やショートステイ等 のサービスを 充 実 するためには、しょうがいしゃ たい しえんのうはう も かんごしとう いりょうせんもんしょく かくほ かだい 障 害 者 に 対 する支援ノウハウを持った看護師 等 の 医 療 専 門 職 の確保が課題である。しょうがいしゃ たい しえんのうはう いりょうせんもんしょく かくほ にゅうしょしせつ (障 害 者 に 対 する支援ノウハウをもった 医 療 専 門 職 の確保は 入 所 施設においてもかだい 課題となっている。)

さーびすほうしゅうがく ひく いりょうきかん ふくしがた いりょうてきけ あ ていきょう また、サービス 報 酬 額が低いため、医療機関や福祉型で医療的ケアを提供できしょーとすてい、せいび、すす じょうきょう ぐるーぷほーむ けぁほーむ きょじゅうるショートステイの整備が進まない状況にある。グループホーム・ケアホームは、居住ば ちいきせいかつけいぞく の場であり、医療的ケアの提供は想定されていないが、地域生活継続のためには、いりょうてき けぁ ていきょう かんが ひつよう 医療的ケアの提供を考えていく必要がある

いざわいいん 【伊澤委員】

〇結論

せいしんしょうがい なんびょうしゃ しっぺい せいかつしょうがい あわせもつしえんたいしょうしゃ 精神障害や難病者のように疾病と生活障害を併せ持つ支援対象者へ いりょう ふくし きょうぞん けあ さぽーと とうごうもでる しえんの対応については、医療と福祉を共存させた(ケアとサポートの統合モデル)支援じぎょう にゅうきょ つうじょ ほうもん かいはつ じゅうよう いりょうすたっふ ちいきいこう 事業 (入居/通所/訪問)の開発が重要である。医療スタッフの地域移行がひつよう きんきゅうじ しょーとすてい ひつようせいだい 1 じんざい かくほ いり 要である。また緊急時のショートステイの必要性大だが、①人材の確保(医師 きゅうきゅう など 2 ば かくほ 3 ここ きんきゅうじたいおう じぜんけ あかいぎ かいさい (教急)等)②場の確保 ③個々の緊急時対応についての事前ケア会議の開催 たいおう など 対応がはかれる仕組みの導入が必要である。

〇理由

いりょう ふくし しえんようそべつたいおう たいしょうしゃ じつじょう とうごう 医療と福祉という支援要素別対応のみならず、対象者の実情から、統合もでる どうにゅう ひつよう ふおん じょうたい にゅういん ひつよう れべる モデルの導入も必要である。不穏な状態ながら入院の必要はないレベルのしょーとすていたいおう ききじたい そうきかいしょう ゆうよう しくみショートステイ対応は、危機事態を早期解消していくために有用な仕組みである。しえんこうず かいごいじょうにゅういんみまん ざいたくけあ ひつようせい かんじる支援構図として、「介護以上入院未満の在宅ケア」の必要性を感じる。

いしばしいいん

けつろん **〇結論**

たいせい かくりつ **地域でのサポート体 制の確立**

ざいたく いりょうてき ほごしゃ おや いがい ひいりょうしょく おこな 在宅で医療的ケアを保護者(親)以外の非医療職が行うことができる法整備とちいきいりょうきかん いいん れんけい ほうもんいりょう ひつよう 地域医療機関(医院)との連携(訪問医療)が必要。

いりょうてき ほうてき ぎじゅつてきかだい せいり いりょうしょくいがい そのためには、医療的ケアの法的・技術的課題を整理することや、医療職以外が まこな でしゅつ かくほ にんていかいごし せいど そうせつ 行うとするならば、その技術の確保をどうするか(認定介護士など制度を創設し、 たんか うわの はか とう こうさつ 研修を強化したうえで単価の上乗せを図る等。)の考察をすべきである。

ショートステイ等の機能を確保するための課題

しせつ きそん しせつ へいせつ ショートステイの施設は、既存の施設に併設しているのがほとんどなため、ショート しせつうんえいひ あつ ステイの施設運営費を厚くする。

げんじょう いりょうはいび せいかつかいごしせつ いりょうてき ひつよう かた りょう 現状の医療配備では、生活介護施設でも医療的ケアを必要とする方の利用はふかのう 不可能。

りゆう

しょうがいじしゃ とく いりょうてき ひつよう じゅうどしょうがいしゃ ちいきせいかつ ささ 障害児者、特に医療的ケアが必要な重度障害者の地域生活を支えるためにたいせい こうちく きのうじゅうじつ ふかけつ サポート体制の構築とショートステイ機能充実は不可欠。

うじたいいん 【氏田委員】

けつろん **〇結論**

りゆう

D-1-4、D-2-1 に同じ。

_{おおくぼいいん} 【大久保委員】

けつろん **〇結論**

しょうがい おも でいき く で 書の重さやそのニーズにかかわらず地域で暮らすことができるようなサポート たいせい かくりつ のぞ じゅうしょうしんしんしょうがい いりょうてき ひつよう 体制が確立されることを望みたいが、重症心身障害など医療的ケアが必要なひと じゅうしょうしんしんしょうがいじ しゃ つうえんじぎょう かくじゅう ちいきいりょう 人たちについては、重症心身障害児(者)通園事業の拡充だけでなく、地域医療 げんじょう たいせいせいび かんれん ふく けんとう ひつよう かんが の現状やその体制整備との関連を含め検討していく必要があると考える。

がいき く しょうがいじ しゃ 地域で暮らす障害児(者)ならびにその家族にとって、ショートステイの普及が求められているが、通所施設との併設型や単独型をさらに普及していく必要がある しゅうしょうしんしんしょうがい たいおう いりょうてき と考える。また、重症心身障害などに対応できる医療的ケアを具備したものをこんごかくじゅう つりょうてき はあい しかくようけん あわ かん今後拡充していくとともに、医療的ケアを行う場合の資格要件についても併せて緩わ ひつよう かんが 和する必要があると考える。

^{おおはまいいん} 【大 濱委員】

けつろん **〇結論**

医療的ケアが必要な障害者の地域でのサポート体制を確立するためには、すでに1 ばんじっせき ほうほう じゅうどほうもんかいご かい じかん にち こうたい つか番 実績のある方法である、重度訪問介護で1回8時間(1日1~3交代)のサービスを使い、重度訪問介護へルパーが医療的ケアを適切に行える0JTの可能な環境を作ることいまう かぞくどうきょ じゅうどほうもんかいご しきゅうけってい てきせつ けってい かんきょう じゅうよう かぞくどうきょ じゅうどほうもんかいご しきゅうけってい てきせつ けってい かんきょう じゅうよう が必要。家族同居であっても重度訪問介護の支給決定を適切に決定する環境が重要。じゅうどほうもんかいごけんしゅう ぜんとどうふけん じっし じゅうよう 重度訪問介護研修の全都道府県での実施も重要。

0理由

きょたくかいご たんじかんこまぎ 居宅介護のような短時間細切れではヘルパーの技術が向上しない。最重度の障害者に じゅうどほうもんかいご ちょうじかんたいざいがた おな なが はい まじゅうりょく は重度訪問介護で長時間滞在型で同じヘルパーが長く入ることでOJTで技術力が あ ほうほう もっと あ ほうほう しゃかいしげん かそち しがんいる はれる 資源がほとんどない過疎地などで せいこう ほうほう にち じかんきんむ かそち しぎょうしょ じかんいなか も 成功している方法。1日8時間勤務のため過疎地の事業所からさらに 2時間田舎のりょうしゃ はけん かのう しょうがいとうじしゃだんたい 利用者に派遣することも可能で、障害当事者団体のNPOではそのような支援を行っている。

けつろん **〇結論**

じゅうど ばあい かぞく どうきょ ばあい 重度の場合で、家族と同居の場合は、ショートステイでなく、障害者団 体等が民間 2DK とう か あ じりったいけんしつ な すうはく せいど つか アパート等を借り上げた自立体験室に慣れたヘルパーと数泊する、ヘルパー制度を使っ は だい じたく とりあつか せいどせっけい た方法もある。自宅以外のこのような場を第2の自宅と取扱うヘルパー制度設計がひつよう 必要。

りゅう 〇理由

しょうがいじ じゅうどほうもんかいご つか かぞく きょぐたん つか じゅうしん しょうがいじ で書 児は重度 訪 問介護を 使えないので、家族が極端に 疲れており、重心の障害 児の じゅうどほうもんかいご しょうがいじ つか ショートステイがとても混んでいる。重度 訪 問介護を障害 児にも 使えれば、ショートス ひょう う しょうがいじ な あんしん かいご う テイの費用も浮く。 障害 児も 慣れたヘルパーなら安心 して介護を受けることができる。

けつろん **〇結論**

- ひつよう おう ちいき かいぎょうい ほうもんかんご れんけい・必要に応じて地域での開業医、訪問看護ステーションなどとの連携
- いりょうてき かいごしょく かんわ・医療的ケアの介護職への緩和
- せんえんせいいしきしょうがいしゃとう いりょうきかん ふくしきかん
 ・ 遷 延 性 意識 障害 者等については 医療機関だけでなく、 福祉機関 やケアホームなどでも
 ささ しく つく
 支えられる仕組みを作る

_{おざわいいん} 【小澤委員】

けつろん **〇結論**

かいごふくしせんもんしょく いりょうてきけ あ はんい せってい ちいき しんりょうじょ ほうもんかんご・介護福祉 専 門 職 のできる 医 療 的 ケアの範囲の 設 定 と、地域の 診 療 所 、訪 問 看護 す て ー しょん いりょう かんごしえん しょ ー と す て い せいび ステーションの 医 療・看護支援のあるショートステイの整備。

りゅう 〇理由

いりょうてきけ あいりょうせいど かべ しゃかいしげん かべ こくふく ・ 医 療 的 ケアには、医 療 制度の壁、社 会 資源の壁、の 2 つがあり、これを、克 服 すきそん しげん るためには、既存の資 源 できるところは、できるようにすることが 重 要。

ぉ のいいん 【小野委員】

けつろん **〇結論**

しせつ ちいきせいかつ いりょうてき けあ せいど い ち づ こっこふたんきん ささ 施設・地域 生 活 における 医 療 的 ケアを制度として位置付け、国庫負担 金 によって 支えるべきである。

りゆう

他のものとの平等の観点から、医療的ケアの必要な人であっても地域生活がかのう可能となるようにすべきだから。地域生活をしている医療的ケアを必要とする人たりがいりょうできける。かぞくかいじょいぞん。ふたんちの現状は、家族介助の依存と負担がきわめて大きい。それが不可能になると、施設にゆうしょせんたくし、とくべつしえんがっこういりょうできけるとくべつたいせい人所しか選択肢がない。たとえば特別支援学校では、医療的ケアに特別の体制としえん。こうできせいど、かくりつ支援が公的制度として確立してきている。

かどやいいん 【門屋委員】

けつろん **〇結論**

けいぞくしえん はては そうだんしえんしゃ そんざい おお かんが つういんふくやく しえん 継続支援を行う相談支援者の存在は大きいと考えています。通院服薬の支援 いりょう れんけい しえん ちいき ひつよう ほけんし ほうもんかんごし れんけいしえん や医療との連携による支援が地域に必要で、保健師や訪問看護師などとの連携支援

さいはつ よほう けっか さいきん じゅうしょう せいしんびょう かた しえんが 再発を予報する結果となってきました。最近は重症の精神病の方にACTの支援 けいけんてき ゆうこう は経験的に有効です。

だっしせつかご ちいきせいかつしえんぷ ろ ぐら む じゅうしょう せいしんしょうがいしゃたいしょう 脱施設化後の地域 生 活 支援プログラムのひとつとして、 重 症 な 精 神 障 害 者 対 象 ひつよう しょーとすてい じゅうよう の ACT が必要です。ショートステイも重要です。

りゆう

地域に特定人口規模に地域障害者生活医療支援センターを設置し、地域の医療ひつようを必要とする障害者に対するゲートキープ機関とプログラム管理・開発などの拠点を必要とする障害者に対するゲートキープ機関とプログラム管理・開発などの拠点を作るべきです。治療は民間医療機関が中心ですが、ここはマネジメント機能のための機関としてあるべきです。体制によっては一部入院・ショートステイなどを設けるべきです。ACTチームを含めていてもよろしいかと思います。現実的には嘱託専門は、いし、かんごしをいるです。をうだんしえんせんもんいんまねじゃと事務職員で編成していした。看護師・PT・OTなど)と相談支援専門員(マネジャー)と事務職員で編成します。精神科だけではなく難病の方の支援にも、他の医療を必要とする障害者にひつようを考えています。

せいしんしょうがい とくていしっかん じゅうどしょうがい すべ とうろく いりょう ひつよう 精神障害・特定疾患・重度障害などなどは全て登録し、医療を必要とするせいかつしえんせんた りょう いりょうきかん れんけい おこな生 活支援センターとしてそれぞれが利用している医療機関との連携を行いながらしえんかつどう おこな 支援活動を行います。

かわさき たつ いいん 【河崎(建)委員】

けつろん **〇結論**

しっぺい けいぞく いりょう ていきょう じびょう しんたいがっぺいしょうちりょう う疾病への継続した医療の提供と、持病・身体合併症治療を受けられるよう じんてき けいざいてきえんじょ たいせいせいびにするための人的、経済的援助の体制整備。

りゆう

しょうがい しっぺい あわ も せいしんしょうがいしゃ けいぞく いりょう ちりょう 障害のみでなく疾病を併せ持つ精神障害者では、継続した医療・治療がひつよう こうれいか ともな もろもろ しんたいしっかんとう がっぺい すく必要であり、また、高齢化に伴う諸々の身体疾患等を合併することが少なくないため。

かわさき よう いいん 【川崎(洋)委員】

〇結論

いりょうてきける ざいたく うけられるほうもんいりょう せいび ひつよう 医療的ケアについては、在宅で受けられる訪問医療の整備がぜひとも必要であせいかつ つかれたとき きゅうよう りょう しょーとすてい ばしょる。また生活に疲れた時など、休養のために利用できるショートステイできる場所の

^{かくほ ひつよう} 確保が必要である。

〇理由

せいしん しゃとう ぐあい わるく じゅしん いく こんなん とき 精神障がい者 等において、具合が悪くなったときに受 診に行くことも困 難になる時 ほうもんがた いりょう せいび ぜったい ひつよう せいかつ なか ひろう かんじたがある。訪 問 型の医療の整備は絶対に必要である。また生活の中で疲労を感じたとき しょくじ かたづけ き いっていきかん きゅうよう ひつよう 時、食事や片づけなど気にかけずにすむ、一定期間の休養が必要になる。

きたうらいいん 【北浦委員】

〇結論

たんきにゅうしょ いってい すう かくほ 短期 入 所 は、一 定のベット数を確保するため、医療機関に施設整備の助 成 や、ちょうじゅうしょうじしゃ のうこう いりょうてき ひつよう もの う い ほうしゅう 超 重 症 児 者 など濃厚な医療的ケアを必要とする者の受け入れに対し、報 酬 がく ゆうぐう はか はたら など で優 遇を図るなどインセンティヴが 働 くようにすること、及び通所事業のほうていか ひつよう 法定化が必要である。

〇理由

ざいたく いりょうてき じっししえんたいせい ふじゅうぶん さいたくじゅうしょうじしゃ 在 宅での医療的ケアの実施支援体制が不十分であるために、在宅 重症児者 かぞく とく ははおや じかんかいご ひろうこんぱい たんきにゅうしょおよ にっちゅうは、家族(特に母親)が24時間介護で疲労困憊している。短期入所及び日中かつどう つうしょしえん ばしょ せいび すす りょう ちま の通所支援の場所も整備が進んでいないため、利用したくても利用できない状態にある。

きみづかいいん 【君 塚委員】

けつろん **〇結論**

いりょうてき け あ かいごしょく たん きゅういんとう けんとう ふ どこまで 医 療 的 ケアをおこなえるか、介護 職 の 痰 の 吸 引 等 の 検 討 を踏まえて、かいがい たいおう さんこう かくだい 海 外 での 対 応 を 参 考 にして、さらに 拡 大 してゆく。

しょうがいしゃ ふく かぞく つうじょうりょう いっぱんびょういん しんりょうじょ う い きのうまた、障害者を含めた家族が通常利用する一般病院や診療所に、受け入れ機能も たいせい ちょうきけいかく こうちくを持たせる体制を長期計画で構築する.

ふだん がいらいとう かよ しせついがい きゅう しょーとすてい いらい 普段から外 来 等で通っている施設以外では、急なショートステイの依頼がしにくい せいじんしせつ しょーとすてい つか **成 人 施設でのショートステイが 使 えない**

いっぱんいりょうきかん しょうがい かた とくせい りかい じょうほうでんたつしゅだん かくりっ 一般 医療機関での障害のある方の特性の理解のために情報伝達手段を確立

ざいたくさんそりょうほう う かんじゃ しょーとすていじ さんそりょうほう かん ほうしゅう 在 宅酸素療法を受けている患者のショートステイ時の酸素療法に関する報酬をべっとしはら 別途支払う

したいふじゅうじしせつ じゅうしんしせつ いりょうかた れんけい と かいぎょうい びょういん 肢体不自由児施設、重心施設などの医療型と連携を取りつつ、開業医、病院でしょうがいじしゃ う い そくしん しさく どうにゅう いりょう かんけいしゃ ようせい 障害児者の受け入れを促進する施策を導入する。医療関係者養成かりきゅらむ けんしゅう しょうがい かん ひっす カリキュラム・研修に障害に関するものを必須とする。

たんきにゅうしょ じったい べっとしりょう さんしょう 肢体不自由児施設におけるわれわれの短期入所の実態について、別途資料を参照 されたい。

りゆう **〇**理由

しょうがいしゃ とくべつわく たいおう ぎょうせいてき こうりつてき 障害者を特別枠でまとめて対応することは、行政的には効率的であっても、りょうしゃがわ み りべんせい ひく かぞくたんい たいおう さーびすたいせい ひつよう利用者側から見ると利便性が低いため、家族単位で対応できるサービス体制が必要である.

がいらい いしょうす はあく かた しょーとすていなか しょう じたい よそう 外来などで医師が様子を把握している方は、ショートステイ中に生じる事態にも予想しかすいが、通院 歴がなく様子が把握できていない場合の受入については慎重になる。 てん ほか ちてきしょうがいじ したいふじゅうじ しょーとすていりょう おお ちがその点は、他の知的障害児や肢体不自由児のショートステイ利用と大きく違う。

せいじんしせつ やかんかんごし しょーとすていりょう むずか やかん かんごし 成 人施設に夜間看護師がいないため、ショートステイ利用が難 しい。夜間に看護師がきんむ たいせい もともと ふくししせつ きざいてき じゅうしょう かた 勤務する体制になったとしても、元々が福祉施設であるため、機材的にも重症な方のりょう むずか おも 利用が難しいと思われる。

- いりょうてき もんだい かか かた たんきにゅうしょ ふくししせつ さーびすりょう 1、医療的な問題を抱える方の短期入所は福祉施設だけではサービス量がぜったいてき ふそく びょういん う しゅうにゅうめん しょくいんはいち うんえいめん 絶対的に不足している。しかし病院で受けるときには収入面、職員配置、運営面 こんなん たしょう ほじょきん ひろ きたい で困難であり、多少の補助金では広がりを期待できない。
- ざいたくさんそりょうほう たいん しじ かた たんきにゅうしょ ちが しせつ う 2、在宅酸素療法を他院で指示されている方の短期入所をそれとは違う施設で受しんりょうほうしゅうじょう きてい かん しゅうにゅう まったけるとき、診療報酬上の規定から、それに関する収入は全くない。
- ひつよう いりょう おんけい よく しょうがいじしゃ おお 3、4、いつでもどこでも必要な医療の恩恵に浴していない障害児者が多く、たいおう いりょうきかん ふそく いりょうかんけいしゃ にんしき りかい ふそく それに対応できる医療機関も不足している。医療関係者の認識・理解も不足している。

くらたいいん 【倉田委員】

けつろん **〇結論**

いりょうてき ひつよう きょたくかいご たんきにゅうしょ にっちゅういちじしえんじぎょうなど りょう 医療的ケアが必要でも、居宅介護、短期入所、日中一時支援事業等が利用 ざいたくいりょう はんい いりょうてき できるよう、在宅医療の範囲である医療的ケアはヘルパー、介護士等でも実施できるよう。早急に規制を緩和するとともに、就学機会保障の観点からも教師に たい きせいかんわ ひつよう かんが 対する規制緩和が必要と考える。

いりょうてき たいおう ふくしけんいき とどうふけん また、医療的ケア対応のショートステイについては、福祉圏域ごとに都道府県 じぎょう せいび かんが 事業として整備すべきと考える。

りゆう 〇理由

こんどういいん 【近藤委員】

けつろん **〇結論**

ほーむへるぱ かいごしょく いってい けんしゅう いりょうてきけ あ じっし かのう ホームヘルパーなどの介護 職に一定の研修のもとに、医療的ケアの実施を可能と きせいかんわ おこな しょうがいふくしさ - びす ほうもんかんごじぎょう そうせつ てあっする規制緩和を行うとともに、障害福祉サービスに訪問看護事業を創設し、手厚いけ あ かのう ひつようケアを可能とする必要がある。

つうじょじぎょうしょ たんどく しょーとすていじぎょう じっしかのう ほうしゅうたいけい ひつよう 通 所 事 業 所 が、単 独 でショートステイ 事 業 の実施可能とする報 酬 体 系 が必 要である。

りゆう 〇理由

きゅういん けいかんえいよう いりょうてき け あ けんしゅうとう あんぜんせい たんほたんの吸引、経管栄養といった医療的ケアは、研修等により安全性を担保すがいごしょく じっし もと ちいきせいかつ はば ひろることにより、介護職の実施を求めることにより、地域生活の幅が広がる。

しょーとすてい にーず こた つうじょじぎょうしょ きのう ふか ショートステイのニーズに応えるには、通所事業所にその機能を付加することが ふかけつ げんざい きんきちほう ちゅうしん て可欠である。現在でも近畿地方を中心にそうした取り組みが行われているが、現行たんどくがた ほうしゅう かくだい きわ 単独型の報酬では、拡大は極めてむずかしい。

さいとういいん 【 齋 藤 委員 】

けつろん **○ 結 論**

しょうがいしゃ にゅういん できるの人 院 においては、ヘルプ活動の確保をどう保障していくかは重要であ じょうじいりょう ひと たい り、常時 医療ケアが必要な人に対してはヘルパーのみならず、訪問 医療の体制をせいび 整備しなければならない。ショートステイ機能の充実のためには、レスパイトサービス へつわく かくほ ひつよう のためのにショートステイとの別枠の確保が必要になる。

しみずいいん 【清水委員】

〇結論

ちいき なか いりょうてき けあ ひつよう かたがた どうどう く ちいきいりょう 地域の中で、医療的なケアが必要な方々も堂々と暮らしていくための地域医療でんかい ふく ちいきせいかつてんかいこうぞう こうちく ひつよう じゅうしょうしんしんしょうがいじしせつ 展開も含めた、地域生活展開構造の構築が必要。 重症心身障害児施設のちいき きのうかいほう 地域への機能開放。

ひとり の 命 に 向き合う 濃厚 な 支援者 養 成 プログラム と 恒 常 的 すーぱーばいず し く こうじょうてき はんらいかんけい もと いりょうてきける じっしたいせい スーパーバイズの仕組み。そのもとでの信頼 関係に基づく 医療 的 ケアの実施体制。 しえん ねっとわーく けいせい ほんにん い かた まもるけんりょうごしえんたいせい 医療支援ネットワークの形成、本人の生き方 を守る権利擁護支援体制などが 重層 的に構築され、一人ひとりの主体に響き合う支援の輪が構築されることが つね ほんにんちゅうしん とも た あ こうぞうこうちく 必要。そしてそれが常に本人中心に共に立ち上がっていく構造構築。

〇理由

にしのみや しょうがい おも ひと せいかつじったい じっかん 西 宮 でのたいへん 障 害 の重い人 の生 活 実 態 から、実 感 するものです。また、 はこはま しょうらい 横 浜 での 「将 来 にわたるあんしん施策」などは、すでに実施に向かっており、示唆に こんご こったい もと 富むもので、今後これらの実 態 に基づき、その本質 を学び、普遍化を図るべきではとかんがえます。

_{すえみついいん} 【末光委員】

けつろん **〇結論**

ほうもんかんご かくだい つうじょしせつとう かんごしはいち じゅうじつ ざいたく へる ぱーとう 訪 問 看護の 拡 大、通 所 施設 等 における 看護師配置の 充 実、在 宅 でヘルパー等 が おこな いりょうてき けあ ないよう げんざい きゅういん かくだい つうじょしせつとう ふくし 行える 医 療 的 ケアの 内 容(現 在 は 吸 引 のみ)の 拡 大、および、通 所 施設 等 で福祉しょくいん いっていはんい いりょうてき け あ たいせい ひつよう こうど いりょうてき け あ 職 員 が 一 定 範囲の 医 療 的 ケアができる 体 制 が 必 要 である。高度な 医 療 的 ケアのひつよう じゅうしょうがいじしゃ たい じゅうしょう しんしんしょうがいじしゃつうじょしせつ ひつよう 必 要 な 重 症 心 身 障 害 児 者 通 所 施設が 必 要 であ

こうど ふく いりょうてき け あ たいおう かのう しょ ーとす て い きのう かくじゅうる。 高度なものも含む 医療的 ケアへの対応が可能なショートステイ機能の拡充、けいざいきばん せいび きのう も にゅうしょしせつ かくほ きのうぞうきょう ひつよう経済基盤の整備と、その機能を持つ入所施設の確保と機能増強が必要である。

りゆう 〇理由

在宅・地域施設で増大している医療的ケアの二一ズに対して、看護師によるケアのたいせいがくじゅう ひいりょうしょく はりょうてきけるがくだい りょうめん すず ひつよう がある。こうど いりょうてきける ひつよう じゅうじょうしん いりょうすき ける からだい りょうがん いりょうすき かる必要がある。こうど いりょうてきける ひつよう じゅうじょうしんしんしょうがいじしゃ じゅうぶん いりょうす たっっつが配置 され専門性のある通所施設が必要であり、現在の重症児施設が持つノウハウときのう じゅうぶん かつよう だんざい じゅうしょうじしせつ のうはっついせい ねんど たんきのう じゅうぶん かつよう だっさんりつじゅうしょうじしゃしせつ へいせい ねんど たんきのう じゅうぶん かつよう 横能を十分に活用すべきである。公法人立重症児者施設への平成21年度の短期入所児者実数は7000名以上でその25%が超重症準超重症であり、医療スタッフ配置のある入所施設によりその短期入所が担われている。医療ニーズが高ひと たんきにゅうしょ しな ないもの短期入所が担われている。医療ニーズが高いと たんきにゅうしょ う ばあい しせつ けいざいきゅうふ きわ ふじゅうぶん い人の短期入所を受ける場合の施設への経済給付は極めて不充分である。

たけばたいいん 【竹端委員】

けつろん **〇結論**

どんなに重い 障 がいがあっても暮らせる地いきとそうでない地いきの差がありすぎる。その差をなくすため、かなりたくさんの地いきでの支えん体せいを、この数 年 いないにつくるべきである。

りゆう

たいへん重い障がいをもつ人の家ぞくは、今、しせつをなくされたら不安だ、とうったえておられる。なぜか。それは、自分たちの子どもは、地いきでは安しんして生きられない、そんな地いきになっていない、という不しん感をもっておられるからだ。だから、たいへん重い 障 がいのある人も、地いきで安しんしてくらせるしくみを急いでつくるひつようがある。そのために、国は高れい者せいどを進める上でつくった「ゴールドプラン」のようなわかりやすい政さく目ひょうを作り、その中で医りょう的ける。もといるである。でした。ない、その中で医りょう的けるすると、よっがいしゃをかいきでとんな風に支えるか、をわかりやすく伝え、それをじつげんすべきである。

たなか まさ いいん 【田中(正)委員】

けつろん **〇結論**

きほんてき いりょうてき けぁ ひつよう しょうがいじ きょじゅう しく ちょうそん 基本的には医療的ケアが必要な障害児も居住している市区町村の しょーとすてい にっちゅういちじしえんじぎょう りょう いりょうてき けあ いりょう ショートステイや日 中一時支援事業を利用できるようする。 医療的なケアと 医療がける はめん くわ はずか わ じじょう いりょう かば とき しえんケアする場面の区分けが難しい。分けきれない事情を医療がカバーする時の支援たいせい いし ほうもんかんごとう こめでいかるすたっふ ふくし すたっふ くわ 体制について、医師、訪問看護等のコメディカルスタッフに福祉のスタッフが加わるちーむ へんせい ちいき こうちく かだい じじょう チームを編成を地域に構築してゆくことが課題であり難しい事情である。

りゆう

にりょうてきける ひつよう しょうがいじ きょじゅう しくちょうそん しょーとすてい 医療的ケアが必要な障害児は、居住している市区町村のショートステイやにっちゅういちじしえんじぎょう いりょうける ひつよう りゅう りょう しゅとけん 日中一時支援事業を医療ケアが必要なことを理由に利用することができず、首都圏 かのう じゅうしょうしんしんしょうがいじしせつ しょーとすてい りょう しゅうちゅう では受け入れの可能な重症心身障害児施設にショートステイの利用が集中している。 上記施設でも濃厚な医療ケアを要する障害児が受けられる枠に限りがあり、 のうこう いりょうける よう しょうがいじ りょう しょうがいじ りょうける じんこうこきゅうき よう しょうがいじ りょう こんなん のうこう いりょうける じんこうこきゅうき よう しょうがいじ りょう こんなん となって ちいき じゅうしょうがいじしせつ しょーとすてい でき しょうがいじ けっかてきいる。地域や重症心身障害児施設にてショートステイが出来ない障害児は、結果的 いりょうきかん しゃかいてきにゅういん けいたい う え げんじょう にりょうきかん しゃかいてきにゅういん けいたい う え げんじょう に 医療機関が社会的入院という形態で受けざる得ない現状がある。

なかにしいいん

○結論

がいき いりょうづ しょーとすてい そうせつ もと 地域での医療付きのショートステイの創設が求められている。医者が配備されたしょーとすてい まんにんたんい こみゅにてい はいび ショートステイが 5万 人単位のコミュニティに配備できれば、医療を必要とするほとしょうがいしゃ ちいき けいぞくてき せいかつ かのう さっきゅう たいせいんどの障害者は地域での継続的な生活が可能となるので早急にその体制をととの 整えるべきである。

りゆう

いしゃ ぞういん ほうほう かばー ちいき る医者を増 員 していく方 法でカバーできる地域はある。

なかはらいいん

けつろん **〇結論**

いりょうてきける ひつよう しょうがいじ しゃ しえん にりょう ほけん ふくし やくわり 医療 的ケアが必要な障害児・者の支援については、医療・保健・福祉がどの役割 にな せいり ひつよう かんが さいたくしょうがいしゃ かいごぼけん ほうもんを担うかの整理が必要と考える。在宅障害者については介護保険にある訪問かんご さーびす ひつよう かんが 間 きょうしょりょう ここ しょうがいしゃ こうがいしゃ こうなサービスが必要と考える。また、事業所を利用している障害者については、支援員等が一定の医療的ケアを実施できるよう、一定の要件整理とけんしゅうなどじんてき せんもんてき たいせい せいび ひつよう おも 研修等人的に専門的な体制の整備も必要と思われる。

りゅう **〇**理由

にしたきいいん 【**西 滝 委員**】

けつろん **〇結論**

いりょうてき け あ いつよう しょうがいしゃ しょうがいしゃ しょ と す て い しせつ ぞうしょう 医 療 的 ケアを 必 要 とする 障 害 者 および 障 害 者 ショートスティ 施設の 増 床 がひつよう ぞうしょう こうじひ あんてい うんえい じょせい ひつよう 必 要 。 増 床 のための工事費および 安 定 した 運 営 のための 助 成 が 必 要 。

しょーととすてい じっし しせつ じぎょうしょ じかんたいせい かんごし はいち ショートトスティを実施する施設・事業所には、24時間体制で看護師が配置できるよさんそち こう ひつようよう予算措置を講ずる必要がある。

りゆう

げんざい にゅうしょしせつ しせつにゅうしょしえんじぎょうしょ じかんたいせい かんごし はいち 現 在の入所施設(施設入所支援事業所)で、24時間体制で看護師を配置しているしせつ じかくしょうじょう うった たんぱつりょう じゅうどしょうがいしゃ かんごしふざい施設はほとんどない。自覚症状が訴えられない単発利用の重度障害者を看護師不在 $^{\circ}$ ふあん りょく たか の状況で受けとめるのは、不安とリスクが高すぎる。

じゅうどしょうがいしゃ にゅういんうけいれきょひ にゅういんうけいれ あ つきそいじょうけん びょういん 重度障害者の入院受入拒否、入院受入に当たっての付添条件の病院からの ていじょう じったい しょ とりょうしゃ にゅういん ばあい つきそい しせつしょくいん 提示等が実態としてある。ショート利用者が入院した場合の付添は、施設職員か かぞく おお しょ と りょう かぞくしえん こんなん 家族になることが多い。 「ショートを利用しているということは、家族支援が困難だ

から」を考えると、施設が付き添うとなると 体 制 上 困 難。

_{のはらいいん} 【野原委員】

けつろん **〇結論**

をはいしっかんかんじゃ にゅうしょ ちいきさぎょうじょ いりょう 慢性疾患患者が入所できる地域作業所、医療ケアつきグループホーム、セーフティーネットとしてのショートスティ等の施設整備を行ってほしい。また、状態に応じて変動する障害者のニーズと設備や制度利用を適切に調整するための優秀なケアマネージャー、ファシリテーター(援助促進者)の育成。

りゅう **〇**理由

ざいたくさんそ つか じゅうど まんせいしっかんかんじゃ かよ いりょうてき 在 宅酸素を使うような重度の慢性疾患患者でも、通えるような医療的ケアの ととの さぎょうじょ しせつ み おやな あと せいかつ きばん うしな ふあん整った作業所や施設はほとんど見あたりません。親亡き後に生活の基盤を失う不安 ひと こんごふ をもつ人が、今後増えてくるとおもわれます。そのための施設整備と、必要な施設に結びつける人的な資源確保が急務である。

はしもといいん 【橋本委員】

けつろん **〇結論**

ほうもんかんごす てーしょん しんりょうじょ れんけい かいごしょく きゅういん きょうかんえいよう 訪 問 看護ステーションや 診 療 所 との 連 携 により、介護 職 でも 吸 引 や経 管 栄 養 なこうい どの行為が

あんぜんあんしん じっし 安全安心に実施できるようにする。

いりょうてき けあ ひつよう しょうがいしゃ じかん かいごたいせい おお かいごしょく ひつよう 医療的ケアを必要とする障害者は、24時間の介護体制で多くの介護職を必要 じゅうどほうもんかいご しゅ じっし じぎょうしょ しえん ひ つづ おにな とするので、重度訪問介護を主に実施している事業所への支援を引き続き行う。

ひがしがわいいん 【東川委員】

けつろん **〇結論**

なかがくこうく ひと 中学校区に一つくらいの、すべての障害者に対応できる支援センターを確保し、 じかんたいせい いりょうそうだんきのう そな ほうもんかんごじぎょう へいせつ しょうがいじ 24時間体制の、医療相談機能を備え、訪問看護事業も併設し、障害児のシャぞく しえんじぎょう とう じっし さら コートスティ、家族のためのレスパイト支援事業 等が実施できれば更によい。 じんざいかくほ しせつせいび がくほ きゅうむ 人材確保、施設整備のための財源の確保が急務。

りゅう 〇理由

ちいき ちいきいりょう じゅうじつ じんざいようせい かくほ みぢか 地域リハビリテーション、地域 医 療 の 充 実 、 人 材 養 成 と確保ができれば身近なと ころでワンストップ 相 談 支援が実施できるわけで、障 害 の 軽 減 、社 会 の理解、協力 たいせい かくほ 体 制 が確保されやすい。

ふくしせいさくぶんや いりょうせいさくぶんや きょうどうさぎょう おこな 福祉政策分野のみならず、医療政策分野との協働作業が行われるべき。 かいごほけん ちいきほうかつしえん (モデルは介護保険の地域包括支援センター)

ひろたいいん 【広田委員】

けつろん **〇結論**

じゅうたくしさく じゅうじつ 住 宅施策の充実

りゆう

コンシューマー自身が住 宅にゆとりがあれば、ピアサポートとしてショートステイができる

ふくいいいん 【福井委員】

けつろん **〇結論**

なに はりも、命の多様性を認めた上で、安全で快適な生活を保障するという視点もというも、命の多様性を認めた上で、安全で快適な生活を保障するという視点が求められる。地域資源をフルに選択できることと、医療と福祉に精通した人的はいちか うえ ぱーそなる あしすたんと ほうもんかいご じかんたいせい配置も欠かせない。その上で、パーソナル・アシスタント、訪問介護の 24時間体制、をいうきゅうたいせい せいび じゅうしょうじしゃしせつ しえん けあほーむ ぞうせつ かだい教急体制の整備、重症児者施設による支援、ケアホームの増設などが課題となる。しょーとすてい かくほ かいごしょく どうにゅう りょういくてきしてん とり コートスティの確保のためには、介護職の導入など、療育的視点を取り入れてけいざいてきほしょう かだいできほしょう 経済的保障をするなどの課題がある。

りゆう 〇理由

^{ふじおかいいん} 【藤 岡委員】

けつろん **〇結論**

いりょうてき しえん かのう そうごうふくしほうせい かくりつ 医療的ケア支援が可能な総合福祉法制の確立を。

いし かんごし けんしゅう せいど ほしょう とうじしゃ かぞく じゅうぶん せつめい どうい医師、看護師の研修を制度として保障し、当事者、家族からの十分な説明と同意

たんなど こうくうないきゅういん い けいかんえいようかんりとう けいび いりょう きんせつ のもと、痰等の口腔内吸引、胃ろう、経管栄養管理等の軽微な医療(近接) こうい しえんしゃ おこ 行為を支援者が行なえるようにする。

いりょうきかん ふくし れんけい せいどてき ようい 医療機関と福祉の連携を制度的に容易にする。

りゆう 〇理由

げんこう じゅうどほうもんかいご きょたくかいご せいど なか いりょうしえん げんそく そうてい 現 行の重度 訪問介護、居宅介護の制度の中で医療支援は原則として想定されいりょう ふくし だんぜつ せいど いりょうてき ひつよう ていない。医療と福祉が断絶された制度になっているため、医療的ケアの必要なしょうがいしゃ ちいき く しえん てきせつ う 障害者 が地域で暮らすための支援が適切 に受けられない。

ますだいいん

〇結論

せいしんしっかん ひと いりょうてきけあ ひつよう ねくし いりょう せいどじょう 精神疾患のある人は、医療的ケアが必要である. しかし、福祉と医療を制度上 こんざい つういん こんなん ばあい はっちい ほうもんしんりょうとう たいせい混在させない. 通院が困難な場合もあり、その際に訪問診療等の態勢がもとめられる しょうがい ひと いのち まもられるいりょう ありかた みなおし ひつよう求められる. 障害のある人の命が守られる医療のあり方も見直しが必要である.

^{みうらいいん} 【三浦委員】

けつろん **〇結論**

しえんたいけい ほうもんかんご そうせつ きそん りょうようかいご いりょうがたたんき 支援体 系として「訪問看護」を創設するとともに、既存の療養介護、医療型短期にゅうしょ ちゃくじつ せいび ちいき いりょうきかんとう ふく ちいきいりょうたいせい こうちく ひつよう 入所の着実な整備、地域の医療機関等を含めた地域医療体制の構築が必要であり、これらの連携によりどこに暮らしていても適切な医療的ケアが受けられることが不可欠である。

いりょうてき け あ う たんきにゅうしょ せいび そくしんさく ふくしがた 医 療 的 ケアの受けられる短期 入 所 については整備の 促 進 策 とともに、福祉型 たんきにゅうしょ かんごしとう はいち きのう きょうかおよ ちいきしげん ため 短期 入 所 への看護師 等 の配置による機能の 強 化 及 び、地域資源となりうる 為にはいりょうがたたんきにゅうしょ せっちしゅたい けんとう ひつよう 医 療 型 短期 入 所 の設置 主 体 についても 検 討 する 必 要 がある。

りゆう

せいかつ ば てきせつ いりょうてき け あ う じつげん それぞれの生活の場において適切な医療的ケアが受けられることを実現するたりょうようかいごじぎょう いりょうがたたんきにゅうしょじぎょうとう けいかくてきせいび おこな ちいきめには、療養介護事業、医療型短期入所事業等の計画的整備を行い、地域における医療提供基盤の総合的、計画的充実を図り、各事業の連携・きょうどう じゅうそうてき しえんたいせい めざ ひつよう協働による重層的な支援体制を目指す必要があるため。

いりょうがたたんきにゅうしょ せっち また、医療型短期入所の設置については、療養介護事業所(病院等)に ばんてい た せっちしゅたい たいせい かくほ ばあい せっち 限定されており、その他の設置主体であっても、体制が確保できる場合には設置を ^{かのう} 可能とするかについて 検 討 するべきと 考 え る ため。

みつますいいん 【光増委員】

けつろん **〇結論**

基本的に医療的ケアの必要度ではなく、本人(もしくは後見人等)の意志にちいきせいかつしえん けいぞく けんとう げんそく いつていようけん かのう しんりょうよる地域生活支援の継続サポート検討が原則であり、一定要件が可能な診療たいせいととの ちいきいりょう にな しんりょうじょ ふく しえん しんりょうじょ ないきいりょう にな しんりょうじょ なく しんりょう がんじつどう せんもんてき ほうもんかんごむ検討が必要である。地域医療機関での、24時間実働する専門的な訪問看護なステーションを核とした訪問診療・訪問看護・訪問リハ等を組み込む。キーパーそうだんしえんじぎようしょとう よソンは相談支援事業所等に拠る。

りゅう 〇理 由

ちいきせいかつ じょうきょう ふくし ほけん いりょう たてわ くわ 地域 生活の 状 況 を福祉・保健・医療 と縦割りで区分けるのではなく、地域で るしょり ひと じゅうにん ほうかつ こうれいしゃ ふく あんしん す るして住みたいところ す つづ にゅうみん そうごうてき たいせい じゅうよう に住み続けられる 住 民への総合的なサポート体制が 重要である。医療的ケア を必要とする人たちの地域 生活支援についても同様の発想が必要である。なぜなら、誰もがいついかなる状況で支援が必要と擦る立場になるのか分からず、誰にも共通課題と認識する必要がある

みやたいいん 【宮田委員】

けつろん **〇結論**

重い 障 害 をもつ人 達にとって、「医療行為(医行為)」は地域生活や社会参加をほしょう ひっすょうそ ばあい いりょう しゃかいもでる しえん いちょうそ 保障する必須要素である(この場合、医療は社会モデルの支援の一要素である)。いりょうこうい ていぎ めいかく いりょうしょく しえんしゃ けんしゅう じゅうじつ じゅうど 医療行為の定義を明確にし、医療職でない支援者への研修を充実させ、重度しょうがいしゃ いりょうてきしえん わく ひろげる けっか じゅうしょうしんしんしょうがいじしせつ げんてい 障害者への医療的支援の枠を広げる。結果、重症心身障害児施設に限定されている医療的ケアを必要とする人達のショートステイの選択肢を(医療機関とのれんけい ぜんてい たしゅべつふくししせつ かくだい 連携を前提に)他種別福祉施設にも拡大できる。

りゅう 〇理由

いりょうこうい ていぎ ふめいかく ひいりょうしょく いりょうてきしえん わく げんてい 「医療行為」の定義が不明確で非医療 職 の医療 的支援の枠が限定されているた じゅうどしょうがいじ しゃ ざいたくせいかつ かぞく おもいかいごふたん もと おくり しゃかいさんかめ、重度障害児・者が、在宅生活を家族の重い介護負担の下で送り、社会参加を きょくど せいげん いりょうこうい ぜったいてきいりょうこうい せいかつ いじ かかる極度に制限されている。医療行為には、絶対的医療行為と生活の維持に係る

にりょうこうい いりょうてきける こんざい こうしゃ いりょうしょく しえんしゃ 医療行為 (医療的ケア)が混在しているが、後者は医療職 でない支援者にもめんみつ けんしゅうたいせい ほうてきょうご ぜんてい じっし綿密な研修体制と法的擁護を前提に実施できるようにするべきである。このみなおし いりょうてきしえん じょうじひつよう じゅうどしょうがいじ しゃ しゃかいさんか見直しがなければ、医療的支援が常時必要な重度障害児・者の社会参加はふかのう 不可能である。

^{もりいいん} 【森委員】

〇結論

じりょうてきける ていきょう せんもんしょく きょてんじぎょうしょ いち かんごし りがく 医療的ケアを提供するための専門職の拠点事業所の位置づけ、看護師、理学りょうほうし さぎょうりょうほうし げんごちょうかくし じんざい かくほ ふくしりょういき せんもんしょく 療法士、作業療法士、言語聴覚士などの人材の確保、福祉領域の専門職とれんけい はか しすてむ こうちく かだい しょーとすていの連携を図るためのシステムの構築などが課題であり、また、ショートステイなどのきのうかくほ じぎょう じぞくかのう けいざいてききばん かくほ もと機能確保のためには事業の持続可能な経済的基盤の確保なども求められる。

〇理由

いりょうけ あ ひつよう しょうがいしゃ ちいきせいかつ いりょう ふくし れんけい 医療ケアが必要な障害者が地域生活をおくるためには、医療と福祉の連携がひつよう 必要である。

こうもくでぃー しゃかいさんかしえん さーびす く項目 D -3 社会参加支援(サービス)>

あらいいいん 【荒井委員】

けつろん **〇結論**

しょうがいしゃ しゃかいさんか そくしん かんてん じゅうじつ ほうこう みなお 障害者の社会参加を促進するとの観点から、充実させる方向で見直すべきである。その際、就労・就学時の介護、通勤・通学時の介護の実態を把握した上で、ひつよう けいひ しさん ろうどう きょういくぎょうせい ふくしぎょうせい やくわりぶんたん じつげんかのう必要な経費を試算しつつ、労働・教育行政と福祉行政の役割分担を実現可能なほうほう みなお 方法で見直すべき。

いざわいいん 【伊澤委員】

〇結論

そうごうふくしほう かいけつ わけ 総合福祉法すべてで解決できる訳ではない。

いしばしいいん 【石 橋委員】

けつろん **〇結論**

しゃかいさんか かくほ 社会参加が確保されてこそ、インクルーシブな社会と言える。大きな課題ではなく、 かだい なされなければならない課題である。

ですうごうふくしほう つうきん つうがく かいしゃ がっこう いどうしえん きほん 総合福祉法のサービスでは、通勤・通学(会社・学校)までの移動支援を基本とする。

かいしゃ がくこうない かいご う い がわ せきにん も しゃかいしげん そうせつ 会 社・学 校 内の介護は、受け入れ側が責任を持つことによって社会資源の創設 きたい が期待できる。

しゅうろう しえん ろうどうぎょうせい がっこう とうごうきょういくすいしん きょういく ジョブコーチや就 労への支援は労働行政、学校での統合教育推進が教育 ぎょうせい とお たてわ かいけつ そうごうしえん ざいげん行政、というようなこれまで通りの縦割りでは解決できない。総合支援として財源かくほを確保すべき。

りゅう 〇理由

ちいきせいかつ おく しゅうろう しゅうがく しえん ひつよう 地域 生 活 を 送 るためにも 就 労 、就 学 の支援が 必 要 です。

うじたいいん 【氏田委員】

けつろん **〇結論**

いどうしえん こべつきゅうふか とき つうがく つうじょ つうきん つっそ ればいどか 移動支援を個別給付化する時に、通 学、通 所、通 勤への付き添いについても制度化 すべきであると 考 える。PAS が 導 入 されるのが望ましいと思うが、コストを 考えると PAS はこのような 日 常 生 活 支援を含み込むことは馴染まないと思われるので、 D-2-2 で述べた「きめ細やかなガイドへルプ」の中に明記すべきと 考 える。例えば、 はくば がっこう か かった 直後は支援度の高いガイドへルプ、慣れてくれば「見守り・声かけ」といったガイドへルプとするなど 状 況 に合わせて対応が出来ると良い。

りゅう **〇**理由

じょうやく めいき れているように、インクルーシブな生活を実現するためには、地域の学校への就学や地域における日中活動の場の保障が当たり前でなくてはなっつうきん つうがく とうがいねんれい ひと ちいきせいかつ ベースである。この点での社会参加困難に支援アプローチしていくことは必須である。毎日の通学が、での通所施設や作業所への通勤介護が、家族に先の見えないエンドレスな介護を負わせているという現状を早急に改善すべきと考える。

_{おおくぼいいん} 【大久保委員】

けつろん **〇結論**

ちてきしょうがい ひと つうきん つうがく さい こうきょうこうつうきかん りょう 知的障害のある人たちにあっては、通勤・通学の際に、公共交通機関の利用やつうがく じょうこうばしょ いどう いっていきかん ちょうき いどうしえん ひつよう通学バスの乗降場所への移動など、一定期間あるいは長期にわたる移動支援が必要ばあい おお おも な場合が多いが、その負担を家族に強いていることが多いと思われる。

ろうどうぎょうせい きょういくぎょうせい つうきん つうがく いち たいおう げんじょう ふ 労 働 行 政 や教 育 行 政 における 通 勤・通 学 の位置づけや対 応 の現 状 を踏まえる くに せいどか ちほう とく さいりょう ふく けんとうとともに、国 レベルでの制度化や地方レベルでの取り組み(裁量)なども含めて、検 討 ひつよう かんが する必要があると考える。

_{おおはまいいん} 【大濱委員】

けつろん **〇結論**

しょくば じ む とう かいじょ がっこうない はいせつ しょくじ すいぶんほきゅう うわぎ 職場での事務等の介助・学校内でのノートテイクや排 泄・食事・水 分補給・上着の くるまいすじょう たいいへんかん たいおんちょうせいかいじょ つうきんつうがく ふく りょうじかんたいぬぎき・車椅子上での体位変 換・体 温 調整介助など、通勤通学も含めて、利用時間帯

まいにちか へんこう よそく じゅうどほうもんかいご ちょうじかんが毎日変わり変更が予測できないので、シームレスで重度訪問介護のような長時間れんぞく せいど おは さい しょくば かいご りょうしゃすう おう しょうがいしゃこよう連続の制度で行うべき。その際、職場での介護については、利用者数に応じて障害者雇用かいけい じゅうどほうもんかいご ざいげん じゅうとう きょういく どうよう 会計から重度訪問介護に財源を充当すべき。教育についても同様。

りゅう 〇理由

けんじょうしゃ おな つうきん つうがく しゃかいさんか まいにち きたく じかん か 健常者と同じように通勤や通学で社会参加すると、毎日、帰宅する時間が変わるたけんじょうしゃ おな しゃかいさんかせいかつ じつげんめ、シームレスなサービスでないと、健常者と同じ社会参加生活が実現できない。

けつろん **〇結論**

びょういんぎょうせい やくわりぶんたん病院行政との役割分担

はいじゅうど ざいたくしょうがいしゃ いちじてき にゅういん ばあい りょう じゅうどほうもん 最重度の在宅障害者が一時的に入院する場合のヘルパー利用について、重度訪問かいご りょうでき さい しんりょうほうしゅう つうち かんごし ぎょうむ 介護がシームレスに利用出来るべき。その際、診療報酬の通知の看護師の業務について、さいじゅうど ぜんしんせいしょうがいしゃとう しちょうそん じゅうどほうもんかいご しきゅうけってい びょういん 最重度の全身性障害者等が市町村から重度訪問介護を支給決定されて病院でサービッりょう かんごし ぎょうむどくせん れいがい きてい しんりょうほうしゅう スを利用しているときは、看護師の業務独占に例外を規定して、診療報酬とバッティングしないようにするべき。

りゅう 〇理由

現在はこの診療報酬の通知に、完全看護でも重度障害の場合は付き添いを認めているが、通知で、(1)付き添いが看護師の業務を代替してはいけないこと、(2)看護師の業務に介護が規定されている・・・ため、ヘルパーが病院に入っても介護以外の業務でであるコミュニケーション支援事業のヘルパーとして入る建前になっており、重度訪問が正されば、予算者に合う、慣れたヘルパーの介護でないと体力の維持もできない。このため、通常毎日24時間の重度訪問介護が入院した場合、慣れたヘルパーの介護でないと体力の維持もできない直接の関係を表します。これを表しても、重度訪問の意とができない。(わざわざ市と交渉して1年かけて予算望してコミュニケーション支援事業での入院制度を作ってもらうしかない。しかし、予算を入ることができない。(わざわざ市と交渉して1年かけて予算望してコミュニケーション支援事業での入院制度を作ってもらうしかない。しかし、予算で不足で1日4時間程度しか支援が受けられない例が多い)。市町村が認めた場合、電力においては、またの表によるで、不足で1日4時間程度しか支援が受けられない例が多い)。市町村が認めた場合、電度を引き出て1日4時間程度しか支援が受けられない例が多い)。市町村が認めた場合、電度を引き出て1日4時間程度しか支援が受けられない例が多い)。市町村が認めた場合、電度を引き出て1日4時間程度しか支援が受けられない例が多い)。市町村が認めた場合、電度を引き出て1日4時間程度しか支援が受けられない例が多い)。市町村が記めた場合、電力におくて1日4時間程度しか支援が受けられないのが、多い)の市町村が記めた場合、電度を引き出て1日4時間程度しか支援が受けられない例が多い)の市町村が記めた場合、電度を引き出て1日4時間程度しか支援が受けられない例が多い)の市町村が記めた場合、電度を引き出て1日4時間程度しか支援が受けられない例が多い)の市町村が記めた場合、電度を引き出て1日4時間程度しか支援が受けられない例が多い)の市町村が記めた場合、1日4時間程度しか支援が受けられない例が多い)の市町村が記めた場合、1日4時間程度しか支援が受けられば、予算措置は不要で、利用者にとった。

けつろん **〇結論**

けんりじょうやく ほか もの びょうどう かんが かそち くほ つうきん あた まえ 権利条約でうたう「他の者との平等」を鑑みても、過疎地では車での通勤が当り前な かいご ひつよう じゅうど しょうがいしゃ ばあい つうきん じかようしゃ いどう ひっすので、介護の必要な重度の障害者の場合も通勤には自家用車での移動が必須となる。

しょうがいしゃ じたく 〈ほとう うんてん だな どうろうんそうほうじょう もんだい そちせいど 障害者の自宅の車等の運転をヘルパーが行うのは道路運送法上の問題はない。措置制度 じだい うんてん かそち しちょうそん 時代はガイドヘルパーが運転をしてガイドヘルプすることを認めていた過疎地の市町村 おお じゅうどほうもんかいご いどうかいご 〈ほう うんてん かいごないよう みと は多い。重度訪問介護や移動介護で車の運転を介護内容の1つとして認めるべき。

りゅう 〇理由

か そ ち じかようしゃいがい つうきん こんなん しゃかいさんかがいしゅつ けん 過疎地ではバスもほとんどなく、自家用車以外での通勤は困難。社会参加外出も健じょうしゃ どうよう おな (Gま いどう ふかけつ 常者と同様に行えるようにするためには車での移動が不可欠。

かそちいがい たいおんちょうせいしょうがい ぜんしんせいしょうがいしゃ としぶ じかょうしゃとう 過疎地以外にも、体温調整障害の全身性障害者などは都市部でも自家用車等でのつうきん しゃかいさんかがいしゅつ ひっす 通勤・社会参加外出が必須。

しょうがいしゃ じたく 〈ほいがい しょうがいしゃじしん きんじょ しんせき か 〈は しょうがいしゃだんたい 障害者の自宅の車以外にも、障害者自身が近所の親戚などに借りた車や障害者団体 か 〈ほ どうろうんそうほうじょう もんだい に借りた車なども道路運送法上の問題はない。

_{おかべいいん} 【岡部委員】

けつろん **〇結論**

すく じゅうどほうもんかいごとう こべつほうかつしえん 少なくとも、重度訪問介護等による個別包括支援(パーソナルアシスタンス)に とうじしゃ し どういつ つうきんかいじょ しょくば ついては、当事者をよく知る同一のアシスタントが、通勤介助や職場のジョブ・コートがいさんか しえん きんせんかんりおよ かじえんじょ いた ほうかつてき しえん おこなーチ、社会参加の支援から金銭管理及び家事援助に至るまでの包括的な支援を行えるようにするべき。

りゆう

ひと せいかつ 人の生活がシームレスである以上その支援も生活のフェイズ別に分断されるの かのう かぎ ではなく、可能な限りシームレスでなくてはならない。知的障害者については、第4回 ぶかいさんこうしりょう しょうかい べいこく 部会参考資料2で紹介した米国・カりフォルニア州のサポーテッドリビング・サービスや、東京・多摩地域の実践(ピープルファースト東久留米編「知的障害者が入所 したの ないき いき にゅうしょいん などに詳しい)を参照してほしい。

_{おざわいいん} 【小澤委員】

けつろん **〇結論**

- しゅうろう かいご つうきんしえん ろうどうせいさく 就労にともなう介護、通勤支援、は労働政策で。
- しゅうがく かいご つうがくしえん きょういくせいさく 就学にともなう介護、通学支援、は教育政策で。

りゅう 〇理由

しょうがいしゃけんりじょうゃく ごうりてきはいりょぎむ かんあん じょうき けつろん・ 障害者権利条約の合理的配慮義務を勘案すると、上記の結論になる。

ぉ のいいん 【小野委員】

けつろん **〇結論**

> いどう しえん かいじょ ふくし せいど かくりつ 移動の支援・介助は福祉の制度として確立すべきである。

りゆう **〇**理由

しゅうろう きょういく げんば しえんたいせい ほうせいど かくりつ 就 労 や 教 育 の現場における支援 体 制 は、それぞれの 法 制度によって 確 立 すべきで しゃかいせいかつじょう しえん ふくしせいど いちづあるが、それらをつなぐ 社 会 生 活 上 の支援は、福祉制度に位置付けるべきだから。 つうがくしえん いどうしえん きょか じちたい 自治体によっては、通 学 支援に移動支援を許可している自治体もある。

かどやいいん 【門屋委員】

けつろん **〇結論**

ひつよう ざいげん きょういくきかん りょう しえん きょういくぶんや しゅうろう 必要です。財源は教育機関を利用するための支援であれば教育分野が、就労かんれん ろうどうぶんや かんが せいかつぶんや ふくしぶんや にな おも 関連であれば労働分野が考えるべきです。生活分野は福祉分野が担うべきと思います。

りゆう 〇理由

をべつ だいがく きょういく 差別をしない 原則のために必要です。就労は労働分野で、教育は大学まで教育 ぶんや ざいげんふたん 分野で財源負担をすべきです。それぞれの分野において、全ての国民への平等な施策 げんそく を原則としてもらうことが、労働分野でも教育分野でも障害者を差別することなく う りゅん も きょうぜんざいげん かた けっかてき です。 こくみん びょうどう しきく かいう理念を持ち、当然財源についても常に考えることが必要です。 しょうがいたんとうぶんや まか げんざい かた けっかてき ぶんや ぶんり うとうがいたんとうぶんや まか げんざい かた けっかてき にきくが かた はくがい たんとうぶんや まか げんざい かた けっかてき じょうがいたんとうぶんや まか げんざい かた けっかてき じょうがいたんとうぶんや まか げんざい かた けっかてき にくみん しょうがいしゃ つね ふく 施策責任回避になっています。それぞれの分野が全ての国民として障害者を常に含むことが重要です。

_{きみづかいいん} 【君塚委員】

けつろん **〇結論**

ふくしさ - び す りょう しゅうろう かん こようぬし きょういく かん がっこう 福祉サービスの利用ではなく、就 労 に 関 しては雇用 主 が、教 育 に 関 しては 学 校 が、つうきんつうがく あんぜんせきにん お しゅうろう つうきんてあて か そうげい つうがく あんぜんしどう 通 勤 通 学 の 安 全 責 任 を負う. 就 労 は 通 勤 手当に代えて 送 迎. 通 学 は 安 全 指導のはんい しょくいん たいおう 範囲で 職 員 が 対 応 する.

りゆう

ふくしさ - び t りょうか けいやくとう しょてつづ じむてきひと こ t と 福祉サービスの利用となると、評 価・契 約 等の諸手続きに事務的人なコストがかかりょう きかん たいおう たいせい のぞる. 利用する機関で対応できる体制が望ましい.

くらたいいん 【倉田委員】

けつろん **〇 結 論**

そうごうふくし ろうどうほう いっぽんか つうきん かいご どうほう はんい 総合福祉・労働法として一本化できれば、通勤への介護についても同法の範囲に かのう そうごうふくしほう も こ しょうがいしゃ はたらく 含むことが可能。総合福祉法にそこまで盛り込まないのであれば、障害者の働くけんり もんだい しょうがいしゃこようそくしんほう ばっぽんてき かいせい 権利の問題として障害者雇用促進法を抜本的に改正してカバーする。

りゆう

そうごうふくしほう しゅびはんい ろんぎ た かえ かだい 総合福祉法の守備範囲のそもそも論議に立ち返る課題なので。

こんどういいん 【近藤委員】

けつろん **〇結論**

しゅうろう つうきんじ よう かいごしえんさーびす ろうどうぎょうせい しゅうがく つうがくじ かいごしえん 就 労・通 勤 時に要する介護支援サービスは労 働 行 政、就 学・通 学 時の介護支援 きょういくぎょうせい やくわりぶんたん ざいげん かくしょうちょう かくほ くに せいどは教育行政で役割分担し、財源も各省庁で確保することとし、国の制度としてい ち位置づけるべきである。

りゆう

げんざい つうきん かいご きかんげんてい じょせい ご きぎょう ゆだ 現 在の通 勤の介護については、期間限 定の助 成であり、その後は企 業に委ねるせいど はいど こよう けいぞく あんてい 制度となっている。この制度では、雇用の継 続は安 定しない。

さいとういいん 【 齋 藤 委員】

けつろん **〇結論**

しょうがいしゃ かいじょ しょうがいしゃ かてい なか と こ しゃかいさんか 障害者の介助サービスは障害者を家庭の中に閉じ込めるのではない社会参加を きほん 基本とすべきであり、その意味でこれらの点のサービスは絶対に行わなければならないにもかかわらず、ホームヘルプということばにあるように、家の中を中心に考えるや り方を根本から考え直さなければならない。

りゆう 〇理由

ろうどうぎょうせい きょういくぎょうせい いっぱんしゅうろう ふつうきょういく かいじょ 労働行政や教育行政が一般就労や普通教育における介助についてやる気がいじょう ふくしぎょうせい かぎ ろうどうぎょうせい きょういくぎょうせい ない以上、福祉行政がまずできる限りカバーしつつ、労働行政や教育行政のせきにん めいかく い ほか 責任を明確に行く他ない。

さかもといいん 【坂 本委員】

けつろん

〇結論

しょう かた せいかつぜんたい ふくし そもそも、 障 がいのある方の生活全体を福祉サービスですべてカバーすること こんなん ろうどう きょういくとう たちば しょう かた しゃかいは困難であり、労働、教育等それぞれの立場において 障 がいのある方が社会さんか しえん まんか しえん りゅう

〇理由

しょくば がっこう かいじょ げんこう しゅうろう きょういくしさく なか たと 例えば職場や学校における介助は、現行でも就労・教育施策の中でも対応 ふくし ぎょうせい まち ざいせいてき むずか されており、それらをすべて福祉で行政でというのは、町の財政的にも難しい。 ろうどう きょういく こうつう じょうほうつうしん かんけいきかん ぎょうせいきかん まずは、労働、教育、交通、情報通信などそれぞれの関係機関や行政機関が、 かた しゃかいさんか みずか しえん かんが しょう しょう 障がいのある方が社会参加できるように自ら支援を考えるべきである。 障がい かん かん ふくしぎょうせい ふくしかんけいきかん ゆだ かた みと た関することはすべて福祉行政や福祉関係機関に委ねるといったやり方を認めて くにぜんたい しょう りかい しえん すす はってんせい しまうと、国 全 体の 障 がいについての理解や支援も進まず、発展性がない。

さのいいん 【佐野委員】

けつろん **〇結論**

りゆう **〇**理由

せいじんねんれい しゅうがくねんれい こ しょうがい ていど しゅべつ と しゅうろう けんり 成人年齢・就学年齢を超えれば、障害の程度・種別を問わず就労の権利がある。

たけばたいいん 【**竹 端 委員**】

けつろん **〇結論**

> かい ごうどう ちーむ ば けん おや会 ぎとの 合 同 さぎょ**うチームの場**で 検 と**う**する。

りゆう

**・^う はいくの保障、労どうの保障も、それぞれの分やでちゃんと守られなければならないから。

たなか のぶ いいん 【田中(伸)委員】

けつろん **〇結論**

つうきん つうがく いどうしえん ちいき せいかつ けんり じつげん え 通 勤・通 学における移動支援なくして「地域で生活する権利」の実現はあり得ない。そして、各障害特性に対する専門知識を有する者が移動支援とともに、必要な介護を行えるような制度が望ましい。労働分野、教育分野との役割分担や財源を含めた調整は必要となろうが、基本的に障害者の住居から就労場所・学校するも、 $\frac{5}{2}$ での移動と、各就労場所・学校内での移動については、新法における支援が担うべきと考える。

りゆう 〇理由

いどうしえん ちいき せいかつ けんり きばん 移動支援は「地域で生活する権利」の基盤をなすものであるとともに、憲法 22条できだ きょじゅういてん じゆう じっしっか じゅうぶん しえん おごな ひつよう 定める居住移転の自由を実質化するものであるから、十分な支援が行われる必要がしんぽう しょうがいしゃ ちいき せいかつ けんり ちゅうしん す いじょう ひつようある。新法が障害者の「地域で生活する権利」を中心に据える以上、これに必要かんが しえん しんぽう にな と考えられる支援は新法が担うべきである。

たなか まさ いいん 【田中(正)委員】

けつろん **〇結論**

りゆう 〇理由

ひつよう じょうきょう たい ちいき しげん そうしゅつ じぞくかのう しえん 必要な状況に対して地域の資源を創出してゆくことと、持続可能な支援とのばらんす つね ひつよう しえん にな て かか すたっふ こすと バランスは常に必要であり、支援の担い手とそれに関わるスタッフ、かかるコストとふたん てきせつ やくわりぶんたん じゅうよう その負担について適切な役割分担が重要である。

なかにしいいん 【中 西委員】

けつろん **〇結論**

そうごうふくしほう かいじょさーびす しーむれす かたち つか 総合福祉法では介助サービスはシームレスな形で使えるようにすべきである。

りゅう 〇理由

ろうどうぎょうせい きょういくぎょうせい こべつ かいじょさ U びす つつみきょう むだ おお 労働行政や教育行政で個別に介助サービスを提供することは無駄が多

いので、資金のみ 提 供 し、福祉サービスの総 合 福祉法サービスに業 務 を委託するこっきせつ つうきんつうがく かいじょ よう かいじょりょう ろうどうとが 適 切 である。 つまり 通 勤 通 学 に 介 助 に 要 した 介 助 料 については 労 働 ぎょうせい きょういくぎょうせい たい せいきゅう ほうほう おこな ざいげん 行 政 、 教 育 行 政 に 対して 請 求 をしていく 方 法 で 行 う。そのほうが 財 源かくほ 確保としてはやりやすい。

なかはらいいん

けつろん **〇結論**

しゃかいさんか ひつよう しえん かぎ いどうしえん かばー 社会参加に必要な支援はできる限り移動支援でカバーすべきであると考える。そさい ざいげん ぎょうせい たてわ こ ぶんたんの際の財源は行政の縦割りを超えて分担するべき。

りゅう **〇**理由

つうがく かん おや つ そ そうげい ふたん し おお 通 学に関しては、親が付き添いや送 迎などの負担を強いられていることが多い。 つうきん かん しゅうろう さい おお かだい ふくしぎょうせい ろうどう 通 勤に関しても 就 労 の際の大きな課題となっている。福祉 行 政 だけでなく労 働ぎょうせい きょういくぎょうせい いちげんてき しさく けんとう ひつよう 行 政 と 教 育 行 政 との一元的な施策として検 討する必要がある。

にしたきいいん 【**西 滝 委員**】

けつろん **〇結論**

つうきん つうがく いどうかいじょ せいどてき ほしょう へるぱ しょうしゃ 通 勤・通 学の移動介助を制度的に保障するとともに、ヘルパーの私用車でのがいしゅつしえん みと りょうしゃ りょうしゃ かんしょん みと げんこう 外 出支援を認めること。利用者によって2 人体制での支援を認めること(現行でもかのう しちょうそん せいげん しゃかいさんか こうどうえんごさ びす りょう可能だが、市町村よって制限あり)。社会参加のための行動援護サービスの利用ようけん かんわ しえんたいせい きょうか ほうしゅう ひ あ とう ひつよう 要件の緩和、支援体制の強化、報酬の引き上げ等をおこなう必要がある。

たいおう ので を含めた対応 が望まれる。

のはらいいん

けつろん **〇結論**

たてわ そうご れんけい こうかてき いくた じぎょう つか (縦割りで)相互の連携がないことから、効果的な幾多の事業がありながら使えな じれい すく もんだい ぎょうせい かくせんもんきかん じぎょうしょ いという事例は少なくない。問題は、行政の各専門機関や事業所、マンパワーの

^{れんけい ていけい こうちく} 連 携・提 携が構 築されてないことである。

そうごうふくしほう じょうき れんけい ていけい すす ちょうせい とき あら 総合福祉法には、上記の連携・提携を進めたり調整したり、時に新たなサー で はんげん きのう こべつてき いりょう かいご ビスを創設したりする権限をもつ機能をもたせ、それぞれの個別的(医療、介護、しゅうろう きょういく つうきん つうがくほか ほうたいけい とうぜんそうごうふくしほう かんれん 就労、教育、通勤・通学他)な法体系は当然総合福祉法とも関連させながら がくじゅう ひつよう 払 充する必要がある。

きょういく ぶんや とくべつしえんきょういく せいかつめん ふくしてきしえん れんけい じゅうょう 教育の分野では、特別支援教育と生活面での福祉的支援との連携が重要。 りゆう

〇理由

まんせいしっかん こ はお ふつうがっきゅう きょういく う とくべつしえんきょういく 慢性疾患の子どもたちの多くは普通学級で教育を受けている。特別支援教育でしえん きょういくてき たちば えんじょ にちじょうせいかつじょう えんじょ きょういくげんば かの支援は教育的な立場からの援助であり、日常生活上の援助も教育現場では欠きょういく ふくし れんけい しえん のぞかせない。教育と福祉の連携による支援が望まれる。

げんこう しょうがいしゃこようそくしんほう きぎょう えんじょ 現 行の障害者雇用促進法は、企業への援助はあっても障害者自身への直接 たんじょ がりになっていない。さらに現行の身体障害者の枠にとらわれており、難病やまんせいしっかん ひと おお たにま たいしょうがいしゃ かく なんびょう ひと しゅうろう 世にきこよう はじ まんせいきょう はじ まか 始まったが、正規雇用のみが対象であることと、法定雇用率にはカウントできないことから、その意義はあるが、すすんでいない。難病や慢性疾患で困難を抱むと しょうがいしゃ はんい くわ える 人も障害の範囲に加えることで、障害者としての就労支援も進むことになる。 しっぺい はんい かか さらに、疾病を伴う障害を抱えながら就労し続けるための環境づくりのために、ろうどうぎょうせい れんけい ふかけつ 労働行政との連携も不可欠である。

っぎ とうじしゃ こえ みみ かたむ 次のような当事者の声にも耳を傾けるべきである。

「難病と認定されたために会社から退職を強要されたり、昇進が皆無となったいまが、 きゅうよ げんじつ なんびょう せお せいかつふたん ひおこり、一部に給与カットが現実にあり、難病を背負っての生活負担を惹起させている。 しゃかいこうちく あんしん ちりょう せんねん これらのようなことのない社会構築を。安心して治療に専念できるように。」

はしもといいん 【橋 本委員】

けつろん **〇結論**

つうきんつうがく かいじょ みと 通勤通学の介助は認める。

りゆう

しゃかいさんか しえん ゆうこう じりつしえん 社会参加としての支援が有効であり、自立支援にもつながる。

ひがしがわいいん 【東川委員】

けつろん **〇結論**

けいざいてき しぇん 経済的な支援は、いずれの行政機関が負担してもよいと思われるが、移動上の しぇんぎじゅつ もと 支援技術が求められる場合には、そのスキルをもっている福祉サービスとして行うこと てきとう おも じどうせいと ほうかごしぇん こうれい しょうがいしゃ が適当と思われる。児童生徒の放課後支援、高齢。障害者のデイアクテビテイセンターなどの、機能を持つ体験の場が多く必要とされる。

ほか しょうがい きょうつうりかい えんじょ けんつねしゃ しょうがいりかい ば ひら ば 他の障害への共通理解、援助、健常者の障害理解の場ともなる開かれた場がひつよう 必要。

マイナーイメージではない、明 るいネーミングの場として

りゅう 〇理由

つうきん つうがく く なか だれ おこな しょうがい と 通 勤、通 学などは暮らしの中で誰もが行うことであり、それが障害により閉ざされることがあってはならない。

ば ほか もの びょうどう ね しそう ね しょうがいしゃ さんか あらゆる場に他の者との平等という思想を根つかせるために、障害者の参加をほしょう ひつよう 保障する必要があるので。

ふくいいいん 【福井委員】

けつろん **〇結論**

りゆう

の面では、これまでとかく家族の援助に頼ってきたり、労働と教育との役割 がんたん めいかく かっく カリガル でないため、ネックになってきたので、この際しっかりと検討をしていくべきである。

ふじおかいいん 【藤岡委員】

けつろん **〇結論**

つうきん つうがく しえんほしょう ふかけつ まず、通 勤・通 学への支援保障は不可欠。

つぎ しょくばないしえん げんこう ろうどうぎょうせい しょうがいしゃ こよう そくしんとう 次に職場内支援について現行の労働行政でも「障害者の雇用の促進等に しょくぎょうのうりょくかいはつそくしんほう こようほけんほう こよう 関する法律」でのジョブコーチ、「職業能力開発促進法」「雇用保険法」「雇用

ほけんほうしこうきそく とう もと とくていきゅうしょくしゃこようかいはつじょせいきんせいど さまざま 保険法施行規則」等に基づく特定 求職 者雇用開発助成金制度や様々ないまうがいしゃしゅうろうしえん たんとう こんご たんとうぶしょ とうはいごう たてわ に 者就労支援を担当しているが、今後は担当部署を統廃合して、縦割りにおおい そうごうてき おうだんてき じっし 陥ることなく、総合的 、横断的に実施していくべき。

すうかげつ きかんげんていせいど しんたいかいご こうじょうてき しょくばない これらは数ヶ月 の期間限定 制度であり、身体 介護などは恒常的 に職 場内でかつようでき だいど 活用出来るパーソナルアシスタント制度とするべき。

がっこうない しんたいかいご こうどうしえんとう そうごうふくしほう もと しえん みと 学校内 でも身体 介護や行動 支援等は「総合 福祉法」に基づく支援が認められるべき。

ただ ざいげん おおはば かくちょう ひつよう がっこうかんけい もんぶかがくしょう 但し財源 については大幅 な拡張 が必要であり、学校関係は文部科学省、しょくばかんけい けいざいさんぎょうしょうなど せきにん しょうちょうおうだんてき かくとく 職場関係は経済産業省等も責任をもって省庁横断的に獲得する。

りゆう 〇理由

そうごうふくしほう しょうがいしゃ しゅうがく しゅうろう しえん じゅうよう 「総合福祉法」が障害者の就学、就労を支援することが重要であること とうぜん つうきん つうがく しえん つか ろんりむじゅん は当然であり、通勤・通学に支援が使えないなどということは論理矛盾であるし、しょくばない きょうしつないしえん ほしょう とうぜん じり 職場内、教室内支援の保障も当然の事理であるから。

けんりじょうやく もと じぎょうしょなど ごうりてきはいりょぎ む りこう こうてき かくほまた、権利条 約に基づく事業所等の合理的配慮義務の履行を公的に確保して ほうせいび ひつよう いく法整備が必要。

たと ちてきしょうがいじ がっこう きょういん きょういく かいごじん しえん きょうかい 例えば知的障害児 の学校での教員による教育と介護人による支援の境界 せん はんぜん しがたいばあい え きょういく ふくし すみわけ線が判然とし難い場合があり得るかもしれないが、それは教育と福祉で棲み分けはかのう きょうしつない くるま あたりまえ こべつかいごしゃ可能である。教室内に車いすがあるのが当たり前のように、個別介護者がいることなん むじゅん は何ら矛盾しない。

ますだいいん 【増田委員】

〇結論

ろうどう こよう そうごうふくしほう はんい かんがえない はたらく ひつよう じんてき 労働・雇用については、総合福祉法の範囲で考えないが、働くために必要な人的 しえん いどうしえん こみゅに けーしょんしえん かんきょうせいび そうごうふくしほう支援 (移動支援やコミュニケーション支援、環境整備など)については、総合福祉法なか おこなうの中で行う.

_{みうらいいん} 【三浦委員】

けつろん **〇結論**

つうきん つうがくなど せいかつしえん しゃかいせいかつしえん ひつよう ぶぶん 通 勤 や通 学 等 、生 活 支援(社 会 生 活 支援)として 必 要 とされる部分について しえん きょういく ば ろうどう ば しえん ふくしせさく れんけい は支援する。 教 育 の場や労 働 の場における支援については、福祉施策との 連 携 も

ふく かくせさく 含め、各施策において議論されるべき。

りゅう **〇**理由

しゅうろう しゅうがく しょうがい ひとびと い 就 労・就 学は障害のある人々の生きがいとなる重い意味がある。総合 が かのう たいおう しえん はんい 福祉法の対応できる支援の範囲としてどこまで可能であるのかを整理した上で、かくせさく せいごう はか やくわりぶんたん れんけい ひつよう しえん ほしょう 各施策との整合を図りつつ役割分担と連携により必要な支援を保障することが もと かんが 求められると考えるため。

^{みつますいいん} 【光 増委員】

けつろん **〇結論**

すべ しょうがいふくし ふたん いどう ひつよう しえん ひつよう ばあい つうがく 全てを 障 害福祉が負担するのでなく、移動に必要な支援が必要な場合、通学じ がつこうきょういく いどう ほしょう つうきんじ しゅうろうじ しょくば ほしょう とう 時は学校 教育で移動の保障をし、通勤時、就労時は職場が保障する等の ちょうせい ひつよう 調整が必要。

りゅう 〇理 由

こうせいろうどうしょう しちょうそん はんだん いどう しえん ないよう ちいきかんかくさ しょう 厚生労働省、市町村の判断で移動の支援の内容に地域間格差が生じて ざいせいてき ふたん もんだい ぜんしょうちょう ちょうせい いどう ほきている。財政的な負担が問題になるのなら、全省庁で調整して移動の保しよう じつげん でま現すべきでないか。

みやたいいん 【宮田委員】

けつろん **〇結論**

つうきん つうがく いどうしえん こべつきゅうふ しゅうろう しゅうがく ぶつりてき 通 勤・通 学における移動支援を個別給付とし、就 労 や 就 学における物理的 へいがい じょきょ ざいげん そうごうふくしほう げんそく とくべつしえんがっこう 弊 害を除去する。財源は総合福祉法を原則とするが、特別支援学校については、こどもとほぼ同数の教員や介助員が配置されており職員による送迎の制度化りょうしん しゅうろう ばあい じどうでいさーびす ほうかごじどうくらぶも考慮する。両親が就労している場合には、児童デイサービスや放課後児童クラブなど そうげい たいしょう 等への送迎も対象とする。

りゆう **〇**理由

ちいき がっこう きぎょう しゅうがく しゅうろう しょうがいじ しゃ そうげい いどうしえん たいしょう 地域の学校・企業に就学・就労した障害児・者の送迎が移動支援の対象 ちいき おおく しゃかいさんか おおきなへいがい とくべつしえんがっこうしゅうがくじとならない地域が多く、社会参加の大きな弊害となっている。特別支援学校就学児についても、医療的ケアが必要な場合には家族による送迎が必要な場合が多い。こもんだい ほんにん しゃかいさんか せいげん おや かぞく せいかつけん のような問題は、本人の社会参加を制限するだけでなく、親・家族の生活圏やろうどうけん しんがい きけんせい てきかく けあまねじめんと ぜんてい しえん労働権も侵害する危険性をもっているので、的確なケアマネジメントを前提に支援

たいしょう かくだい ひつよう 対象を拡大する必要がある。

もりいいん 【森委員】

〇結論

らいふすてーじ おう じんせい もくひょう カイフステージに応じて、人生の目標、いきがいづくり、社会における役割な もくひょう かだい せってい とうたつかのう せいかつ じゅうじつ はか たいせつ どを目標とした課題を設定して、到達可能な生活の充実を図ることが大切である。生活は、縦割り行政によって分断されるべきではなく、一つひとつの活動や さんか いちれん かんけいせい 参加に一連のつながりと関係性があることに留意して、総合的に目標を設定する必要がある。そのためには、選択肢としてのサービスの活用においては横断的、 えんかつ かつよう もと 円滑な活用が求められる。

ざいげんかくほ じっせき ろうどうぎょうせい きょういくぎょうせい 財 源確保においては、これまでの実 績をもとに、労働行政、教育行政などかっよう で活用していた財源を持ち寄り、より良い支援に結び付けるシステムを構築すべきとかんが ちょく なんごとく もにたりんぐ おこな きんだん そのためには、今後の取り組みについてモニタリングを行うなどをして、じっせんてき とく じゅうじつ はか ひつようより実践的な取り組みの充実を図る必要がある。

〇理由

しょうがい ひと ひと せいかつ ひつよう しえん たてわ ぎょうせい ぶんだん 障 害 のある人もない人も、生 活に必 要な支援は、縦割り 行 政 によって分 断 さ しえん そうごうてき こうちく れるべきではなく、そのための支援は総 合 的に構 築 されるべきである。

^{ろんてんでぃー} いばしょきのう ひろ なかま こうりゅう ぶんかげいじゅつかつどう 論 点 D -3-2) 居場所機能など広く仲間との 交 流 や文化 芸 術 活 動 などについてど

あさひないいん 【朝比奈委員】

○結論

いばしょきのう しゃかいてきこりつ ふせぐい み じゅうよう ほじょきん やちん 居場所機能は社会的孤立を防ぐ意味できわめて 重 要。補助金については、家賃や じんけんひ ねんがく いってい きんがく ほしょう りょうしゃすう おうじてうわのせ 人件費など年額で一定の金額を保障したうえで、利用者数に応じて上乗せされる しくみ ひつよう よ**うな仕組みが必要**。

あらいいいん 【荒井委員】

けつろん **〇結論**

しょうがいしゃ い づく こうりゅう ぶんかげいじゅつかつどう じゅうよう 障害者の生きがい作りのため、交流や文化芸術活動は重要なものであり、 たいけいてき い ち ひつよう くに いちりつ き ちいき ないき 体 系 的 な位置づけが 必 要 。ただし、国 が 一 律 に決めるべきものではなく、地域の じしゅせい はっきでき しく 自主性を発揮出来るような仕組みとするとともに必要な財源措置を講ずるべき。

いざわいいん 【伊澤委員】

〇結論

しょうがいしゃじりつしえんほう しゅうろう むけたくんれん かりたて ちいき障害者自立支援法によって、就労、それに向けた訓練への駆り立てにより、地域 しょうがいしゃじりつしえんほう あんしんあんぜん いばしょきのう じゆうくうかん どろっぷぃん から安心安全をかもしだす「居場所機能(くつろぎの自由空間/ドロップイン)」が _{ふまうしつ} 消 失した。

はたらく せいかつ くらし ちゅうしん げんじょう さーび すじぎょう さんか 働 くことが生活、暮らしの中心になりにくく、現状のサービス事業への参加が こんなん ひと そんざい "いばしょきのう さいこう ひるがえって 困 難 な 人 たちか 存 在 するなか、この"居場所機能"を 再 興 すべし。翻 っ て そのこと ながいれきし ゆうし わがくにこゆう ぶんか いう しょうきぼさぎょうしょ せいしんは、長い歴史を有し、わが国固有の文化とも言うべき「小規模作業所」や、精神 しょうがいしゃ ざいたくしえん きゅうせんぽう せいしんしょうがいしゃちいきせいかつしえんせん たー 障害者の在宅支援の急先鋒だった「精神障害者地域生活支援センター」が はたして やくわり きのう さいひょうか じぎょう さいこうちく もとめる 果たしてきた役割や機能への再評価と事業としての再構築を求めることであり、 しょうがいしゃじりつしえんほうてきしよう ちいきかつどうしえんせん たー ぎょうざいせいてき ぜいじゃく 障害者 自立支援法的仕様では、「地域活動支援センター」を行財政的に脆弱な しちょうそんじぎょう くに めいかく せきにんせい じっし もとめる 市町村事業としてではなく、国の明確な責任性において実施することを求めるも いばしょ はっそう ひろげるなか しょうがいしゃ ば しょうがっこうくのである。さらに居場所の発想を広げる中で、障害者のみの場ではなく、小学校区 こうれいしゃ しょうがいしゃ だれ つどい ちいき つくって ばくらいで、高齢者も障害者も、誰もが集い、地域でのつながりを作っていく場の ひつょうせい ちいき ふくし ぞうしん かんてん おもう こーでぃねーと じんざい必要性を地域福祉増進の観点から想う。それをコーディネートする人材

こみゅにてぃーわーかー など かくほ ひつよう (コミュニティーワーカー)等の確保も必要。

〇理由

はたらくこと おもき おくしゃかいてきふうちょう たかまり そえないひと 働く事に重きを置く社会的風潮の高まりによって、それに添えない人たちにひゃゃか まなざし おくるけいこう つょまり きがかり。この間理念としても 醸 成っのる やややかな眼差しを送る傾向の強まりがとても気がかり。この間理念としても 醸 成っのるれてきた「共感や共生の社会」への市民感情が揺らぎかねないという危惧が募るしまうがい あぐら このはまりがになる しょうがい あくら これとをかいて.. などの論調)。障害 やハンデがあってもなくても、ともくらしていく地域や街づくり、共感と共生の"福祉コミュニティー(要援護のつみこむちいきしゃかいちから そうぞう とり 摂した施策のありようを強く求める。しゃかいてき いばしょ ほんにん えんぱわめんと たかめて とと思う。

いしばしいいん 【石 橋委員】

けつろん **〇結論**

とくべつ たいけい ひつよう かんが しゃかいさんか してん いっぱんしみん こうりゅう 特別な体系は必要ないと考える。社会参加の視点からは一般市民との交流が まいしん しょうがいしゃ てき いばしょ 重要。心のバリアフリーを推進するためにも障害者だけのサロン的な居場所はそれ じゅうよう ほど重要ではない。

しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会やまちづくりのサークル活動に積極的に参加していくことが じゅうよう 重要。

げいじゅつかつどう しょうがいしゃ はっぴょう きかいかくほ ほしょう ただし、芸術活動など障害者の発表の機会確保は保障されなければならない。 りゅう 〇理由

いばしょ ふく こうりゅう ぶんかかつどう しょうがいしゃ かぎ 居場所を含めて交流や文化活動は、障害者に限ったことではない。

うじたいいん 【氏田委員】

けつろん **〇結論**

ひろ いっぱんしみん こうりゅう ぶんか げいじゅつかつどう みぢか ちくせんた 広 く一般市民との 交 流 や文化 芸 術 活動 などを身近な地区センターやかるちゃーせんた すぽーつせんた おこな ひつよう カルチャーセンター、スポーツセンターなどでともに 行 えるようにする必 要がある。 どうじ しょうがい なかま あんしん きがる つど また同時に 障 害 のある仲間たちが安 心して気軽に集える「たまり場」的要素をもつばしょ ひつよう 場所も必要である。

りゆう

はったつしょうがい ばあい こうど ゆた しゅみ も ひと たしゃ 発達 障害 の場合、かなり高度で豊かな趣味を持っている人もいるが、他者とそれ こうりゅう かつどうてんかい よわ てん しえん ちいきしげん よういを交流 させる活動展開に弱いところがある。この点を支援できる地域資源を用意で

のぞ たと かいが しゅみ ひとどうし つど ちいき ひと きることが望ましい。例えば、絵画を趣味にしている人同士が集う、そこに、地域の人 しぜん かたち さんか かのう ぶんかきょてん せってぃんぐたちも自然な 形 で参加するといったことが可能になるような文化 拠 点 をセッティング しえんきのう じんざい ひつよう いっぱんてき ひろ か いろあするための支援機能や人材が必要である。また一般的な広がりに欠ける色合いの ひと ぶんかかつどう 趣味活動であっても、その人たちのつながりができれば、一つの文化活動となり、 しゃかい じたい しぜん かたち たようせい みと けいき すぽっつ かん社会 自体が自然な 形 で多様性を認める契機ともなる。スポーツに関しても ゅにぱーさる たの ユニバーサルに楽しめるものなどをもっと普及させていくための後押しが必要である。

_{おおくぼいいん} 【大久保委員】

けつろん **〇結論**

まてきしょうがい ひと なかま こうりゅう ほんにんかつどう 知的障害のある人たちにとって、仲間との交流、ピアサポートなどの本人活動や びじゅつ えんげき えんそう ぶんかげいじゅつかつどう ほんにん 美術、演劇、演奏などの文化芸術活動は、本人のエンパワメントやQOLの視点 じゅうよう かつどう ぜんこくてき ひろ み せいどてき げんこう ちいきから 重 要 な 活 動 であり、全 国 的 にも 広 がりを見せている。制度的には 現 行 の地域 せいかつしえんじぎょう かくじゅう 生 活 支援 事 業 を 拡 充 していくことが 考 えられる。

おかべいいん 【岡部委員】

けつろん **〇結論**

ちいきせいかつしえんじぎょうとう わくぐ 地域 生 活 支援 事 業 等 の枠組みは、セルフヘルプ・グループやピア・サポート、プロ じぎょうとう せっきょくてき じょせいそち おこな かつようシューマー事業等について積極的な助成措置を行うことにこそ活用されるべき。

おだじまいいん 【**小田島委員**】

けつろん **〇結論**

とうじしゃだんたい かつどう おかね だせるせいど 当事者団体の活動にお金を出せる制度をつくる。

〇理由

とうじしゃ あつまってはなしあえるばしょ じゅうよう 当事者が集まって話し合える場所はとても 重 要 だから。

【門屋委員】

けつろん **〇結論**

ちいきかつどうしえんせんた きほんしげん 地域活動支援センターは基本資源としてどこにでもあるようにすべきです。居場所 きのう どだい ちいき でいさーびす でいけあ にっちゅういちじしえん きのう機能を土台として、地域によってはデイサービス・デイケア・日中一時支援といった機能 も かのう しゅみ こじんてきかつどう いっぱんぶんかかつどう を持つことも可能とすべきです。趣味など個人的活動については一般文化活動への まんかそくしん またな かんが おも しょうがい ひと たの よかかつどう参加 促 進 を 行 うべきと 考 えています。 重 い 障 害 の 人 の 楽 しみ、余暇 活 動 などはしゃかいさんかめ にゅ ひと さーび すていきょう かんが 社 会 参加メニューの一つとしてサービス 提 供 を 考 えるべきです。

りゆう 〇理由

すく じんこうき ぼちいき しげん きほんしげん **少ない人口規模地域では資源がないこともあるので、基本資源として「たまり場」資源**ひつよう かんが は必要と考えています。

かわさき よう いいん 【川崎(洋)委員】

〇結論

ひきこもりがち せいしんしょう しゃ 引きこもりがちな 精 神 障 がい者にとっては、仲間との 交 流 の場としての居場所は にんげん かんけいづくり かかせない げんじょう ちいきかつどうしえん せん たー きのう 人間 関係作りには欠かせない。 現 状 の地域活動 支援センターが機能をもっと じゅうじつ いばしょ そうだん ば げいじゅつかつどう さんか ば 充 実 させ、居場所であり、相談できる場であり、芸 術活動などに参加できる場に発展できるとよい。

〇理由

なかま で あ うばしょ いって ひ き こ も り ひと ちいき で か け る しょうじょう 仲間に出会う場所に行って、引きこもりの人が地域に出かけるようになり 症 状 がよじれい せいしんしょう しゃ きく おおい くなった事例が 精 神 障 がい者について聞くことが多い。

_{きみづかいいん} 【君 塚委員】

けつろん **〇結論**

としょかん こうみんかん ほいくじょ しょうがっこう たんい ちいききそんしせつかつよう ちいき 図書館. 公民館. 保育所, 小学校などの単位で地域既存施設活用し、地域へあっぴーる いっぱん ひと おな くうかん りょう しすて う い たいおう アッピールする. 一般の人と同じ空間が利用できるシステ、、受け入れ対応できるせんもんか はいち 専門家の配置をする。

りゆう

とくべつ にちじょうてき かんきょう りょう ちいきじゅうみん ぱんぱわ かつよう 特別でない日常的な環境を利用することで、地域住民のパンパワーを活用する. しょうらいてき りょう し かんきょう ちいきじゅうみん ち それが将来的に利用するかも知れない環境として地域住民がそれぞれの地にあった たいけい つく あ かのうせい いみ ていちゃく 体系を作り上げるようになる可能性があることに意味があり、定着しやすい.

こんどっいいん 【近藤委員】

けつろん **〇結論**

いばしょきのう ひつよう げんこう ちいきかつどうしえんせん た じったい わ 居場所機能は必要である。現行の地域活動支援センターの実態を2つに分け、でいあくていびてい きのう せいかつかいご とうごう かつどうしえん ば いばしょきのうデイアクティビティの機能は生活介護と統合した「活動支援の場」とし、居場所機能

ちいきかつどうしえんせんたもは地域活動支援センターに持たせてはどうか。

りゅう 〇理由

しきゅうけってい う じゆう た よ こうりゅう ば ちいき なか ふかけっ 支 給 決 定 を受けずに、自由に、立ち寄る、交 流 する場は、地域の 中に不可欠である。

さかもといいん 【坂本委員】

けつろん

〇結論

しょう かた しゃかいさんかしえん ふくし そもそも、障 がいのある方の社会参加支援を福祉サービスですべてカバーするこ こんなん ぶんかげいじゅつとう たちば しょう かたとは困難であり、文化芸術等についてもそれぞれの立場において障がいのある方しゃかいさんか しえん が社会参加できるよう支援すべき。

〇理由

しょう かん ふくしぎょうせい ふくしかんけいきかん ゆだ 障 がいに関することはすべて福祉行政や福祉関係機関に委ねるといったやりかた みと くにぜんたい しょう りかい しえん すす はってんせい方を認めてしまうと、国全体の障がいについての理解や支援も進まず、発展性がない。

さのいいん 【佐野委員】

っ けつろん **台 論**

どうしょうしゃ こうりゅう ぶんかげいじゅつかつどう しょうがい じゅよう じぶん み 同 障 者との交流や文化芸術活動をすることは、障害を受容し、自分を見つめ しゃかい さんか ひつようふかけつ かつどう たいなおし、社会に参加していくために必要不可欠のことです。このような活動に対するじょせい ひつよう しえん すす せいどか 助成や必要な支援を進めるために制度化をすべきである。

しみずいいん 【清水委員】

〇結論

じったい なか しみんさんかく そうぞうてき こうちくてき てんかい 自治体のそれぞれの実態の中で、市民参画のもと、創造的・構築的に展開されていかなければならない。

〇理由

市民みんなでつくる、「まちの豊かさづくり」として、 障 害 を持つ人 たちが居るこれが たいり との価値をまちの 力 にしていく仕組みとして、いくつもの 創 造 的 取り組みができるかのうせい 可能性があると思います。そういう 風にすすめていける 体 系に。

たけばたいいん 【**竹 端 委員**】

けつろん **〇結論**

「〇〇したい」をかなえるための支え(日 中 活 動)の一つとして考えるべき。

りゆう

たなか まさ いいん 【田中(正)委員】

けつろん **〇結論**

かくとどうふけん ぶんかげいじゅつ きょてん せいび びじゅつ せいしんかびょういん ふくししせつ 各都道府県に文化芸術の拠点を整備する。美術においては、精神科病院、福祉施設なずぐ さくひん そうぞう ひとたち ちょうさ けんきゅうきのう へいせつ てんじ とにおいて優れた作品を創造している人達の調査・研究機能も併設する。また、展示に どくじ てんじ すペー す こくりつ こうたてびじゅつかん れんけい てんらんかい かいさい おいて独自の展示スペースか、国立・公立美術館などとの連携で、展覧会を開催す かんてん しつ たか さくひん ひょうかる。 障害者の作品はすべて素晴らしいという観点ではなく、質が高い作品を評価するしく あわ こうちく 仕組みも併せて構築する。

りゆう

なかにしいいん 【中 西委員】

けつろん **〇結論**

とうじしゃ きかくうんえい ぎょうせい ほじょきん だ うんえいほじょ おこな 当事者の企画運営によって、行政が補助金を出して運営補助を行っていく ^{ほうしき} 方式がふさわしい。

りゆう

しょうきぼ きほんべーす しきん ひつよう じむしょ じんけんひぶん しょうがいしゃ めい 小規模でも基本ベースの資金は必要なので、事務所と人件費分は障害者が2名いじょうりょう そしき かくほ いじょうにんずう ふ かさん以上利用する組織で確保されるようにし、それ以上人数が増えると加算されるような

もちろんこれらの 交 流 や活 動の中で、個別給 付の介 助サービスが使えることに していくことが当然であり、その活動の場の職員に介助の負担を課してはならない。 じゅうらい さぎょうじょ つうしょなか かいじょじかん みと 従来の作業所は通所中の介助時間を認めてこなかった。これも就労の場と どうとう いち こべつかいじょ みと 同等の位置づけで個別介助を認めるべきである。

なかはらいいん

けつろん **〇結論**

なかま こうりゅう ぶんかげいじゅつかつ しみん しゃかいさんか してん じゅうよう かつどう 仲間との 交 流 や文化 芸 術 活は市民としての社 会参加の視点から 重 要 な活 動 いどうしゅだん いどうしえん かつどう ば ちいきかつどうしえん である。そのためには、移動手 段としての移動支援と活 動の場としての地域活 動支援せん たー じゅうよう センターが 重 要 となる。

にしたきいいん 【**西 滝 委員】**

けつろん **〇結論**

ちょうかくしょうがいしゃ しゅわとう じゆう はな あ さまざま こみゅにてい ば ひつよう 聴 覚 障 害 者は手話等で自由に話し合える、様々なろうコミュニティの場が必要 ちょうかくしょうがいとうじしゃだんたい かつどうしえん ちいき しゅわさーくる ようやくひっきさーくる である。聴 覚 障 害 当事者団体の活動支援、地域の手話サークル・要約筆記サークルとう かつどうしえん 等の活動支援、

のはらいいん 【野原委員】

けつろん **〇結論**

ふつう ひと あ まえ とうぜんこた ニーズはさまざまであるが、普通の人がもつ当たり前のニーズには当然応えるべき である。

ひがしがわいいん 【東川委員】

けつろん **〇結論**

じょうき いんない ば かくほ とう はじ 上記のように、まずは院内でのたまり場の確保、等から始まるのもよし、ぴあサポ たいせい ひろ しゃ かくだい おこな さま しきんえんじょ トト体制から広く視野を拡大していくためのサポートが行われる様な資金援助や じんてきしえん たいせつ 人的支援が大切。

げんこう ちいきかつどうしえん みなお しょうがい ひと ひと ひと ひと ひと ひと でいま 行 の地域 活 動 支援センターを見直すこととあわせて、障 害 のある 人 もない 人 も しみん かつよう かつよう かっとして 活 用 できるユニバーサルな 形 のものとして 障 害 者 計 画 の 中 で整備して いくせいじぎょう あ かんが いくことやボランティア 育 成 事 業 などと合わせて 考 えられないか。

りゆう 〇理由

ひと い 人 とのつながりで人 は生きられるから。すべての人 を孤立させてはならない。

ひろたいいん 【広田委員】

けつろん **〇結論**

いばしょ せいしんしょうがいしゃ じゅうよう 居場所は精神障害者にとって重要

ぶんかげいじゅつかつどう きぞん しゃかいしげん なか 文化芸 術 活 動は既存の社 会資源の中でやれる様にしてほしい

りゆう 〇理由

しょうがいしゃ しゃかいさんか ひろ けっか けいはつ 障害者の社会参加が拡がり、結果として啓発につながる

ふくいいいん 【福井委員】

けつろん **〇結論**

ちいき ゆたか い ぶんや とうぜんそうごうふくしほう なか 地域で豊に生きていくためには、欠かせない分野であり、当 然 総 合 福祉法の中に いちづ しょうがいとうじしゃ ちゅうしん じちたい せんもんか けんとうかいぎ せっち しさく位置付け、障害当事者を中心に自治体、専門家などによる検討会議を設置し、施策 _{じつげん はか} の実現を図っていくべきである。

りゅう 〇理由

じしゅてき ちいき と く ほうかごたいさく きょうどう ぶんかかつどう これまでも自主的に地域で取り組まれてきている放課後対策や共同の文化活動な

じっせんかつどう えんじょ ほうてき いちづ じゅうようど、実践活動に援助し、法的な位置付けをしていくことも重要である。

ふじいいいん 【藤井委員】

けつろん **〇結論**

かつよう かんてん なかま こうりゅう ぶんかげいじゅつかつどう たいピア・サポート 活 用の 観 点 からも仲間との 交 流 や文化 芸 術 活 動 などに 対する じょせい しぇんじぎょう せいどか 助 成などの支援事業を制度化するべきである。

りゆう 〇理由

しょうがいしゃけんりじょうゃくだい じょう こう ちいき じりつ たっせい 障害者権利条約第26条1項には地域における自立とインクルージョンの達成のた かつよう じょうこう すいしん ぐたいか しさく ひつようめにピア・サポートを活用するとあり、この条項の推進を具体化する施策が必要で あるため。

ふじおかいいん 【藤岡委員】

けつろん

ちいきかつどうしえんじぎょう ちいきかつどうしえんじぎょう か にっちゅうかつどうしえん じぎょう つく 地域活動支援事業に代わり日中 活動 支援センター事業 を作る。

〇理由

すべ ひと はいじょ しゃかいてき ほうせつ ぶんかてきせいぞんけん こうふく全ての人が排除されることなく社会的に包摂され、文化的生存権と幸福 ついきゅうけん ほしょう せいど **追 求 権が保障される制度を**。

ますだいいん 【増田委員】

〇結論

せいしんしょうがい ひと ばあい あんしん すごせるばしょ ふくすう ひつよう 精神 障害のある人の場合に、安心して過ごせる場所が複数あることが必要であ せいしんしょうがい なかまどうし であい きかい えたり しゃかいさんか いきがい たいけん ばる. 仲間 同士の出会いの機会を得たり、社 会参加や生きがいにつながるような体験の場 でいあくていびていせんたー たいけい でいあくていびていせんたー たいけいが豊富に準備されることが必要である。デイアクティビティセンターのような体系。 たよう ひと りよう たよう ひと りょう かんがえる いどうしえん ひつよう 多様な人が利用することを考えると、移動支援が必要.

_{みうらいいん} 【三浦委員】

けつろん **〇結論**

かのう かぎ いっぱんせさく なか かんが いっぱんしげん あくせすほしょう めん 可能な限り 一般施策の中で考え、一般資源へのアクセス保障の面からも けんとう ちいき じょうきょう おう ちいきせいかつしえんじぎょう ちかつ しゃかいさんかそくしん検討する。また、地域の状況に応じて地域生活支援事業(地活や社会参加促進 しゃかいさんかそくしん ゅうこう かつよう かくほなど)を有効に活用して確保する。

りゆう 〇理由

かんれん いっぱんせさく なか しょうがいしゃ たい てきせつ はいりょ 関連する一般施策の中において障害者に対する適切な配慮がなされ、 こうりゅう ぶんかげいじゅつかつどう そくしん ちいき いっぱんせさく ないよう 交 流 や文化 芸 術 活 動が促進されるべきであるが、地域によって一般施策の内容 いっぱんせさく ないよう でんかい ど あ さ い かんが ばあい ふくしせさく や 展 開 の 度合いに差異があることも 考 え ら れ る ため、そのような場合には、福祉施策 てきせつ きかい ば かくほ として適切に機会と場を確保すべきであるため。

^{みつますいいん} 【光増委員】

けつろん **〇結論**

とうじしゃかつどう よかかつどう ぶんかげいじゆつかつどう かつどう しえん ひつよう 当事者活動、余暇活動、文化芸術活動、スポーツ活動の支援は必要である。 かいじょう しょうりょう げんめん ふく けんとう ひつよう 会 場 の使用 料 の減 免などを含めた検討が必要。

りゆう 〇理由

しゃかいきょういく しょうがいがくしゅう ょさんとう ほじょ しえん 社会教育、生涯学習の予算等からの補助と支援ができないだろうか

もりいいん 【森委員】

〇結論

しょうがい ひと ひと おなじもくひょう む かつどう ば かくほ 障 害 のある人もない人も、同じ 目 標 に向かってともに活動できる場の確保が ひつょう ば かくほ くわ ぶんかげいじゅつかつどう おこな てきさ ぽーと 必要である。そして、場の確保に加えて、文化芸術活動を行うための人的サポート しえんたいせい もと さくひん てんじ はっぴょう や支援体制が求められるとともに、作品の展示や発表などにあたっては、多くの しみん かんしょう はっぴょう ば ていきょう のぞ 市民に 観 賞 いただくための 発 表 の場が 提 供 されることが望ましい。

しょうがい ほんにん せんざいてき げいじゅつかつどう のうりょく う ばあい 障 害 があるために、本 人の潜 在 的な 芸 術 活 動の能 力が埋もれてしまう場合も _{おお せんざいてき のうりょく はっくつ のうりょく の しえん もと} 多くあり、潜 在 的 な 能 カ を 発 掘 し、 能 カ を伸ばすための支援が 求 められること しょうがい とくせい りかい げいじゅつりょういき せんもんてきちしき ぎじゅつ ゆうからも、障害の特性を理解し、芸術領域の専門的知識と技術を有する しえんしゃ そんざい ひつよう そうさくかつどう うえ ちょさくけん かくほ かんするしえん支援者の存在が必要である。また、創作活動の上で、著作権の確保に関する支援 も求められる。

〇理由

ぶんかげいじゅつかつどう たいするしどう しえんたいせい いちばんおくれて ぶんや文化芸術活動に対する指導や支援体制が、一番遅れている分野でもある。この ぶんや そくしん げいじゅつりょういき せんもんてきちしき ぎじゅつ ゆう しえんしゃ 分野を促進するためにも、芸術領域の専門的知識と技術を有する支援者の ^{そんざい ひつよう} 存 在も必 要である。

ゃまもといいん 【山 本委員】

o 結 論

せるふへるぷかつどう かん こうつうひ うんえいひよう ほしょう セルフヘルプ活動に関して交通費および運営費用を保障すべき

りゅう **〇**理由

#いりつほごじゅきゅうしゃ こうつうひ しきゅう せいしん AA 断 酒 会 については 生 活 保護 受 給 者 について 交通費 が 支 給 されるが、 精 神しょうがいしゃ せるふへる ぷかつどう いっさいほじょ 障 害 者 のセルフヘルプ 活 動 については 一 切 補助がない。

た あ ひょう こうつうひほじょ ひつよう 立ち上げ費用および交通費補助が必要